

# 平成 2 2 年度定期監査結果に基づき講じた措置

## (個表 1)

政策部	1
総務部	19
防災危機管理部	39
生活・文化部	51
健康福祉部	75

<p><b>監査の結果</b></p> <p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人となるか、公益社団（財団）法人となるかの選択が必要となっている。</p> <p>本県においては、22 年 4 月 30 日現在、2 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 274 団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新しい公益法人制度への円滑な移行に関するアンケート」を実施し、政策部所管の 8 法人についてその意向等を確認。</li> <li>移行予定先・・・公益 2、一般 2、解散 2、未定 2</li> <li>・ 現在、3 法人が移行に向けて具体的な申請手続等に入っており、所管部局として制度の説明や相談等に応じるなど、新制度の法人へ円滑に移行できるよう支援を行いました。</li> <li>・ 国や公益法人協会などが開催する「新公益法人制度」に関するセミナー等について、所管法人に案内するなど情報提供に努めました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策部所管の 8 法人中、6 法人については、解散も含め、移行予定先を決定し、移行申請やその準備に入っています。</li> </ul>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新公益法人制度による移行期限が平成 25 年であることから、移行先が未定である 2 法人について、迅速な決定を促すとともに、残りの 6 法人についても円滑な移行に向けて引き続き支援等を行っていきます。</li> </ul>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査の促進)</p> <p>(1) 本県の地籍調査進捗率は平成21年度末 7.95%で、全国平均約49%よりも著しく低く、実施市町数については、22年7月現在で20市町となっている。</p> <p>地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、本調査は民間の土地取引の円滑化や災害復旧の迅速化に役立つなど有効な事業である。</p> <p>今後も、休止、未着手市町の解消に努めるとともに、市町への支援を継続的に行い、地籍調査の促進を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休止、未実施市町の市町長や副市町長、用地、財産管理関連担当者等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明をし、早期に事業を実施いただくよう働きかけました。</li> <li>・ 地籍調査の効率化・コスト削減を図るため、地籍調査の基準点（三角点）の設置が必要な市町については、実施前に、国土地理院に設置を要望し、市町の負担軽減に努めました。</li> <li>・ 市町担当者の負担軽減を図るため、公図と登記簿の取得・突合作業等の業務を行う「地籍調査促進緊急雇用事業」を実施しました。</li> <li>・ 県土整備部や農水商工部の公共事業関係部局の室長会議や担当者会議において、地籍調査の必要性や地籍調査を実施することによる公共事業の用地調査等負担軽減のメリットを説明するとともに、地籍調査成果の活用を促しました。また、国土調査法第 19 条第 5 項に基づき、公共事業での用地調査や土地区画整理事業及び土地改良事業による測量・調査の成果を指定申請するよう働きかけました。</li> <li>・ 県と市町で構成する三重県協議会及び東海四県で構成する東海ブロック協議会の主催により、市町・県地域機関等担当者を対象に、地籍調査の必要性や各工程の実施にあたっての留意点等をテーマにした講習会を開催し、普及・啓発活動に取り組みました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度から、2 市 2 町が事業実施することとなり、実施市町は 24 となる見込みです。</li> <li>・ 基準点（三角点）の設置については、平成 22 年度は 2 市 3 町について国土地理院が設置することとなりました。</li> <li>・ 9 市町が、「地籍調査促進緊急雇用事業」を活用して 12 人を雇用しました。</li> <li>・ 公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。</li> <li>・ 市町職員や県地域機関担当者が、多くの研修会に参加しスキルアップが図れました。</li> </ul>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （新規）市町が地籍調査をより効率的に実施できるよう、市町が地籍調査着手前に行う計画・調査業務に対し支援を行います。</li> <li>・ （新規）民間開発等既存の測量・調査成果を国土調査の進捗に反映できるよう、市町に支援します。</li> <li>・ 市町担当者の負担軽減を図るため、引き続き、「地籍調査促進緊急雇用事業」に取り組みます。</li> <li>・ 地籍調査の休止市町に対して、引き続き積極的な地籍調査実施への働きかけを行うとともに、技術的支援や講習会・説明会等多くの機会をとらえて、事業の普及・啓発に取り組みます。</li> <li>・ 土地区画整理事業や都市部・山間部における境界保全調査事業を地籍調査の成果に反映するため、国直轄事業を積極的に活用します。</li> <li>・ 公共事業における地籍調査の活用や、国土調査法第 19 条第 5 項（地籍調査以外の事業による認証申請に基づく指定）の活用を図るため、公共事業関係部局に対する働きかけを行います。</li> </ul>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (水力発電事業の民間譲渡)</p> <p>(2) 水力発電事業の民間譲渡については、鋭意取り組まれてきたところであるが、新たに中部電力株式会社の運転監視システムの整備が必要となったことなどから、譲渡の時期が平成25年度または26年度に延期されることとなった。          譲渡時期が再び延期されることのないよう、譲渡条件となっている地域貢献への取組等について、引き続き関係部局と連携し、課題の着実な解決に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中部電力(株)と総合調整部会、設備部会、用地部会において、課題ごとの協議を進めました。          (2) 水力発電事業の民間譲渡に伴う地元関係団体等との協議を進めました。          (3) 県庁関係部局においては、課題ごとに協働し、譲渡価格検討部会、流量回復運用ルール策定作業部会等で検討を進めました。          (4) 水力発電事業の譲渡にかかる地元説明会(大台町3地区)を6月下旬から順次開催し、地域貢献課題の方向や、宮川の治水対策などを説明しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 地域貢献の取組課題14項目のうち、かんがい補給の取組など11項目については、継承する方向で中部電力(株)の理解を得ました。残る地域貢献課題3項目については、基本的な事項の合意に向けて県の対応策を整理しました。          その対応策として、三浦湾への緊急発電放流については、大台町などへの説明結果も踏まえ、譲渡条件としないこととする方向で整理を進めました。また、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策については、譲渡後も確実に事業が行えるような方策の整理を進めました。          (2) 企業庁において、設備関係として、老朽化設備の前倒し補修や維持管理上必要な図書類の整理などを進めました。          (3) 企業庁において、用地・権利関係として、境界確認、用地測量、用地境界杭設置、管理用図面等の作成業務を進め、平成23年2月末時点で全1,229筆のうち1,217筆[99.0%]の境界確認を終えました。          (4) 譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例、収益性を考慮した事業価値など、様々な要素を踏まえて検討する中で、譲渡価格に対する双方の考え方を提示し、協議を進めました。          (5) 平成23年3月31日付で「譲渡・譲受に向けての確認書」を中部電力(株)と締結しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 譲渡に向けての取組については、引き続き関係部局と連携して中部電力(株)や関係機関との協議を進めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (JR名松線の輸送体制)</p> <p>(3) 平成21年10月8日の台風18号によりJR名松線が被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、JR東海は家城・伊勢奥津間についてはバスによる輸送とする旨を提案し、今なお代行バスによる輸送が続いている。</p> <p>津市と県は独自の調査を実施し、その結果を踏まえ22年3月18日から関係者による復旧、運転再開にかかる意見交換を始めているが、JR東海との意見には相違があることから、引き続き、JR名松線の輸送体制について関係者と話し合いを進め、輸送体制の確立に向けて取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成22年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成21年11月から平成22年1月にかけて現地調査等を行い、災害前の状態に復旧するには、県として特段の対策は必要ないという調査結果をまとめ、2月、JR東海に対し、家城・伊勢奥津間を災害前の状態に復旧することなどを申し入れました。</p> <p>(2) しかし、4月に、JR東海から、鉄道運行の安全・安定輸送を確保するためには、40の沢不安定箇所等の改善が必要であり、そのための谷止工や排水路等の対策工事は自治体(津市、三重県)で実施すべきである、との考え方が示されました。</p> <p>(3) その後、県としては、山林周辺部からの影響を未然に防ぎ、予防的に安全を確保するという観点から、有識者を交えて津市とともに、JR提案の対策工事の必要性などについて、6～9月に現地調査を実施しました。</p> <p>(4) 9月の県議会本会議で、知事は「津市の意向を尊重しながら、家城・伊勢奥津間の鉄道による運転再開を前提に、県としても必要な治山事業を実施する方向で、4者による話し合いに臨み、名松線の復旧を求める」旨の答弁をしました。</p> <p>(5) 10月にJR東海から、自治体が必要な対策工事を行い、継続的に施設管理を行えば、JRは鉄道による復旧を行う旨の提案があり、10月以降、JR東海、津市、県の3者で、工事の役割分担、施設管理などについて協議を行ってきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>現地調査を行ったうえ、国(中部運輸局)も入った4者の協議の場や、当事者3者による実務担当者会議等で協議を重ねてきました。今後、復旧にかかる協定を締結し、運行再開に向けた対策事業に着手する段階に至っています。</p>
<p><b>平成23年度以降(取組予定等)</b></p> <p>概ね5年後の運行再開を目途に、治山事業を行う環境森林部及び水路整備を行う津市と連絡を密にしながら、できる限りスムーズに運行再開となるよう協力していきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(4) 県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>しかしながら、雇用情勢については、有効求人倍率は依然として低い水準にとどまっており、今後も厳しい状況が続くことが見込まれている。</p> <p>このため、県政の最優先課題として「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。 (政策企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 産業団体、金融機関、労働団体、市町、国機関等で構成する「三重県雇用・経済危機対策会議」を開催し、雇用・経済情勢と課題を共有するとともに、緊急的な雇用・経済対策や中長期的な対応策について検討を行いました。</p> <p>(平成 22 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 月 27 日 雇用部会 (地域人材育成事業における安全安心分野の設定)</li> <li>・ 5 月 12 日 経済部会 (実需創出のための取組等)</li> <li>・ 6 月 3 日 第 2 回三重県雇用・経済危機対策会議 (第八次対策等)</li> <li>・ 9 月 13 日 雇用部会 (新卒者をはじめとする若年者の雇用対策等)</li> <li>・ 10 月 6 日 経済部会 (実需創出のための取組等)</li> <li>・ 11 月 10 日 第 3 回三重県雇用・経済危機対策会議 (新卒者等の雇用対策等)</li> </ul> <p>(平成 23 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 月 31 日 経済部会 (実需創出のための取組等)</li> <li>・ 1 月 31 日 雇用部会 (新卒者就職対策、重点分野雇用創造事業の拡充等)</li> <li>・ 2 月 23 日 第 4 回三重県雇用・経済危機対策会議 (第十三次対策等)</li> </ul> <p>(2) 雇用・経済情勢を共有化し、国の対策等にも迅速に対応するため、庁内の関係部局で構成する「三重県緊急雇用・経済対策会議」を開催し、取組について検討を進めました。</p> <p>(平成 22 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 月 22 日 第 14 回緊急雇用・経済対策会議 (雇用状況等の把握)</li> <li>・ 5 月 31 日 第 15 回 " (第八次対策について)</li> <li>・ 8 月 25 日 第 16 回 " (第九次対策について)</li> <li>・ 10 月 29 日 第 17 回 " (第十一次対策、雇用確保の企業訪問について)</li> <li>・ 12 月 4 日 第 18 回 " (第十二次対策について)</li> </ul> <p>(平成 23 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 月 28 日 第 19 回 " (第十三次対策について)</li> </ul> <p>(3) 「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「三重県雇用・経済危機対策会議」や「三重県緊急雇用・経済対策会議」での検討結果等も踏まえ、緊急雇用・経済対策をとりまとめました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第七次緊急雇用・経済対策 約 245 億円 (平成 22 年度当初予算、平成 21 年度 2 月補正予算)</li> <li>・ 第八次 " 約 12 億円 (平成 22 年度 6 月補正予算)</li> <li>・ 第九次 " 約 6 億円 (平成 22 年度 9 月補正予算)</li> <li>・ 第十次 " 約 17 億円 (平成 22 年度 10 月補正予算)</li> <li>・ 第十一次 " 約 8 億円 (平成 22 年度 12 月補正予算 (その 2))</li> <li>・ 第十二次 " 約 122 億円 (平成 22 年度 12 月補正予算 (その 3))</li> </ul> <p>(4) 県内の雇用・経済情勢は一部に持ち直しに向けた動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあることから、平成 23 年度にかけて切れ目なく対応するため、骨格的予算として編成した平成 23 年度当初予算においても緊急雇用・経済対策を盛り込むとともに、平成 22 年度 2 月</p>

補正予算と一体的に第十三次緊急雇用・経済対策としてとりまとめました。  
なお、基本的な考え方や具体的な取組内容を「第十三次緊急雇用・経済対策の考え方」として整理したところです。

・第十三次緊急雇用・経済対策 約 248 億円（平成 23 年度当初予算、平成 22 年度 2 月補正予算）

## 2 取組の成果

(1) 雇用対策として、雇用創出基金を活用した雇用機会の創出や、雇用につながる就労支援などに取り組んでいます。

・雇用者数：9,890 人（平成 23 年 2 月末）

・未就職支援者の支援：参加者 111 人、就職決定者 65 人（平成 23 年 1 月末） 等

(2) 経済対策として、中小企業等の経営安定化や地域経済活性化への支援、将来に向けたチャンスづくりなどに取り組んでいます。

・三重県セーフティネット資金：保証件数 15,067 件 保証承諾額 3,335 億円（平成 23 年 2 月末）

・地域資源活用型産業活性化支援事業：採択件数 6 件（平成 23 年 3 月末）

・緊急経済対策設備投資促進補助金：事業計画認定 17 件、常用雇用創出 76 名

（平成 23 年 3 月末）

等

(3) 生活対策として、生活資金、就学、住宅の生活支援を行うとともに、子育て支援や福祉の充実など、雇用や地域経済を支える働きやすい環境づくりをすすめています。

・高校生等への奨学金貸付：1,517 名（平成 23 年 3 月末）

・労働・生活相談室の運営における相談件数：1,167 件（平成 23 年 2 月末）

等

### 平成 23 年度以降（取組予定等）

平成 23 年度当初予算で計上した緊急雇用・経済対策の取組を着実に推進するとともに、東日本大震災による県内の雇用・経済情勢への影響等について、状況の把握に努めていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (「<sup>うま</sup>し国おこし・三重」の推進)</p> <p>(5) 「<sup>うま</sup>し国おこし・三重」については、平成 21 年 4 月にスタートして以来、様々な取組を行い、その推進に努めているところであるが、21 年度一万人アンケートでは、「<sup>うま</sup>し国おこし・三重」の取組をあまり知らないと答えた人は 59.5%ないと答えた人が 23.4%といった結果となっている。</p> <p>県民運動として盛り上げていくためには、現在の広報では十分とは言えないので、引き続き、関係団体や市町、関係部局が一体となって、一万人アンケートの項目でもある「地域の愛着度」の向上や本取組の県内各地での浸透に向け、基本計画や実施計画に則り、県民が幅広く参画できるよう一層の取組推進を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(「<sup>うま</sup>し国おこし・三重」推進室)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>各種団体等の会合の際に「<sup>うま</sup>し国おこし・三重」の説明を行ったり、県内の様々なイベントにブース出展し、取組を紹介したパンフレットやマスコットキャラクター「う～まちゃん」の着ぐるみやシールなどを活用して PR 活動を行っています。また、主催・共催のイベントに関して、ラジオでのスポット広告を実施するなど、様々なメディアを活用しこれまで以上に本取組の広報を行うことにより、県民の皆さんが幅広く本取組に参画・参加できるよう周知に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月にかけて、実行委員会として、県内外の 48 のイベントでブース出展等を行うとともに、県庁内各部局が実施した県内外 12 のイベントで PR コーナーを設置いただきました。</p> <p>また、6 月 6 日には、平成 21 年度に津波警報の発表により中止となった「平成 21 年度成果発表・交流会」を開催し、本取組の先導的な事例の発表やパートナーグループのブース出展による成果発表などを実施しました。また、12 月 18 日には「平成 22 年度活動報告・交流会」を開催し、活動報告やワークショップ、ワールドカフェを実施しました。</p> <p>これらにより、取組の内容を広く県民の皆さんに PR を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、様々なイベントにおいてブース出展等を行うとともに、様々なメディアを活用しての広報・広告活動を行うことにより、県民の皆さんへ本取組の内容を PR していきます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (東紀州地域の集客交流の推進)</p> <p>(6) 東紀州地域の集客交流の推進にあたっては、平成22年4月に国の認定を受けた「東紀州地域観光圏整備実施計画」に基づき、東紀州観光まちづくり公社、東紀州地域の5市町、観光・産業関係団体、民間事業者等と一体となって、熊野古道センター、紀南中核的交流施設の二つの集客交流施設や熊野古道を中心とする地域資源を活用しながら、滞在型・体験型の観光に対応できるよう、地域全体の態勢を充実させられたい。</p> <p>特に東紀州観光まちづくり公社については、観光振興・産業振興・まちづくりの面で今後一層地域をリードしていけるよう、コーディネーターとしての役割を充実、強化されたい。</p> <p style="text-align: right;">(東紀州対策局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>東紀州地域において、2泊3日以上滞在型観光地づくりをめざす5年間の計画である「東紀州地域観光圏整備実施計画」を中心として、5市町等多様な主体と連携し、東紀州観光まちづくり公社、2つの集客交流施設である熊野古道センター、紀南中核的交流施設を活用しながら、熊野古道等の地域資源を生かした滞在型・体験型観光に取り組むとともに、地域のおもてなしの態勢づくりを支援しました。</p> <p>(1)熊野古道等を生かした地域づくりの取組</p> <p>①熊野古道まちなか案内所の設置          熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古道まちなか案内所」を、東紀州地域の5市町、それぞれ1か所設置し、観光客の満足度向上と地域住民のおもてなし意識の醸成をはかっています。</p> <p>②テーマ別冊子の作成          熊野古道を育み守ってきた自然、暮らしなどを簡潔にまとめたテーマ別冊子3種類を作成し、まちなか案内所や熊野古道センター、小中学校等へ配付し、地域内外へ情報発信しています。</p> <p>③熊野古道伊勢路ウォークイベントの実施等          来訪者の好みに応じて選択できる自然や歴史をテーマとした「熊野古道伊勢路ウォーク」を企画し、地域と協働しながら実施しました。また、来訪者が地域の魅力をより深く味わうことのできる熊野古道と脇道を活用した新たな周遊ルートを設定し、通路やサインの整備を行いました。</p> <p>④本物体験を中心としたプログラムづくり          東紀州地域の様々な魅力を体験できるよう、あまり知られていない聖地の旅や漁師町の散策などを中心に、旅行商品の造成に取り組んでいます。</p> <p>(2)東紀州観光まちづくり公社の取組</p> <p>東紀州地域の資源を活用した滞在型・体験型観光を推進するとともに、地域特産品のブランド力強化や飲食店・宿泊施設等の受入態勢の強化をはかるなど、公社の地域におけるコーディネーターとしての役割の充実に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光振興部門              三大都市圏へのエージェントセールスやPR、雑誌等メディアへの情報発信、エコツーリズムの推進、三重県観光販売システムズとの連携による観光商品づくり等、市町や観光関係団体等と連携し東紀州地域への集客交流に取り組みました。              また、みえ熊野学講座等を活用したツアーを実施するとともに、関西圏をターゲットとした熊野古道への誘客を行いました。</li> <li>・産業振興部門              地域資源を活用した新商品やサービスの開発をめざす事業者支援制度等の助言を行うとともに、物産展のアテンド等を通じた販路開拓の支援に取り組みました。              また、研修会の開催等を通じて宿泊施設や道の駅など観光事業者のホスピタリティの向上に取り組むとともに、「東紀州花まるの店」「めはり寿司マップ」の取組を通じて飲食店のサービスの</li> </ul>

改善及び地域特産品のブランド化を促しました。

また、年間を通した長期のアンテナショップを名古屋市内に設置し、物産の販売、PR、テストマーケティングを継続して実施しました。

・まちづくり部門

みえ熊野学の研究成果を生かし、東紀州5市町ごとの巡回講座や三大都市圏での文化講座の開催、情報誌「おくまの」の発行、また熊野古道語り部友の会、熊野古道保存会の活動への支援を行いました。

(3) 2つの集客交流拠点の取組

①熊野古道センター

「筏師の道」「海のいきもの×熊野灘」をはじめとした東紀州地域のくらしや文化などを紹介する魅力ある企画展や、地元の製品を使った「料理教室」や「ひのきアート教室」などの体験教室及び「熊野古道まつり」など地域の団体との共催による交流イベントなど、地域と連携した事業を展開しました。

②紀南中核的交流施設

割安感のある魅力的な宿泊プラン、日帰りプランを設定するとともに、熊野古道歩きや三反帆熊野川遊覧など約130種類にも及ぶ体験プログラム、地域と連携した「いろは展」等の交流イベントの事業を展開しました。

(4) 東紀州地域観光圏整備事業

携帯電話QRコードの作成など来訪者の利便性の向上をはかるとともに、韓国、台湾の雑誌への熊野古道の魅力の掲載や英語版のホームページの作成を行うなど海外に向けて情報発信を行いました。

2 取組の成果

これらの取組を進めることで、平成22年のエージェントと連携した熊野古道ウォーク参加者数は、対前年128.9%となるとともに、熊野古道語り部による古道客案内人数は、対前年156.7%となりました。このような中、熊野古道来訪者数は、平成21年には初めて20万人を突破し、さらに増加が見込まれています。

また、熊野古道センターの来場者は、2月末現在で対前年度108.1%、紀南中核的交流施設についても、平成22年8月～平成23年2月までの宿泊者数は、対前年1割増となりました。

平成23年度以降（取組予定等）

今後とも、5市町等多様な主体と連携し、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を活用しながら、熊野古道を中心とする地域資源を生かした滞在型・体験型の観光に対応できるよう、地域全体での態勢を充実していきます。

<b>監査の結果</b>	
2 財務等に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
ア 本庁分	収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 申請手数料の収入証紙実績報告を財務会計システムに入力していなかった。 (政策企画分野)
イ 地域機関分	収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 行政財産の目的外使用許可にかかる使用料の収入調定日を1ヶ月以上遡って処理している事例があった。 (桑名県民センター) (2) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (熊野県民センター)
<b>講じた措置</b>	
<b>平成 22 年度</b>	
1 実施した取組内容	
ア 本庁分	(1) 速やかに財務会計システムに入力を行いました。今後、入力もれが無いよう再確認を徹底しました。
イ 地域機関分	(1) 行政財産の目的外使用許可にかかる使用料を認識した時点で、速やかに調定、収納を行いました。 (2) 徴収誤りがないよう再確認を徹底しました。なお、当該事務については、平成 22 年度から総務事務室で事務処理が行われています。
2 取組の成果	
ア 本庁分	(1) 適正な事務処理を行うことができました。
イ 地域機関分	(1) 適正な事務処理を行うことができました。 (2) 適正な事務処理を行うことができました。
<b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b>	
ア 本庁分	(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。
イ 地域機関分	(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (2) 総務事務室において適正な事務処理が行われます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【政策研究情報誌「地域政策－三重から」デザイン構成管理業務委託】  
見積依頼の公文書に見積書の提出期限が記載されていなかった。 (政策企画分野)
- (2) 【政策研究情報誌の企画・編集・県職員編集指導業務委託】  
見積依頼の公文書に見積書の提出期限が記載されていなかった。 (政策企画分野)
- (3) 【国際環境協力ふるさと雇用再生事業委託】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (地域支援分野)
- (4) 【過疎地域等活性化支援ふるさと雇用再生事業委託】  
事業中止の申し入れがあったが、所定の手続きが行われていなかった。 (地域支援分野)
- (5) 【三重県簡易 GIS ソフトウェア「M-GIS」保守業務委託】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (情報化・統計分野)
- (6) 【平成 21 年度三重県景気動向指数作成業務委託契約】  
予定価格調書が作成されていなかった。 (情報化・統計分野)
- (7) 【「美し国おこし・三重」データ収集・活用調査業務】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (「美し国おこし・三重」推進室)
- (8) 【熊野古道関連地域資源の研究及び情報発信緊急雇用創出事業委託】  
契約書に仕様書が添付されていなかった。
- (9) 【熊野古道国際交流シンポジウム尾鷲2009 への講師派遣業務委託】  
予定価格が記録されていなかった。 (東紀州対策局)
- (10) 【木曾岬干拓地排水機場自家用電気工作物保管理業務委託】  
仕様書に基づく作業要領書が作成されていなかった。 (桑名県民センター)
- (11) 【平成 21 年度四日市地域北勢塾講師委託】  
・ 随意契約の理由が具体的に記載されていなかった。  
・ 予定価格の積算根拠が明確となっていない。  
・ 契約事務時にコピーの見積書が添付されていた。  
・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (四日市県民センター)
- (12) 【行政経営品質向上研修】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (伊勢県民センター)
- (13) 【三重サロン食材調理委託】  
・ 契約事務時において、見積書が提出されていなかった。  
・ 予定価格が記録されていなかった。  
・ 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。  
・ 随意契約理由にかかる適用条項を誤って記載していた。  
・ 支出負担行為（整理）書を作成し、支出命令書で処理すべきところを、支出負担行為兼支出命令書で処理を行っていた。 (東京事務所)

イ 補助金等

(1) 【過疎市町等地域づくり支援事業補助金】

当初、設備整備補助として、設備的な備品の設置を補助対象として事業を進めていたが、関連事業の遅れに伴い、備品購入費として補助対象としたため、計画的な執行がされていなかった。  
(熊野県民センター)

## 講じた措置

### 平成 22 年度

#### 1 実施した取組内容

##### ア 業務委託

- (1) 今回の指摘事項について同じ誤りがないよう職員に周知徹底しました。
- (2) 今回の指摘事項について同じ誤りがないよう職員に周知徹底しました。
- (3) 事前検査もれがないように、各担当者に周知しました。
- (4) 申し入れのあった事項について、合意解約を文書にて締結しました。
- (5) 事前検査受検もれがないよう、各担当者に周知徹底するとともに、簿冊編綴時において検査済印を再確認するようにしました。
- (6) 室員全員に対し、改めて会計規則運用方針の周知及び契約事務の適正な執行を徹底しました。また、本年度締結済の全契約を対象に、再度当該書類のチェックを行い、再発防止に努めました。
- (7) 事前検査もれがないように、各担当者に周知しました。
- (8) 適切な会計事務並びに契約事務の遂行について、所属の全職員に注意喚起を行うとともに、文書の作成・施行過程におけるチェックの徹底についても再度確認を行いました。
- (9) 予定価格の設定について、職員に周知徹底するとともに、決裁過程におけるチェックの徹底についても再度確認を行いました。
- (10) 作業要領書の作成を求め、提出させました。
- (11) 三重県会計規則、「契約事務の手引」等に基づき、適正な事務処理を行えるよう準備を進めました。
- (12) 今回の指摘事項について職員に周知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。
- (13) 事業執行伺を決裁時に経理担当者にも文書供覧し、契約締結伺いの随意契約理由等について、もれがないように、事業担当者および経理担当者の双方から確認を行いました。

##### イ 補助金等

- (1) 平成 22 年度においては、当該補助事業を活用して関連事業が早期に完了するように事業者に働きかけました。

#### 2 取組の成果

##### ア 業務委託

- (1) 契約事務に関する事務処理の適正化を図りました。
- (2) 契約事務に関する事務処理の適正化を図りました。
- (3) 検査もれの解消が図られました。
- (4) 事務処理の適正化が図られた。
- (5) 検査もれの解消が図られました。
- (6) チェックの結果、平成 22 年度の契約については適正に処理されていました。
- (7) 検査もれの解消が図られました。
- (8) 会計事務並びに契約事務に関する職員の意識の向上が図られました。
- (9) 会計事務並びに契約事務に関する職員の意識の向上が図られました。
- (10) 仕様書に基づいた事務処理を行うことができました。
- (11) 平成 22 年度については、講師との調整により個人への依頼という事務処理となったことから委託契約を行いませんでしたが、講師に係る事務処理について、三重県会計規則等により適正な事務処理を行いました。
- (12) 会計規則等に基づき、適正な事務処理が行われました。
- (13) 会計規則に基づき、適正な業務委託事務を遂行しました。

##### イ 補助金等

- (1) 関連事業の完了に伴い、当該備品購入の補助事業の効果が十分に発揮されるようになりました。

## 平成 23 年度以降（取組予定等）

### ア 業務委託

- (1) 契約事務を適切に行うとともに、書類の記載もれがないよう、チェックを徹底します。
- (2) 契約事務を適切に行うとともに、書類の記載もれがないよう、チェックを徹底します。
- (3) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者の連携を密にし、引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (4) 委託事業に係る中止、変更等について適正な事務処理に努めていきます。
- (5) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者の連携を密にし、引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (6) 平成 22 年度に引き続き、室員への周知及び書類のチェックを随時実施します。
- (7) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者の連携を密にし、引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (8) 引き続き会計事務並びに契約事務に対する意識を高めるとともに、書類の添付もれ等がないようチェックの徹底を行っていきます。
- (9) 引き続き会計事務並びに契約事務に対する意識を高めるとともに、記載内容についてもれがないようチェックの徹底を行っていきます。
- (10) 引き続き適正な事務処理に努めます。
- (11) 三重県会計規則、「契約事務の手引」等に基づき、適正な事務処理を行えるよう準備を進めます。
- (12) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。
- (13) 研修の受講やその内容のフィードバックにより、会計事務および契約事務に対する意識を高めるとともに、記載内容の過不足や添付もれがないよう、引き続き複数人によるチェックを行っていきます。

### イ 補助金等

- (1) 今後、補助事業の対象となる事業で他の関連事業（国等）があるものについては、関連事業者等との情報共有や進捗状況の確認・管理について連携を一層強化する等、計画的な執行に取り組みます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 通勤手当の事後確認の書類が添付されていなかった。</p> <p>(2) 報酬の支払いにおいて、月末払いのところを誤って25日払いとしたことにより歳出戻入を行なっていた。 (情報化・統計分野)</p> <p>(3) 報酬の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (東紀州対策局)</p> <p>(4) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。 (尾鷲県民センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 事後確認書類の提出について周知を徹底しました。なお、当該事務については、平成 22 年度から総務事務室で事務処理が行われています。</p> <p>(2) 会計職員に対し、改めて支出証拠書類を厳重かつ慎重に作成・審査するよう徹底しました。また、本年度支出済みの報酬の全案件を対象に、再度当該書類のチェックを行い、再発防止に努めました。</p> <p>(3) 今回の指摘事項について職員に周知するとともに、決裁過程におけるチェックの徹底についても再度確認を行いました。</p> <p>(4) 通勤距離の測定を正確に行いました。なお、当該事務については、平成 22 年度から総務事務室で事務処理が行われています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適正な事務処理を行うことができました。</p> <p>(2) チェックの結果、平成 22 年度の報酬の支払いについては適正に処理されていました。</p> <p>(3) 会計事務並びに契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。</p> <p>(4) 適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 総務事務室において適正な事務処理が行われます。</p> <p>(2) 平成 22 年度に引き続き、書類のチェックを随時実施します。</p> <p>(3) 引き続き会計事務並びに契約事務に対する意識を高めるとともに、適正な支出が行えるようチェックの徹底を行っていきます。</p> <p>(4) 総務事務室において適正な事務処理が行われます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3)財産管理等の状況</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)三重県公有財産規則に基づく公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 (伊勢県民センター)</p> <p>(2) 三重県公有財産規則に基づく公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 (熊野県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 財務会計・予算編成システム専用端末機のワイヤーロックの損傷(2 個)（取得価格相当額 7,350 円）</p> <p>(2) 財務会計・予算編成システム専用端末機のワイヤーロックの紛失((取得価格相当額 3,675 円) (桑名県民センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)公有財産使用許可（台帳）を整備しました。</p> <p>(2)使用許可の起案に台帳記入をチェックする一覧表等を添付し、使用許可を行った際は一覧表等に基づきチェックを行い、公有財産使用許可（貸付）台帳の整理もれがないように改善しました。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)貸与物品の現物確認を行うとともに、職員に対し物品の適正な管理を指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)三重県公有財産規則に基づき、適正な事務処理が行われています。</p> <p>(2)公有財産使用許可（貸付）台帳の整理もれがなくなりました。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)不適正な管理による金品亡失は発生していません。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>(2)今後の再発防止に努め、適正な事務処理を行っていきます。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)今後とも、物品の適正管理に努めます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 旅費の請求において、旅行経路を誤ってシステム入力したため過払いが生じ、歳出戻入を行っていた。 (政策企画分野)</p> <p>(2) 旅費の請求において、出張する際に、常時通勤で利用している乗車駅の近隣駅を入力したため、過払いとなり歳出戻入を行っていた。 (地域支援分野)</p> <p>(3) 月額利用料金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (情報化・統計分野)</p> <p>(4) 納品書、請求書の日付が記入されていないために、当センターの受付印を押印することにより処理しているものが散見された。</p> <p>(5) 厚生年金保険料率の計算誤りにより歳出戻入を行っていた。 (津県民センター)</p> <p>(6) 物品の購入において、納品書の添付がなく、納品書に代わるサインや担当者のメモも残されていなかった。</p> <p>(7) 請求書を受け取りながら支払いを放置し数ヶ月後に支払うなど、大幅な支払い遅延があった。</p> <p>(8) 社会保険料の事業主負担分の過払いにより歳出戻入を行っていた。</p> <p>(9) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査(2/3期、11月末まで実施)を年度末まで行わずに放置していた。 (熊野県民センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 最も経済的な通常の経路選択をするよう徹底し、経路の選択に誤りが生じやすい事例について職員に周知しました。</p> <p>(2) 旅費の計算にあたっては、条例等に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することを徹底しました。</p> <p>(3) 月額利用料金の誤払いについて、戻入の手続を行い、納入されたことを確認しました。</p> <p>(4) 関係事業者に対して、納品書、請求書に日付を明記し送付・提出していただくよう、周知・徹底を図りました。</p> <p>(5) 会計処理にあたって、チェック機能・意識を高めるよう努めました。事務管理体制が強化され、指摘のあった事項を含め、事務処理がより適正に行われるようになりました。</p> <p>(6) (7) (8) (9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理担当者のミーティングを定期的に行い、法令、要綱、要領等に基づき、適正な事務処理が行われるよう情報共有するとともに、法令遵守に対する意識の徹底を図るようにしました。</li> <li>・ 請求書等を共通の場所に保管し、遅延しているものがないか複数の職員が確認を行うようチェック体制を強化しました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 職員に対する周知徹底により、適正な旅費請求事務が行われています。</p> <p>(3) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者のそれぞれにおいて、事務処理確認の強化等に努めています。</p> <p>(4) 物品購入事務や支払関係事務適正化の趣旨が関係事業者に周知され、改善されてきています。</p> <p>(5) 会計事務処理にあたって、チェック機能・意識を高めるよう努めています。 事務管理体制が強化され、指摘のあった事項を含め、事務処理がより適正に行われるようになりました。</p> <p>(6) (7) (8) (9) 事務管理体制が強化され、指摘のあった事項を含め、事務処理がより適正に行われるようになりました。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 引き続き、適正な旅費請求事務に努めます。
- (3) 事業担当者、経理担当者及び支払担当者の連携を密にし、引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (4) 関係事業者に対して、納品書、請求書に日付を明記し送付・提出していただくよう、さらに徹底を図り、物品購入事務や支払関係事務の適正化に努めていきます。
- (5) 会計事務処理の誤りを未然に防止するため、より一層确实・適正な事務を行うよう努めていきます。
- (6) (7) (8) (9) 今後も事務管理体制を強化する等、再発防止に努め、適正な事務処理を行っていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（損害額 110,400 円） (経営企画分野)</p> <p>(2) 自損事故（廃車 取得価格 728,000 円） (政策企画分野)</p> <p>(3) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額 : 県 14,200 円・相手 110,735 円） (伊勢県民センター)</p> <p>(4) 自損事故（損害額 45,580 円） (尾鷲県民センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 安全運転及び交通事故防止について職員に注意喚起するとともに、交通安全研修を行いました。</p> <p>(2) 安全運転管理及び交通事故防止について、職員に注意喚起を行うとともに、できるだけ公共交通機関を利用して出張を行うように周知徹底しました。</p> <p>(3) 安全運転及び交通事故防止について、再度、職員に周知徹底するとともに、交通安全セミナーを開催しました。</p> <p>(4) 当該職員においては、交通安全研修を受講させました。また、安全運転管理及び交通事故防止について、所内会議等で職員に注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 交通安全及び交通事故防止の意識向上が図れました。</p> <p>(2) 本年度は交通事故も発生しておらず、引き続き交通事故防止の注意喚起を行っていきます。</p> <p>(3) 職員の交通安全意識の向上が図れました。</p> <p>(4) 本年度も自損（物件）事故が発生しており、十分な成果が得られたとは言えませんが、小さな事故から重大な過失による人身事故等の発生に繋がらないよう、職員の交通安全意識の高揚を図っていきます。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 引き続き、交通安全及び事故防止の意識向上のための取組を行っていきます。</p> <p>(2) 出張の際には、できるだけ公共交通機関を利用するよう職員に周知徹底を行うとともに、交通安全の意識の高揚を図っていきます。</p> <p>(3) さまざまな機会を捉えて、職員の交通安全意識の向上に努めます。</p> <p>(4) 交通事故防止について、安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き職員に対し機会あるごとに注意喚起を行っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野、財政・施設分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 21 年 5 月 15 日に県議会において、支払督促にかかる訴えの提起及び和解について専決処分の対象に指定されたことを受けて、支払督促制度の活用も含め未収金対策の推進を各部に促しました。</p> <p>(2) 各部局の未収金対策業務担当者からの滞納整理、法的措置等に係る質問・個別相談に応じ、問題解決の支援に取り組みました。</p> <p>(3) 部局独自の未収金対策研修に徴収の講師として税務職員を派遣しました。</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 2em;">}</p> <p>支払督促にかかる専決処分対象の指定：平成 19 年度、20 年度に庁内で未収金対策にかかる全庁統一的な課題について検討を行った結果、通常の訴訟手続きをしなくても比較的簡便な手続きで、裁判所から債務者に対して督促状を送付できる支払督促制度が有効であるとの結論となり、これを効果的に活用するため県議会に専決処分の対象となるよう申し入れし、議決されたもの。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 教育委員会では、授業料未納者に対して支払督促制度を活用した未収金対策が行われました。</p> <p>(2) 県営住宅家賃滞納への法的支援により、未収金の回収につながりました。</p> <p>(3) 環境森林部、警察本部等からの質問や個別相談に応じ、未収金対策業務担当者のスキルアップにつながりました。</p> <p>(4) 健康福祉部主催の「国保徴収担当職員研修」に総務部職員 2 名を講師として派遣し、国保徴収担当者のスキルアップにつながりました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 支払督促制度の活用も含めて、未収金対策の推進を各部に促していきます。</p> <p>(2) 県営住宅家賃滞納の法的支援を引き続き行うとともに、各部局からの滞納整理、法的措置等に係る質問・相談等に随時対応し、業務の支援を行います。</p> <p>(3) 各部局からの未収金対策研修等の講師派遣の依頼時には職員を講師として派遣し、債権回収にかかるノウハウの提供、未収金対策業務担当者のスキルアップを図っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>[共通意見] (公益法人制度改革)</p> <p>平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人となるか、公益社団（財団）法人となるかの選択が必要となっている。</p> <p>本県においては、22 年 4 月 30 日現在、2 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 274 団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>総務部において所管する 3 法人に対して新制度への移行に関する意向調査を行うとともに、移行に関する事務を担当する職員に研修等を受講させ、制度内容に対する理解を深めることに努めました。</p> <p>また、新制度移行に関する方針を決定した法人に対しては、情報交換・事前協議を行うとともに、今後のスケジュールの状況を確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>1 法人については、新制度法人の最初の評議員の選任方法に関する協議を行いました。</p> <p>また、別の 1 法人については、新制度移行方針が決定されるなど、新制度移行に向けた取組の進捗を図ることができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、研修等により新制度に関する職員の理解を深めます。</p> <p>移行方針が決定している法人に対しては、所管する法人の認定・認可申請スケジュールに基づき法人の移行事務の進捗状況の確認を行うとともに、申請に当たっての事前協議を重ねるなど支援に努めます。</p> <p>また、移行方針の定まっていない法人については、類似法人の認定・認可状況についての情報交換を行うなど、円滑な新制度への移行を図ります。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (「みえ経営改善プラン」および「平成 22 年度経営改善目標」の後継計画の策定)</p> <p>(1) 総務省の新地方行革指針に基づいた「集中改革プラン」として公表の要請に応じて、平成 17 年度～21 年度の 5 年間の行政改革の目標として計画した、「みえ経営改善プラン (改訂計画を含む)」の期間が終了したが、その数値目標等として設定した項目のうち 6 項目が達成されなかった。          現在、国においては、国と地方の役割分担の見直しなども予想されており、一方県では、「県民しあわせプラン」の次期戦略計画の策定前でもあり、「みえ経営改善プラン」の個々の取組目標を 1 年間延長している。          今後も、中期的な目標を設定した新たな経営改善の取組を策定するなど不断の改善に取り組む体制を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容          「みえ経営改善プラン (改訂計画)」で達成できなかった取組も含め、引き続き「平成 22 年度経営改善目標」において目標を設定し、改善に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果          「みえ経営改善プラン (改訂計画)」で達成できなかった項目に関して、「経営品質向上活動への職員の理解度」については、平成 21 年度の 83.7%から平成 22 年度には 86.0%に向上したものの、目標の 90%には届きませんでした。また、「学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合」についても、平成 22 年度の実績が 81%にとどまり、目標の 92%に達しませんでした。          一方、病院事業庁の経営計画については、昨年 12 月に策定しており、目標を達成しました。          「平成 22 年度経営改善目標」により不断の改善に取り組んだ結果、行財政運営のさまざまな取組について「選択と集中」が一層進み、公正の確保と透明性の向上がより進展しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>県政運営を取り巻く環境は、国の地域主権改革の動向など不透明な状況にありますが、厳しい行財政状況が予想される中、今後も不断の改善に取り組む必要があることから、平成 23 年度においても引き続き「平成 23 年度経営改善目標」を設定し、経営改善に取り組むこととしました。          なお、平成 24 年度以降の取組については、今後の県政運営の方向性や国の地域主権改革の動向等を踏まえ検討していきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(「みえ行政経営体系」の運用による内部統制機能の強化)

(2) 二重払いによる戻入や職員手当の過払いなどの不適切な経理処理が依然として散見され、件数は減少しているものの、内部統制の整備、チェック機能の強化が急務となっている。

県では、「みえ行政経営体系」が有効に機能することによる内部統制の整備を期待されているが、平成21年度の職員基礎調査においては、未だ、17.8%の職員に当体系の理解が浸透していない状況である。

今後も、「みえ行政経営体系」に基づく取組と職員に対する意識の浸透を一層推進することにより、内部統制の機能が発揮されるよう努められたい。

(組織・職員分野)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

公務員倫理や法令遵守の意識を高め、適正な事務事業の執行が確保されるよう、引き続き、基本研修(課長級昇任者、課長補佐級昇任者、係長級昇任者等)において公務員倫理研修を実施しました。

また、職員の自覚を促し、県政に対する信頼の回復や維持に向けて努力するよう依命通知を发出了しました。

「みえ行政経営体系」について、新規採用職員、新任室長・総括室長を対象とした研修で説明するとともに、「みえ行政経営体系」をより分かりやすく解説した冊子『「みえ行政経営体系」のあらまし』や内容をコンパクトにまとめた『「みえ行政経営体系」のポイント』を作成し、周知を行うなど、全職員への意識の浸透を図りました。

また、昨年度に引き続き「みえ行政経営体系」を事例を交えながら説明した通信を職員向けにメールで配信することにより、職員がより理解しやすくなるような改善、職員への意識の浸透を一層推進しました。 <もっと身近に♪「みえ行政経営体系」通信 vol.1～vol.6>

2 取組の成果

依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、公務員倫理や法令遵守の意識を一層徹底することができました。

「みえ行政経営体系」について、職員への意識の浸透に取り組んだ結果、平成22年度の職員の理解度はすべての項目において上昇し、平均は84.0%と昨年度に比べ1.8ポイント上昇しました。

	平成22年度	平成21年度
みえ行政経営体系	77.8%	76.0%
経営品質向上活動	86.0%	83.7%
危機管理	90.6%	89.1%
環境マネジメントシステム	90.7%	89.9%
県民の声データベース	91.2%	90.1%
県政運営方針	73.0%	71.2%
率先実行取組	85.6%	82.7%
みえ政策評価システム	77.6%	75.0%
平均	84.0%	82.2%

平成23年度以降(取組予定等)

職員の公務員倫理や法令遵守意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成23年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

平成22年度の職員基礎調査において、項目別では「県政運営方針」や「みえ政策評価システム」、役職別で「一般職員」の理解度が低いことから、これらの理解度の向上に向けて引き続き取組を進めていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(3) 平成 21 年度の地方公務員法に基づく懲戒処分については、前年度の 4 名より減少しているものの、知事部局職員の 2 名の職員が著作権法違反と通勤途上の交通事故で処分されている。 また、22 年度においては、有印公文書偽造・同行使及び公文書毀棄の罪により起訴され免職になった事案等が発生している。 県民の信頼を確保する観点から、今後とも、その要因を分析し、的確な職員研修の強化・拡充に取り組み、職員服務規律の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 度</b></p> <p>1 実施した取組内容 服務規律の確保については、引き続き、基本研修（課長級昇任者、課長補佐級昇任者、係長級昇任者等）において公務員倫理研修（必須）を実施しました。 また、不祥事の再発防止を徹底するとともに、厳正な服務の確保と公務の適正な運営を通じて、県政に対する信頼の回復に向けて一層努力するよう、依命通知を发出了しました。 特に、職員が有印公文書偽造・同行使及び公文書毀棄の罪により起訴され免職になった事案に関しては、上記依命通知のほか、事務処理チェック体制の徹底や公印の適正管理等を内容とする再発防止策をまとめ、通知しました。 加えて、職員の服務規律確保の意識を高めることと、懲戒処分の手続きをより厳正なものとする趣旨から、代表的な事例における標準的な懲戒処分の種類を掲げた「懲戒処分の指針」を策定し、通知しました。</p> <p>2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議（各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など）で注意喚起を行うことで、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p>
<p><b>平成 23 度以降（取組予定等）</b></p> <p>職員に服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成 23 年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。 特に、基本研修の公務員倫理研修については、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底するため、具体的な事例を用い、各階層に応じた研修内容とします。</p>



<p>監査の結果（平成 22 年度定期監査の結果を記載）</p> <p>1 事業の執行に関する意見          （物品の適正管理）          (4) 物品の金品亡失（損傷）については、平成 21 年度は前年度に比べて 2 件減少しているものの、181 件の発生と依然として多い状況である。          引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任について指導されたい。          （組織・職員分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容          法令遵守の意識を高め、適切に会計事務が処理されるよう、引き続き、基本研修（課長級昇任者、課長補佐級昇任者、係長級昇任者）において会計事務研修（必須）を実施しました。          また、金品の適正な管理を一層徹底するため、出納局長との連名で依命通知を发出了しました。（平成 22 年 6 月 1 日）</p> <p>2 取組の成果          依命通知に併せ、人事関係の会議（各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など）で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>職員に財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成 23 年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(健全な財政運営)

(5) 平成 21 年度の県財政は、経常収支比率については、94.1%と前年度に比べて 0.7 ポイント改善されているが、厳しい経済状況の中、県税収入が激減し、県債残高が引き続き増加したため、歳入における県債依存度は上昇している。

また、県税収入が減少している一方で、雇用・経済対策による財政出動が必要となっていることに加え、今後も退職手当や公債費が高水準で推移することが見込まれるなど、非常に厳しい財政状況となっている。

こうした中、限られた財源で最大の効果が得られるよう、事務事業の見直しや「選択と集中」を進めるなど、一層の財政健全化の取組を行い、安定かつ持続可能な財政運営に努められたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

平成 22 年度は、県内の厳しい雇用経済情勢を踏まえ、引き続き「緊急雇用・経済対策」に切れ目なく取り組むとともに、限られた経営資源の中で、事務事業の「選択と集中」を図りながら、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の最終年度として、「重点的な取組」や各施策の目標達成に向けた取組を着実に進めました。

他方、近年の臨時財政対策債の増加や緊急雇用・経済対策のための補正予算債の発行などにより、県債残高は増加傾向にあります。その他の県債については、総人件費の抑制や事務事業の徹底した見直しにより、可能な限り抑制に努めているところです。なお、臨時財政対策債は、本来、地方交付税で措置すべきところを国・地方の財源不足から特例地方債で措置されているものであり、後年度の償還時には交付税措置がなされ、実質的な県の負担増にはつながらないものではありません。

財政運営の透明性を高めるとともに、県の財政状況の理解を深めるための取組として、財務書類 4 表を作成したほか、大規模施設の状況を明らかにする資産カルテの対象施設を 3 施設に拡大するとともに、県民にとってわかりやすいものとなるよう変更しました。

また、資金調達が多様化を目的に、広く金融市場から資金を調達する市場公募債を初めて発行しました。

2 取組の成果

- ・第 7 次～第 13 次にわたる「緊急雇用・経済対策」を予算措置
- ・職員の計画的な削減などによる総人件費の抑制
- ・事務事業の見直し
- ・財務 4 表、県独自の財政指標、資産カルテの作成と公表
- ・市場公募債の発行

平成 23 年度以降（取組予定等）

平成 23 年度当初予算は、統一地方選挙が行われることから、政策的な新規事業については原則として予算計上を行わず、また、公共事業費については平成 22 年度当初予算額の 70%程度を機械的に計上する一方で、緊急雇用・経済対策をはじめ、防犯・防災など県民生活の安全・安心を守るための施策や社会保障関係等の福祉施策など県民生活に直ちに影響を与える施策については、新規事業も含め当初予算に計上する「骨格的予算」として編成しました。

当初予算の適正、効果的な執行に努めるとともに、統一地方選挙後にはいわゆる「肉付け」のための補正予算を編成する予定ですが、引き続き厳しい財政状況が続く中で、限られた行政経営資源で最大の効果が得られるよう、今後もメリハリのある予算編成に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県税等の未収金対策)

- (6) 平成 21 年度末における県税等（加算金を含む）の収入未済額は 7,322,554,705 円であり、255,528,869 円(対前年度比 103.6%)増加し、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 80.6%（前年度 72.0%）が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加しており、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、個人住民税の特別徴収の加入促進、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。

また、収入未済額が減少している他の税目についても、引き続き適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、さらなる回収に努められたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(1) 個人県民税対策

① 「個人住民税特別滞納整理班」の新設

県と市町がこれまで以上に協働して個人県民税を含む個人住民税対策に取り組むことができるように、「個人住民税特別滞納整理班」を新設しました。

【同班の体制】

個人住民税の滞納整理を進めるため、税務政策室と紀州県税事務所に設置。

リーダー：滞納整理特命監（課長級）

スタッフ：副室長 1 名、県職員 4 名、市町派遣職員 11 名

（うち紀州県税事務所駐在：県職員 1 名、市町派遣職員 2 名）

【実施期間】

平成 22 年 4 月～ ※市町派遣職員の受入期間は 6 か月～1 年間

【実施方法】

- ・地方税法第 48 条の徴収引継（県による直接徴収）を活用。
- ・市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の協働により個人住民税の滞納整理を実施。
- ・滞納整理に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。
- ・一か所で集中して大量・組織的に滞納整理。

② 特別徴収の加入促進

昨年度から引き続き納税者の利便性や収入未済額縮減の観点から、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入を進める研究会を設置し、その結果をもとに県・市町が協働して、県内全事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。

③ 「県・市町県税滞納整理併任職員制度」を活用した取組み

県・市町県税滞納整理併任職員 3 名を市町（川越町、大台町、大紀町、紀北町）に派遣し、個人県民税を含む市町税の滞納整理のための業務に取り組みました。

④ 県税職員研修への市町職員の参加受入

県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。

- (2) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税務政策室の「特別徴収機動班」を中心として、各県税事務所と連携のうえ、下記のとおり機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。

- ①各県税事務所の高額・困難事案に対する指定と差押処分の強化
- ②国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索の実施
- ③差押不動産・動産のインターネット公売の実施
- ④県税の課税部門と連携した機動的な徴収

- ⑤その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策
- ⑥三重地方税管理回収機構への職員の派遣とその連携

## 2 取組の成果

### (1) 個人県民税対策【平成23年2月末現在の状況】

- ① 地方税法第48条により県内市町から「個人住民税特別滞納整理班」に個人県民税を含む、個人住民税の徴収引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

同班への参加市町数 10市町

引受案件数 1,897人 約7億1,900万円（うち延滞金約1億9,200万円）

処理済（納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む）金額

約8億900万円（うち延滞金約1億9,000万円）

徴収金額（市町予告効果含む）

約3億6,400万円（うち延滞金約4,500万円）

- ② 特別徴収加入促進の取り組み実績

- ・事業所（給与支払者）への訪問・電話による周知 1,652事業所
- ・事業所（給与支払者）への文書・ちらしの郵送等による周知 125,011事業所
- ・関係団体（税理士会）への訪問による周知 90箇所
- ・県政だよりみえ11月号及び12月号広報掲載、県ホームページにて内容の周知
- ・平成22年度から特別徴収に切り替えたことに伴う増収額（推計値） 4億6,000万円

- ③ 県・市町県税滞納整理併任職員制度

- ・市町税処理（納付・差押・納付約束等） 約2億1,000万円

うち個人住民税処理（納付・差押・納付約束等） 約1億4,800万円

- ・徴収金額 約2,600万円

うち個人住民税徴収金額 約1,900万円

- ④ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績

- ・研修開催4回 市町職員等延べ参加人数 154人

### (2) その他の対応状況【平成23年2月末現在の状況】

- ①高額・困難事案の指定（本税額のほか延滞金等含む） 約2億700万円

徴収・差押など処理済額（本税のほか延滞金等含む） 約8,300万円

処理済額のうち徴収額（本税のほか延滞金等含む） 約5,400万円

- ②国税徴収法に基づく搜索・タイヤロック等実施回数 ※18回（県税事務所と連携して実施）  
（※平成23年1月末）

- ③差押不動産・動産等のインターネット公売の状況

不動産、自動車、動産 66件中27件落札 約3,599万円（うち、22件売却 約709万円）

- ④「三重地方税管理回収機構」の徴収状況等

徴収金額：約5億7,300万円、差押処分件数：936件

## 平成23年度以降（取組予定等）

### (1) 個人県民税対策について

引き続き「個人住民税特別滞納整理班」、「個人住民税特別徴収加入促進」の取組等を実施し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。

- ① 個人住民税特別滞納整理班の取組

平成22年度を踏まえて、さらに取組を推進します。

- ② 個人住民税特別徴収加入促進の取組

複数年かけて実施する予定で、先進的な取組をしている自治体を参考としながら、新たな取組を含めて進めていくこととします。

- ③ 県・市町県税滞納整理併任職員の派遣

- ④ 県税職員研修への市町職員の参加受入

### (2) 税務政策室の「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携のうえ、機動的な滞納整理を実施するとともに、インターネット公売などの滞納処分を引き続き強化し、県税収入の確保に取り組みます。

### (3) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組みます。また、市町の徴収対策として県・市町県税滞納整理併任職員を引き続き派遣していきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (伊勢庁舎建設)</p> <p>(7) 伊勢庁舎建設工事において隣接地の宅地地盤の形状変化が生じており、その対応のため工事を一時中止し、補償の合意形成に向けての協議を行っている。</p> <p>今後の対応にあたっては、事業実施部局である県土整備部とも一層連携し、早急に発生要因を総合的に検証し、全体計画を含めた対応策を明らかにして、県民への説明責任を果たしたうえで、円滑な事業の推進に努められたい。</p> <p>さらに、今回の案件に鑑み、事業の進捗にかかるリスク管理について整理し、発生が予測される事案やその影響等を事前に把握をしたうえで、その発生防止や対応策の検討を行ない、今後の庁舎建設等の円滑な推進に資するよう取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政・施設分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>伊勢庁舎建設工事において、宅地地盤の形状変化が生じた地権者等 11 名と移転補償交渉を実施しました。</p> <p>平成 22 年 2 月に県土整備部内に調査チームが設置され、宅地地盤の形状変化の原因調査を行いました。</p> <p>庁舎等の更新手法の選定に当たって、平成 18 年度に公表した伊勢庁舎施設更新事業の評価結果について、改めて検証を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>伊勢庁舎建設工事において、宅地地盤の形状変化が生じた地権者等 11 名と平成 22 年 8 月から移転補償交渉を行い、平成 22 年 12 月にすべての地権者等と合意に達しました。</p> <p>調査チームによる原因調査の結果、平成 22 年 4 月に、基礎工事のために地下水を強制的に汲み上げたことが原因と特定しました。</p> <p>平成 22 年 10 月に、伊勢庁舎建設に伴い建設候補地の選定、建て替えのライフサイクルコスト（初期建設コストと維持管理コストを総合的に比較）などの検討を行った、伊勢庁舎施設更新事業の評価結果を改めて検証した結果、今後の県有施設の更新に当たっては建設候補地及び隣接地の地形を評価する項目の設定を考慮すべきとしました。</p> <p>平成 22 年 7 月 1 日から関係住民の理解を得て、基礎工事に部分着手し、11 月 15 日から工事を本格的に再開しています。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>本館等建設工事については、平成 23 年 9 月末の竣工に向け整備を進めるとともに、平成 23 年度中に附属棟建設工事を終え、その後旧庁舎解体工事や外構工事などを行います。</p> <p>また、今後の県有施設建設に活かせるよう、建設候補地を選定する際の確認項目（チェックリスト）を整備します。この中で隣接地の地形などの地盤調査についても評価項目としていきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県有施設の有効活用)

(8) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 21～23 年度までの 3 年間の「第 2 次県有財産利活用計画」を策定している。

前計画 (18 年度～20 年度) において、課題を有する施設のうち期間内に課題解決に至らず、第 2 次計画に継続されている 8 施設も含め、引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等を進められたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

「第 2 次県有財産利活用計画 (平成 21～23 年度)」に基づき、未利用資産の積極的な売却等を行いました。

第 2 次計画に継続されている施設のうち、売却可能な未利用財産について一般競争入札を実施するとともに、他用途転用が可能な財産について駐車場としての活用を行いました。

また、平成 23 年 3 月 17 日には「県有資産有効活用等検討会議」を開催し、第 2 次県有財産利活用計画の進捗状況について、各部局から報告を行い、今後の方針について確認を行いました。

2 取組の成果

平成 22 年度の未利用財産の売却額は、3 件、1 億 7,592 万 7 千円となり、「第 2 次県有財産利活用計画」に基づく売却目標約 6 億円に対し、平成 22 年度末現在の売却実績は、12 件、5 億 4,766 万 2 千円になりました。

また、第 2 次計画に継続されている施設のうち、平成 22 年度は「旧桜橋会館敷地」の売却、「旧県公舎 (塔世) 敷地」の駐車場活用を行い、平成 22 年度末において未処理施設は 6 施設となりました。

県有財産売却内訳

年度	財産名、件数	所在地	面積	金額
21	9 件		7,046.96 m <sup>2</sup>	371,735 千円
22	3 件		33,207.44 m <sup>2</sup>	175,927 千円
内訳	旧尾鷲高校長島分校	紀北町	32,262.52 m <sup>2</sup>	102,427 千円
	旧職員公舎上野 3 号 1・2 敷地	伊賀市	314.04 m <sup>2</sup>	4,200 千円
	旧桜橋会館敷地	津市	630.88 m <sup>2</sup>	69,300 千円
計	12 件		40,254.40 m <sup>2</sup>	547,662 千円

平成 23 年度以降 (取組予定等)

「第 2 次県有財産利活用計画」にもとづき、引き続き、関係部局とも連携しながら目標達成に向けて取り組めます。

また、平成 24 年度以降についても、第 3 次の県有財産利活用計画を策定し、未利用資産の積極的な利活用に引き続き取り組んでいきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 既に移設した電柱にかかる土地使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。  
(財政・施設分野)

イ 地域機関分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 行政財産の目的外使用許可にかかる土地使用料の納入通知書の発行が遅延していた。  
(伊勢県民センター)
- (2) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。  
(四日市県税事務所)
- (3) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎている事例があった。  
(四日市県税事務所)
- (4) 決裁済みの不動産取得税徴収猶予伺書を紛失している事例があった。  
(四日市県税事務所)
- (5) 還付充当すべき事案で未納金の把握ができず、還付している事例があった。  
(四日市県税事務所)
- (6) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。  
(津総合県税事務所)
- (7) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。  
(松阪県税事務所)
- (8) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者からの納入について、期日を過ぎている事例があった。  
(松阪県税事務所)
- (9) 申請手数料の収入証紙の消印もれがあった。  
(松阪県税事務所)
- (10) 前年の新築物件に対し固定資産の価格を誤って算定していた。  
(紀州県税事務所)
- (11) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。  
(紀州県税事務所)
- (12) 還付加算金を誤って支出している事例があった。  
(紀州県税事務所)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

ア 本庁分

- (1) 使用料収入の徴収について、貸付台帳との突合確認を行いました。  
(財政・施設分野)

イ 地域機関分

- (1) 平成 22 年度は、調定決議後、速やかに納入通知書を発行しました。  
(伊勢県民センター)
- (3) 関係市町に対して、各種会議等の場を利用して法定期日までの納付について申入れを行いました。  
(四日市県税事務所)
- (4) 平成 22 年 7 月 1 日より以下のア・イの事務改善を行いました。  
(四日市県税事務所)
- ア 不動産取得税徴収猶予の一連事務（「徴収猶予整理簿への登録」・「電算入力及び決裁」・「徴収猶予承認書の発送」・「簿冊への編てつ」）について、従前は申請書を受理した職員が個々に処理していましたが、徴収猶予担当者を決めて一括処理を行うようにしました。
- イ 申請書等の受付簿を作成し、申請書等の処理状況の定期的（月 1 回以上）チェックを行うようにしました。
- (5) 還付充当予定一覧表をチェックする際に、課税担当及び還付担当が双方で確認チェックを行い、還付保留のうえ充当処理を確実に行っていきます。  
(四日市県税事務所)
- (2)(6)(7)(11) 差押期間が長期にわたる物件については再調査を実施し、換価価値等の有無につ

いての判断を実施しました。

(四日市県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、紀州県税事務所)

- (8) 特別徴収義務者への立ち入り調査時等において、ゴルフ場利用税は特別徴収の方法による預かり金であることを説明する等、納期限内納付の指導を行いました。また、納期日を過ぎたゴルフ場利用税については、滞納処分を実施しました。(松阪県税事務所)
- (9) 申請手数料の収入証紙の消印については、消印の押印後、消印件数を交付件数と確認するとともに、複数職員で消印の確認を行うようにしました。(松阪県税事務所)
- (10) 不動産取得税担当職員に対して、制度の周知徹底を図りました。また、複数職員によるチェック体制を整え、チェック機能の強化を図りました。なお、平成21年度において、総合税システムにおける調整係数の入力忘れについて、注意喚起の表示がされるようシステム変更をしました。(紀州県税事務所)
- (12) 誤支出分を納付(返還)させるとともに、誤りの原因となった不動産取得税の減額申請日について、入力画面のハードコピーを添付させて確認しています。また、複数職員によるチェック体制を整え、チェック機能の強化を図りました。(紀州県税事務所)

## 2 取組の成果

### ア 本庁分

- (1) 使用料収入の徴収について、誤りなく事務処理を行いました。(財政・施設分野)

### イ 地域機関分

- (1) 会計規則等に基づき、適正な事務処理を行いました。(伊勢県民センター)
- (3) 月初めに休日为重なり、電算システムの処理上、対応できない特段の事情がない限り、法定期日内に納付されました。(四日市県税事務所)
- (4) 事務改善実施後、申請書等の紛失・処理もれはありません。(四日市県税事務所)
- (5) 平成22年度は、適正に事務処理が行われています。(四日市県税事務所)
- (2)(6)(7)(11) 差押財産の見直しを実施することにより、換価価値がない物件については、差押解除を行うとともに、新たな財産が判明したものについては、差押換えを行うことができました。(四日市県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、紀州県税事務所)
- (8) 特別徴収義務者に対する納期限内納付の意識昂揚が図れました。(松阪県税事務所)
- (9) 平成22年度においては、現在まで消印もれはなく適正に処理されています。(松阪県税事務所)
- (10) 三重県総合税システムにおいて、該当家屋には調整係数を入力しないと更新できないよう、仕様変更しました。(紀州県税事務所)
- (12) チェック機能の強化により、適正に事務処理されています。(紀州県税事務所)

## 平成23年度以降(取組予定等)

### ア 本庁分

- (1) 引き続き、適正な使用料徴収事務の実施に努めます。(財政・施設分野)

### イ 地域機関分

- (1) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。(伊勢県民センター)
- (3) 引き続き、市町に対して会議の場で法定期日までの納付を依頼します。(四日市県税事務所)
- (4) 事務改善実施以降、申請書等の紛失・処理もれはなく、また、事務の一括処理による担当職員の過度な負担もないことから、平成23年度以降においても同様に実施予定です。(四日市県税事務所)
- (5) 還付充当予定一覧表のチェックを課税担当及び還付担当が双方で行い、引き続き連携を図りながら適正な事務処理を徹底します。(四日市県税事務所)
- (2)(6)(7)(11) 引き続き、財産調査を行うとともに、換価価値の有無について適切に判断を行い、差押換え及び差押解除を実施していきます。(四日市県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、紀州県税事務所)
- (8) 今後も引き続き納期限内納付の指導に努めます。(松阪県税事務所)
- (9) 平成23年度以降も消印件数と交付件数の確認を行い、また複数職員で確認を行うことにより適正な事務処理を徹底します。(松阪県税事務所)
- (10) 担当者に、制度の周知について徹底を図る。複数職員によるチェック体制を継続し、適正な課税に繋がります。(紀州県税事務所)
- (12) 減額申請日の確認行為、及び複数職員によるチェック体制を継続し、適正な事務処理の徹底を図ります。(紀州県税事務所)



<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 三重県健康管理システム（総務事務連携機能）追加委託契約の履行完了時の検査において、動作確認にかかる書類が添付されていなかった。（組織・職員分野）</p> <p>(2) 時間外・休暇等決済システム機能変更・追加業務委託契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。（組織・職員分野）</p> <p>(3)、(4) 職員健康管理システム機能修正業務委託契約及び機能強化等業務委託契約の履行完了時の検査において、動作確認にかかる書類が添付されていなかった。（組織・職員分野）</p> <p>(5) 三重県本庁舎における紙類のリサイクルに関する業務委託において、執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。（財政・施設分野）</p> <p>(6) 平成 21 年度個人事業税の口座振替収納に関する業務処理委託の予定価格の設定において、積算根拠が明確となっていなかった。（財政・施設分野）</p> <p>(7)(8) 三重県桑名庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託及び三重県四日市庁舎一般廃棄物処理業務委託において、仕様書に定める業務責任者の届出がされていなかった。 （桑名県民センター、四日市県民センター）</p> <p>(9) 三重県松阪庁舎清掃警備業務委託において、「三重県個人情報取扱事務委託基準」に定められた、契約書に記載が必要な「利用及び提供の制限」等が記載されていなかった。 （松阪県民センター）</p> <p>(10) 三重県松阪庁舎設備管理業務委託において、再委託に必要な事前承認がされていなかった。 （松阪県民センター）</p> <p>(11) 伊勢庁舎合併浄化槽保守点検業務において、資格証明が提出されていない従事者が点検を実施している月があった。 （伊勢県民センター）</p> <p>(12) 三重県職員公舎（熊野地区）浄化槽汚泥引抜業務において、予定価格が記載されていなかった。 （熊野県民センター）</p> <p>(13)～(16) 給与支払い報告書等封入作業委託（年末調整・青色申告）において、契約の履行完了時の検査において、封入枚数実績の確認、検収が不十分であった。 （四日市県税事務所、紀州県税事務所）</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 市場公募債ベンチマークにおいて、復命書の記載が不十分であった。（財政・施設分野）</p> <p>(2) 不動産評価研修において、旅費請求書に航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていなかった。 （津総合県税事務所）</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 年度末に集中して物品を購入していた。（桑名県税事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)(3)(4) 委託契約の履行確認時に、作業内容について動作確認をした旨記載した確認書を保管することとしました。（組織・職員分野）</p> <p>(2) 改めて個人情報の保護に対する意識を高め、今後、適正に契約事務を処理するよう注意喚起しました。（組織・職員分野）</p> <p>(5) 次回の契約に伴う会計処理の際には、出納局の事前検査を受けることとします。（財政・施設分野）</p> <p>(6) 見積書を精査し、積算根拠を明確にしました。（財政・施設分野）</p>

- (7)、(8) 仕様書に定める業務責任者の届出を提出させました。  
(桑名県民センター、四日市県民センター)
- (9) 平成 22 年度からの清掃警備業務委託について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」に定められた「個人情報の取扱いに関する特記事項」を記載し、契約を締結しました。  
(松阪県民センター)
- (10) 平成 22 年度からの設備管理業務委託について、再委託業務を記載した部分下請通知書により内容を確認のうえ、事前承認を行いました。  
(松阪県民センター)
- (11) 合併浄化槽の保守点検業務に従事する者の資格証明の提出を徹底しました。  
(伊勢県民センター)
- (12) 予定価格は設定していたものの、記載すべき箇所に記載していなかったものであり、複数で確認を行なうことによりチェック体制の強化を行いました。  
(熊野県民センター)
- (13)～(16) 税務署において封入枚数を確認しました。(四日市県税事務所、紀州県税事務所)

#### イ 旅費

- (1) 復命書に用務先での対応時刻が記載されていなかったため、復命書には用務先、用務内容、対応者だけでなく時刻も記載するよう室職員に周知しました。  
(財政・施設分野)
- (2) 精算行為が未だであったため、職員に対し、すみやかに精算行為を実施する旨周知するとともに、本人から航空チケットの半券の提出を受け、改めて平成 22 年 6 月 15 日旅費の精算を行いました。  
(津総合県税事務所)

#### ウ 物品購入等

- (1) 物品等の購入について、計画的に行うように取り組みました。  
(桑名県税事務所)

## 2 取組の成果

### ア 業務委託

- (1)(3)(4) 委託契約の履行確認時の動作確認にかかる書類添付について、適正な事務処理となりました。  
(組織・職員分野)
- (2) 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されました。  
(組織・職員分野)
- (5) 出納局事前検査についての、周知が図られました。  
(財政・施設分野)
- (6) 業務委託の予定価格の設定について、積算根拠が明確となりました。  
(財政・施設分野)
- (7)(8) 仕様書に基づいた事務処理を行うことができました。  
(桑名県民センター、四日市県民センター)
- (9) 「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、適切な事務処理が行われました。  
(松阪県民センター)
- (10) 事前承認を行った再委託業務について、承認内容のとおり適正に業務が実施されました。  
(松阪県民センター)
- (11) 業務委託契約の執行について適正化が図れました。  
(伊勢県民センター)
- (12) 予定価格の記載について、適正な事務処理となりました。  
(熊野県民センター)
- (13)～(16) 封入枚数の確認を行い、適正な事務処理となりました。  
(四日市県税事務所、紀州県税事務所)

### イ 旅費

- (1) 復命書の適正な記載について周知が図られました。  
(財政・施設分野)
- (2) 職員への周知を行ったことにより概算旅費が発生する場合は、職員等の旅費に関する条例及び会計規則により、すみやかに精算行為が実施されるようになりました。  
(津総合県税事務所)

### ウ 物品購入等

- (1) 物品購入を計画的に行い、適正な事務処理となりました。  
(桑名県税事務所)

## 平成 23 年度以降（取組予定等）

### ア 業務委託

- (1) (3) (4) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (組織・職員分野)
- (2) 引き続き、個人情報の保護に対する意識を高め、適正に契約事務を行っていきます。 (組織・職員分野)
- (5) 会計規則に基づき、適正な会計処理に努めます。 (財政・施設分野)
- (6)～(16) 引き続き適正な事務処理を行っていきます。  
(財政・施設分野、桑名県民センター、四日市県民センター、松阪県民センター、伊勢県民センター、熊野県民センター、四日市県税事務所、紀州県税事務所)

### イ 旅費

- (1) 復命書の適正な記載に努めます。 (財政・施設分野)
- (2) 平成 22 年度から旅費については総務事務システムにより個人申請となりましたが、引き続き職員等へ旅費に関する条例及び施行規則に基づき適正に取り扱う旨周知します。  
(津総合県税事務所)

### ウ 物品購入等

- (1) 物品等の購入については、引き続き計画的に行うよう取り組みます。 (桑名県税事務所)

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の扶養親族届の受理日と認定簿の受理日が異なっていた。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。支給要件喪失日が認定簿に記載されていなかった。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (財政・施設分野)</p> <p>(4) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (四日市県税事務所)</p> <p>(5) 住居手当の事後確認書類が添付されていなかった。 (津総合県税事務所)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 扶養親族届の受理日が適正であるため、認定簿の受理日を修正しました。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 扶養手当の事後確認書類については、すみやかに確認作業を行いました。支給要件喪失日については、認定簿に追記しました。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) (4) 特殊勤務実績簿の適正な処理・運用を職員に周知しました。 (財政・施設分野)、(四日市県税事務所)</p> <p>(5) 本人に再度確認書類の提出を受け、総務事務室へ送付しました。 (津総合県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 扶養親族認定簿について、適正な受理日となりました。 なお、平成 22 年度以降、総務事務一元化所属（総務事務室）がシステムにより確認することとなりました。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 扶養手当の事後確認書類が整いました。 平成 22 年度以降、総務事務一元化所属（総務事務室）において事後確認と認定簿の管理を行うこととなりました。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) (4) 特殊勤務手当実績簿の決裁等が適正に行われるようになりました。 平成 22 年度以降は総務事務システムの導入により、適切に決裁処理が行われるようになりました。 (財政・施設分野)、(四日市県税事務所)</p> <p>(5) 住居手当の事後確認書類が適正に処理されました。 平成 22 年度以降、総務事務一元化所属（総務事務室）において事後確認を行うこととなりました。 (津総合県税事務所)</p> <p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 総務事務一元化所属（総務事務室）が運用する総務事務システムにより、受理日は正しく表示されるようになります。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 総務事務一元化所属（総務事務室）において、適正な事後確認を実施します。 支給要件喪失日については、総務事務システム上で未入力等の確認を行います。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) (4) 総務事務システムによる処理の適切な運用を周知します。 (四日市県税事務所)</p> <p>(5) 住居手当の事後確認実施については、一元化所属である総務事務室において適正に確認します。 (津総合県税事務所)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 財団法人にかかる出捐金証書が備え付けられていなかった。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 三重県公舎管理規則に定める県公舎貸付簿が備え付けられていなかった。 (財政・施設分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)～(3) 公用車の損傷 (財政・施設分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 当該財団法人に出捐金証書の再発行を依頼し、再発行を受けた証書については管財室に提出し、管財室において管理することとしました。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 規則に定める様式により、県公舎貸付簿の作成を実施しました。 (財政・施設分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)～(3) 総務部交通安全講習会に参加し研修を受けるとともに、伝達研修を通じて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 (財政・施設分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 出捐金証書の保管について、適正な事務処理となりました。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 規則に定める様式により、県公舎貸付簿が整備できました。 (財政・施設分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)～(3) 平成 21 年度の 8 件から平成 22 年度はこれまでに 5 件となり、件数は減少しています。このうち職員の不注意によるものは 1 件です。 (財政・施設分野)</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (組織・職員分野)</p> <p>(2) 引き続き適切な公舎管理に努めます。 (財政・施設分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)～(3) 交通安全意識や県有財産意識の高揚を図るため、引き続き交通安全講習等に参加し、講習内容の室内への周知に努めます。 (財政・施設分野)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 納品書、請求書の日付が記載されていないものを受領していた。 (津総合県税事務所)</p> <p>(2) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査を定められた時期に行っていなかった。 (松阪県税事務所)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 22 年 5 月 31 日付け出納局長からの文書のとおり、納品書・請求書への日付の記入については取引業者に記入するよう依頼しました。 (津総合県税事務所)</p> <p>(2) 会計事務自己検査については、三重県会計規則、会計規則運用方針（通達）、三重県会計事務自己検査要綱を遵守し、定められた時期に行うよう留意するとともに、自己検査の決裁時には検査結果だけでなく検査時期についても確認を行いました。 (松阪県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 納品書・請求書の日付が記載されるように改善され、未記入の場合は、納品時等にその場で日付の記入を行ってもらうようになりました。 (津総合県税事務所)</p> <p>(2) 平成 22 年度は、定められた時期に適正に自己検査が行われました。 (松阪県税事務所)</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) (2) 引き続き適正な事務処理を行っていきます。 (津総合県税事務所)、(松阪県税事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故          公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故 (財政・施設分野)          (2) 物損事故 (伊勢県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 総務部交通安全講習会に参加し、伝達研修を通じて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 (財政・施設分野)          (2) 毎月の定例会、所内危機管理研修、職場内労使協働委員会などの機会をとらえて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 (伊勢県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 職員の交通安全意識の高揚が図られ、平成 22 年度は公用車の交通事故は発生しませんでした。 (財政・施設分野、伊勢県税事務所)</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き交通安全講習等に参加し、また、講習内容の室内周知に努めます。 (財政・施設分野)          (2) 引き続き機会を捉えて職員の交通安全意識の高揚を図ります。 (伊勢県税事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成22年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当部には当該法人が3団体存在していますが、当該法人に対しては、定例の調査時等において新制度への移行状況を確認するとともに、適宜、情報交換などを行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>当該法人からの新制度への移行に関する手続きについての相談に応じています。なお、3団体のうち1団体については定款変更案の策定等、移行作業に入っています。2団体については移行方針を検討しています。</p> <p><b>平成23年度以降（取組予定等）</b></p> <p>当該法人毎に移行スケジュールがあると考えられるので、当該法人が円滑に新制度へ移行できるよう、適宜相談に応じていきます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (危機管理にかかる職員の意識醸成)</p> <p>(1) 平成 21 年度 (2009 年度) 実施の職員危機管理意識調査の結果によると、「常に危機管理意識を持って仕事をしている」職員の割合は前年度の 96.2%から 96.7%と 0.5 ポイント向上したが、第二次戦略計画の基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は、74.2%であり、2009 年度目標値である 90.0%とは、15.8 ポイントの乖離があった。</p> <p>県政運営のマネジメントのベースである危機管理は、職員一人ひとりには日常業務の中で取り組むべきものであるが、2010 年度目標値である 95%を達成するため、次期戦略計画に向けて、一層職員の意識改善に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 研修の実施</p> <p>部局に応じた危機の発生に対応できる人づくりを推進していくため、昨年度に引き続き、従来の危機管理の基礎となる共通部分の研修に加えて、「室長等危機管理研修」として、室長等が各所属において研修・訓練を実施するための技能を習得できる研修、「新任危機管理推進員等研修」として、新たに危機管理推進員、事務担当者となった職員が各部局等の危機管理の推進に必要な知識と技能を習得する研修を行い、職員の危機意識の高揚と所属における危機管理の推進と危機対応能力の向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各階層別昇任時基本研修での危機管理研修の実施 新規採用時研修 (4/6)、中堅職員研修 (7/8, 9) 課長補佐級昇任時研修 (7/14~16)、課長級昇任時研修 (5/20, 21)</li> <li>・室長等危機管理研修 (7/27~29)、新任危機管理推進員研修 (6/8, 9)</li> </ul> <p>(2) 部局等の危機管理状況のモニタリングの実施</p> <p>部局等の危機管理取組状況の自己評価について、昨年度まで年 1 回実施していましたが、年度末であったため、年度内に改善ができないことから、今年度から、年度前半、後半の 2 回実施し、年度前半で自己評価の低かった項目について、年度後半で改善できるような仕組みに変更し、各部局の危機管理の推進が早期に図られるように努めました。</p> <p>(3) 危機管理意識調査の実施</p> <p>県政運営のマネジメントベースの一つである危機管理が、どの程度職員の意識に浸透し、理解され、機能しているかを把握するために実施し、分析結果を職員に示しています。なお、各部局別の分析結果を別途各部局に提示し、各部局での次年度の危機管理取組につなげることができるようにしています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 室長危機管理研修の実施の結果、ほとんどの職場で危機管理研修が行われました。</p> <p>(2) 研修をはじめとする危機管理の取組の成果として、職員危機管理意識調査の結果、危機意識に関する項目は総じて高く、また、年々着実に上昇しており、危機管理意識が高まった理由として、「日頃危機管理に言及」、「研修・訓練」をあげている職員が年々増加しています。</p> <p>(3) 意識調査の結果、「対話」「危機発生時の行動」「マニュアルの理解」といった項目が比較的に低く、職員の危機意識は十分高いものの、対話、マニュアルの理解等の行動につながらない実態が明らかになっています。</p> <p>(4) 「リスク対応度」については、77.5%と今までで一番高くなったものの、目標値 (95%) に比べてかなり低い状況になっています。特に「リスクの対話の実施」に関する設問で約 20%が行われていないと回答しており、対話が行われない理由として、「忙しい」をあげた職員が 3 割弱を占めています。</p>

#### 平成 23 年度以降（取組予定等）

引き続き、研修・訓練等を通じて職員の危機管理意識の高揚に努めるとともに、日頃から業務の進行状況や業務に係るリスクについて職場で対話を行うことが、リスクの発見やミスの防止に重要であるとの認識のもと、次期戦略計画では、リスクも含めた業務に関する「対話」の実施を目標値にし、業務の進行管理も含めて、「対話」が各所属で行われるよう、引き続き、強く各部局に働きかけていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見  (チリ地震に伴う津波警報発表による対応の検証)  (2) 平成 22 年 2 月 27 日にチリ中部沿岸を震源とした地震に伴い発生した津波は、翌日の同月 28 日には日本沿岸各地に到達し、三重県沿岸に津波警報が発表された。  これに対し、関係市町及び県は災害対策本部を設置し、一部の市町では避難勧告、避難指示を行う等の対応をしたが、避難所等に避難した住民の割合が 1.9%と寡少であったこと等、地震、津波に対する警戒意識の維持に憂慮すべき状況が明らかとなった。  このことから、こうした状況に至った原因を調査、分析し、今後の津波啓発のあり方等を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容  (1) 今回の津波における、県内関係地域の住民の避難行動や津波に対する意識等について把握し、今後の津波啓発や防災体制のあり方等の検討に資することを目的として、県民を対象とした意識調査を三重大学との共同研究により実施しました。</p> <p>2 取組の成果  (1) 意識調査の結果、以下のような結果が得られました。  (調査結果の概要)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難を意識した行動を起こした住民は、全体の 2 割程度で、大半の方々は基本的には避難行動をとっていないか、または、津波に対する危機意識を持っていなかったことが伺える。</li> <li>・ 一方で、ハザードマップの認知度や自主防災活動への参加状況と、今回の避難行動との間には、顕著ではないものの正の相関がみられる。</li> </ul> (2) このことから、引き続き住民が適切な避難行動をとれるよう、テレビ等を通じた啓発番組や、講演会等の場を通じて、防災意識の向上に向けた取組を行っているところです。特にチリ地震から 1 年が経った 1 月下旬から 3 月にかけて、津波の特別番組 (15 分間) を県内テレビ局及びケーブルテレビ局で放送し、県民の意識喚起をはかりました。</p> (3) また、今回の津波において、避難指示・勧告の発令の有無や発令時刻に関して、沿岸市町間ではらつきがあったことから、市町の避難指示等の具体的な発令基準の策定を促進する等、津波発生時の市町における迅速な防災体制を確立するための支援を行いました。
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定を越える津波の発生により甚大な被害が生じました。県においては、地震対策・津波対策を早急に見直し、自らの災害対応力を強化していくとともに、市町において住民の避難対策など地域の特性をふまえた防災対策を促進するため、県としても支援する必要があります。</p> <p>こうしたことから、以下のような取組を関係市町と連携を図り、早急に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町の指定する避難所等が津波に対し適正な配置であるか、を検証します。</li> <li>・ 住民が適切な避難行動をとれるよう、津波避難意識の向上に向けた周知・啓発の取組をより一層かつ継続的に実施します。</li> <li>・ 津波発生時における住民の迅速な避難を促すため、「地域ごとの津波避難計画」の策定や、同計画に基づく自主防災組織と連携した津波避難訓練の実施等、市町の取組に対する支援を行います。</li> </ul>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 収入証紙の消込み印の印影が不明瞭で、年月日が判読不能なものがあった。 (防災危機管理分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>証紙収入を伴う申請については、事故防止の観点から原則受付日に消印することとしています。消印の方法については「三重県証紙条例施行規則の取扱いについて（昭和 44 年 4 月 1 日付け財第 113 号、管理第 41 号通知）」に基づき、黒色の強着スタンプインクを用い消印を行っていますが、インクの性状から証紙の彩紋と重なった場合に日付が判別しにくくなるがありました。今後は、消印に際しては日付の判別ができるように注意を払い消印をまいります。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>証紙収入に際しては、判別しやすい証紙消印を行うとともに、</p> <p>① 担当者間によるダブルチェック</p> <p>② 副室長による証紙収入管理</p> <p>③ 危機管理総務室担当者による調定の際のチェック</p> <p>を実施し、今後も適正な事務処理をまいります。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、適正な証紙収入事務に取り組みます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関</p> <p>収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 申請手数料にかかる収入証紙の過誤納付があった。</p> <p style="text-align: right;">(熊野県民センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>火薬類譲受・消費許可の申請手数料のうち、「火薬・爆薬」でその重量が 25kg 未満は 3,500 円、また、製品化されたものについては、「火工品」として 2,400 円と分類されています。</p> <p>平成 19 年度に事業者から火薬類譲受・消費許可申請「火薬」(3,500 円)の申請があり、申請者から実際に火薬を使用するとの説明に基づき「火薬」として許可をしました。更に、平成 21 年 11 月に同申請者から同内容の 2 件の申請があり同様に許可をしました。</p> <p>ところが、県民センターから消防・保安室への火薬類譲受・消費許可状況報告(平成 21 年 11 月分)において疑義が生じ、許可申請内容を再度確認したところ、この申請内容については、建設用鋼索発射銃に使用する空砲であり、「火工品」に該当することが判明しました。申請者は県外の事業者であり、三重県の手数料の取扱いに不慣れであった模様で、「火薬」と「火工品」を区別しておらず、平成 19 年度の申請も含め「火薬」として申請したことが確認されました。</p> <p>よって、平成 19 年度分も含めて、1 申請あたり 1,100 円(3,500-2,400 円)、3 申請合計で 3,300 円の過納付となるため、「償還金、利子及び割引料」の令達を受け、平成 22 年 1 月に返金の処理を行いました。</p> <p>今後、審査にあたって、「火薬」か「火工品」かの判断に疑義が生じる場合は、過去の事例にとらわれることなく、消防・保安室と協議することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>火薬の譲受・消費の申請事務に疑義が生じた場合は消防・保安室や各県民センターと情報共有し、問題を解決する体制ができました。</p> <p><b>平成 23 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>引続き、消防・保安室や各県民センターと疑義等の生じた問題等を担当者会議等を通じて情報共有し、処理対応事例の蓄積を図り、今後の業務に生かしていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【みえの防災活力支援事業にかかる広報（テレビ）事業委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成22年度の契約については、個人情報管理の条項を明記した変更契約を、9月1日付けで締結しました。</p> <p>(2) 契約書に添付すべき書類、契約書の記載内容について再確認を行い、内部打合せにおいて周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記改善策の実施により、担当職員及び関係職員の意識向上を図り、適正な事務執行に努めました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>平成 23 年度以降においても、上記改善策を引き続き実施することにより適正な事務執行に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。支給要件終了についての記載が、認定簿に記載されていなかった。 (3) 緊急雇用職員採用の決裁において、担当業務内容が整理されていなかった。 (防災危機管理分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 特殊勤務実績簿については、勤務実態にあわせて決裁をすることとしました。 (2) 扶養手当の認定事務等について、総務事務センターとも連携して不備の改善を図りました。 (3) 緊急雇用職員採用の決裁において、事務分掌表を添付することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 扶養手当の事後確認書類の添付もれや支給要件終了の認定簿の記載もれの是正について、総務事務センターにおいて適切に事務処理がなされました。 (2) 事務分掌表を添付することで、担当業務が明確となりました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 特殊勤務手当についても、次年度から総務事務センターにおいて事務処理ができるよう改善要望しています。 (2) 扶養手当の認定等の事務にあたっては、引き続き、総務事務センターとも連携し適正な事務処理に努めていきます。 (3) 緊急雇用職員採用の決裁においては、担当業務の整理が明確になることから事務分掌表を添付していきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況      財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 物品管理状況一覧表の保管場所名称欄が記載されていなかった。  <span style="float: right;">(防災危機管理分野)</span></p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 防災行政無線整備工事等に伴い設置した通信機器類については、財務会計システムにおいて備品登録し管理を行っているところです。</p> <p>(2) これら防災行政無線は各県庁舎をはじめ、市町や消防本部、無線中継所等に配備されており、設置場所が 100 箇所を超えるため、システム上、その全ての箇所を保管場所登録することができないことから、市町や消防本部等に配備している機器の保管場所名称として「防災危機管理部」等として記載していたものがありました。</p> <p>(3) 物品を適切に管理するためには、より詳細な保管場所名称の記載が必要であることから、市町庁舎名や消防本部名などの具体的保管場所については、品名欄に記載して、わかりやすく改善を図ることとしました。</p> <p>2 取組の成果      保管場所が不明瞭であった防災行政無線について、品名欄に具体的な保管場所名称を記載するよう修正しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>具体的保管場所について、品名欄に設置場所名称を記載するなどして、物品管理状況一覧表においても適切に管理していきます。</p>



<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 264,075 円）</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 啓発活動後の岐路途上で防災啓発車の操作パネル収納部のドアが開き、半脱落により公用車を損傷したことから、再度職員に点検及び安全確認等を徹底しました。</p> <p>(2) 防災啓発専門員及び公用車を運転する可能性のある職員に対し始業及び終了時の点検について周知徹底を図りました。</p> <p>(3) また、部主催の「安全運転講習会」及び「交通安全研修」を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るため、日常的な交通安全啓発や注意喚起を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 伊勢湾台風 50 年誌の統計数値の調査点が、一部明記されていなかった。 (防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県が発行した伊勢湾台風災害誌（昭和 36 年）と、市町村がそれぞれ発行した町史、村史では、被害把握の時点等が異なるため数値に違いが生じていました。</p> <p>(2) 数値を引用する際には、整合性についてチェックするようにしました。</p> <p>2 取組の成果 以後の成果品に対し、不整合は発生していません。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>整合性の確認は重要なチェック項目として、もれのないよう実施していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（損害額 6,888 円）</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 本庁関係部と合同で外部講師を招いての「安全運転講習会」を実施しました。</p> <p>(2) また、上記の講習受講を受けて、12 月に防災危機管理部の全職員を対象とした交通安全研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 部内職員に対する交通安全研修については、対象職員全員の参加がありました。</p> <p>(2) 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るためには、日頃からの意識の醸成も重要なことから、節目ごとに部内会議等を通じ交通安全の徹底を図るとともに、注意喚起を行うなど、日常的な交通安全啓発により、交通事故防止につなげていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p>(文化・生涯学習分野、勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 文化会館使用料については、三重県総合文化センターへの指定管理者制度導入と同時に利用料金制を導入した平成 16 年 10 月 1 日以前の収入未済を県が引き継ぎ、平成 17 年 3 月以降、債務者に対して督促を行ってきました。平成 21 年度末の未収額は 110,000 円 (2 件) で、引き続き催告を実施し、未収金の収納に努めました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 中小企業従業員住宅家屋貸下料における収入未済 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求め、他の 1 件については、納付誓約書に基づき返済を求めました。 ともに、定期的に電話での督促も実施しました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 「専修学校又は各種学校入校者補助金返還金」及び「妊産婦出産費補助金返還金」については、月 1 回程度債務者宅を訪問し、納付を促しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 文化会館使用料の未収額のうち 70,000 円 (1 件) は分納により全て納付されましたが、残り 40,000 円 (1 件) については時効によりやむを得ず不納欠損処理を行いました。これにより、収入未済は全てなくなりました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 中小企業従業員住宅家屋貸下料における収入未済 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、平成 23 年 3 月末現在までで 455,000 円の支払いがあり、他の 1 件は、経営環境が改善されず悪化しているため支払いが滞りがちですが、平成 23 年 3 月末現在までに 75,000 円の支払いがありました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 「専修学校又は各種学校入校者補助金返還金」において 8,000 円が、「妊産婦出産費補助金返還金」において 11,000 円がそれぞれ納付されました。 (人権・社会参画・国際分野)</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 文化会館使用料については、利用料金制導入後は指定管理者の収入となっていることから、今後、県の収入未済が発生する見込みはありません。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 中小企業従業員住宅家屋貸下料のうち、和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の 1 件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。 上記 2 件は、今後も個別に対応し、定期的に電話による督促を行い、未収金の回収に努めます。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 「専修学校又は各種学校入校者補助金返還金」及び「妊産婦出産費補助金返還金」については、今後も定期的に債務者宅を訪問する等により納付を促し、収入未済額の減少に努めます。 (人権・社会参画・国際分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p>(文化・生涯学習分野、勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当部の収入未済については、中小企業従業員住宅家屋貸下料、文化会館使用料、専修学校又は各種学校入校者補助金返還金、及び妊産婦出産費補助金返還金の四つの区分となっていますが、どれも過年度の未収金であり、今後新規の未収金が発生する見込みはありません。</p> <p>また、それぞれが性質的に異なる未収金であり、その性質上、債権回収の方法や、債務者との対応等については、画一的なものではなく、個別の事情に応じたものとなっています。</p> <p>以上のことから、部内での情報共有も特に行っておらず、現在のところ他部局等との情報共有も特に行っていません。</p> <p>(文化・生涯学習分野、勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>他部局の優良な事例があれば、それらを参考にしながら未収金の回収にあたりとともに、今後収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりが検討されることとなった場合は、他部局と連携しながら取り組んでいきます。</p> <p>(勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 20 年 12 月の公益法人制度改革三法の施行後、円滑な新制度への移行を促すため、所管特例民法法人に対し説明会等を随時実施してきました。</p> <p>平成 22 年度においては、法人の定期検査や意向調査等の機会を通じて、必要な情報提供及び助言を行いました。</p> <p>(2) 随時、法人からの相談等に応じて、新制度への移行手続きに関する助言等を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>生活・文化部所管 47 法人のうち 4 法人が公益社団法人への移行認定を既に受けており、その他の法人についても定款変更の案の策定作業など新制度への移行に向けた準備を進めています。</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>今後も引き続き、所管法人に対して新制度への移行に関する情報提供を積極的に行うとともに、必要な助言等を行い、新制度への円滑な移行を促進していきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新博物館の整備)</p> <p>(1) 新博物館の整備については、平成 20 年度に策定された「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」を具体化するため、21 年度には、施設の建築設計及び展示設計を進めたところである。</p> <p>しかしながら、県が実施したアンケート調査結果をみると、新博物館整備にかかる県民への周知、理解を求める取組が十分とは言えない状況にあることから、今後は、この「基本計画」等に示された博物館の実現に向け、積極的な広聴広報活動を推進されたい。</p> <p>また、県総合文化センターとの連携による相互機能の向上など、具体的な博物館活動や運営等について、県民、市町など多様な主体と連携しながら取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(文化・生涯学習分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 認知度の向上を最優先に考えた取組を下記のとおり進めてきました。</p> <p>※以下これまでの主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内キャンペーン：広報物、アンケートによる広報。</li> <li>・ 県の広報媒体、関連行事・会議、関連印刷物などを通じた広報。</li> <li>・ 津駅看板、県庁大駐車場への横断幕の掲示。</li> <li>・ 市町の協力による広報への掲載。</li> </ul> <p>(2) 県総合文化センターとの連携については、文化交流ゾーンの展開として、文化振興室を中心に関係機関が、平成 23 年度から検討に入ります。これに向けて、文化振興室において、県政日より及び県総合文化センター・県立美術館でのヒアリング式アンケートにより、ニーズ把握を行いました。</p> <p>(3) 新県立博物館の活動や運営等については、「新県立博物館事業実施方針」に基づき、「ともに考え、活動し、成長する博物館」づくりとして、参画のしくみづくりや、きっかけとなる取組を県民の皆さん、地域の団体、関係機関とともに試行的に行いました。また、これらの内容を「新博物館の活動と運営 vol.2 (中間報告)」としてまとめ、「みんなでつくる博物館会議 2010」で報告し、意見交換しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 認知度については、津市では、7～8 割程度に向上してきているものの、全体としては、4 割余りと微増にとどまっています。</p> <p>(2) 県総合文化センターとの連携については、ニーズ把握の結果を取りまとめました。</p> <p>(3) 「新県立博物館事業実施方針 (平成 21 年 3 月)」に基づく、様々な事業や取組を県民の皆さんとともに進め、これらをまとめた「新博物館の活動と運営 Vol.2」を作成しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>平成 23 年度からは、さらなる認知度の向上に加えて、新博物館の魅力を伝える広報や参画型広報に着手し、開館までのストーリー性をもった計画的な広報宣伝を進めていきます。</p> <p>県総合文化センターとの連携については、文化交流ゾーンの検討を進めるための取組や広報が必要になると考えています。広報戦略と関わらせながら、県総合文化センターや県立美術館、斎宮歴史博物館などと連携した開館前、開館時の主要イベント・取組についても検討をしていくとともに、博物館活動や運営等についても、県民、市町など多様な主体と連携しながら取り組んでいきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(2) 県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>しかしながら、雇用情勢については、有効求人倍率は依然として低い水準にとどまっており、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる。</p> <p>このため引き続き、県政の最優先課題として、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、地域の特性や求職者の状況を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年 2 月に定めた「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、全庁で雇用、経済、生活を柱にして切れ目なく第七次から第十二次までの対策を実施してきたところです。</p> <p>主な取組内容は以下のとおりです。</p> <p>雇用対策</p> <p>① 雇用機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」</li> <li>離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会や、地域における継続的な雇用機会を提供しました。(関係各部)</li> </ul> <p>② 職業訓練・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援での支援</li> <li>離職を余儀なくされた方の生活の安定と再就職を支援するため、情報提供や相談の窓口として平成 21 年度に四日市市と鈴鹿市に開設した求職者総合支援センターにおいて、職業・生活相談をワンストップで行いました。</li> <li>・雇用につながる職業訓練</li> <li>離職者や外国人求職者を対象とした職業訓練等の実施、大型自動車 1 種免許の取得など雇用につながる資格取得に対し、受講料の助成を行いました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>雇用対策</p> <p>① 「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県事業の雇用人数 3,475 人※県単独事業分含む(平成 23 年 3 月末見込)</li> </ul> <p>② 三重県求職者総合支援センターの取組実績(平成 23 年 3 月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業・生活相談など：1 日あたり 59.7 件</li> <li>・求人情報閲覧：1 日あたり 159.9 件</li> <li>・外国人職業相談：1 日あたり 5.8 件</li> </ul> <p>③ 公共職業訓練の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職者向け民間教育訓練機関への委託訓練(34 コース 総定員 510 名)</li> <li>外国人向け講習</li> <li>(津高等技術学校金属成形科：定員 10 名×2 期)</li> <li>(フォークリフト技能講習：定員 20 名×3 回)</li> </ul>
<p><b>平成 23 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>厳しい雇用経済情勢が続くなか、平成 23 年 2 月に定められた「第十三次緊急雇用・経済対策の考え方」に基づき、平成 22 年度から平成 23 年度への切れ目ない対策を進めることとします。</p> <p>また、対策の推進にあたっては、官民が一体となって関係機関の連携で取り組むことを目的として</p>



設置した「三重県雇用・経済危機対策会議」に雇用部会を設置し、産業団体、金融機関、労働団体、市町、国機関等と連携しながら取り組みます。

主な取組は以下のとおりです。

(1) 雇用対策

① より多くの雇用機会が創出されるよう、引き続き、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」を実施するとともに、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究等の成長が期待される重点分野における雇用の創出と地域ニーズに応じた人材の育成にも取り組んでいきます。(関係各部)

② 雇用につながる就労支援の取組として、ハローワーク等関係機関と連携して運営している求職者総合支援センター事業や公共職業訓練に引き続き取り組むとともに、厳しい雇用情勢等の影響から就職先未定のまま卒業した若者に対して、県教育委員会等関係機関と連携し、早期に就職できるよう職業人として必要な基礎的な技術等の研修や技能訓練等を行います。

(2) 生活対策

① 働く意欲は持ちながらも、さまざまな生活課題を抱える人へのセーフティネット策として、三重県求職者総合支援センター、三重県労働・生活相談室での各種相談対応、外国人住民に対する専門相談などの支援に取り組みます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用)</p> <p>(3) 平成 21 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.50%にとどまっており、全国ワースト 1 位となっている。 経済・雇用状況が厳しい中、企業への啓発や職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組について国、関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 障がい者雇用の促進を図るため、三重労働局や県内ハローワーク、(社)三重県雇用開発協会等と連携して下記の取組を実施しました。</p> <p>(1) 啓発・広報等による障がい者雇用にかかる理解の醸成</p> <p>① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用</p> <p>② 障がい者雇用優良事業所等表彰</p> <p>③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発</p> <p>④ 障がい者雇用アドバイザーによる企業への個別啓発及び求人情報の収集</p> <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発</p> <p>① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施</p> <p>② 津高等技術学校でOA事務訓練(期間1年間)の実施</p> <p>③ 職場適応訓練事業の実施</p> <p>④ 障がい生徒職域開発促進事業の実施</p> <p>⑤ 第8回三重県障がい者技能競技大会の開催</p> <p>(3) その他</p> <p>① 公正採用選考研修会の開催</p> <p>② 障がい者就職面接会の開催</p> <p>③ ジョブサポーターの派遣</p> <p>④ 農業分野における障がい者地域人材育成事業の実施</p> <p>⑤ IT技術を活用した障がい者在宅就業支援ふるさと雇用再生特別基金事業</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職業相談、啓発・広報</p> <p>① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度による登録状況 登録件数：雇用促進事業所：7事業所、就労支援事業所等：29事業所(平成23年3月末現在)</p> <p>② 障がい者雇用優良事業所等表彰 1社</p> <p>③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発実施回数 駅頭啓発：1回(障がい者雇用支援月間：9月)</p> <p>④ 障がい者雇用アドバイザーによる個別啓発実施事業所数等 訪問事業所数：310事業所、開拓求人数：98人、委託訓練受講者：8人 (平成23年3月末現在)</p> <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発(平成23年3月末現在)</p> <p>① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数53人(うち47人修了、43人就職)</p> <p>② 津高等技術学校でOA事務訓練(身体障がい者対象、期間1年間) 入校者数10人(うち就職7人、就職以外の退校2人)</p> <p>③ 障がい生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数300人(平成23年3月末見込)</p> <p>④ 第8回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数 競技種目(参加者数)：機械CAD(2人)、喫茶サービス(9人)、電子機器組立(2人) パソコン文書作成(15人)、パソコン表計算(11人) パソコン文書作成視覚障がい者の部(5人)</p>

(3) その他

- ① 公正採用選考研修会の開催回数及び参加者数 開催回数：5回、参加者数：338事業所
- ② 障がい者就職面接会の開催回数、参加企業数及び参加者数  
開催回数：7回、参加企業数：144社、参加者数：912人（いずれものべ数）
- ③ ジョブサポーターの派遣件数 延べ301件 対象者31名（平成23年3月末見込）
- ④ 農業分野における障がい者地域人材育成事業  
実施団体：4団体、雇用障がい者数：20人（平成23年3月末現在）
- ⑤ IT技術を活用した障がい者在宅就業支援ふるさと雇用再生特別基金事業  
委託先：障がい者の在宅就業を行うNPO、業務開拓及び在宅就業者の支援を実施

平成23年度以降（取組予定等）

平成22年度の民間企業における障がい者実雇用率は、前年と同じ1.50%で、2年連続で全国最下位でした。そのため、国等関係機関との連携による障がい者雇用促進のための啓発活動や職業能力開発等の従来取組に加え、平成23年度には新たに身体障がい者を対象に座学研修とインターンシップを組み合わせた人材育成事業を実施し、約40人の身体障がい者の早期の就職を支援します。

また、実際の就業を通じた障がい者雇用の事例を収集し、障がい者雇用のノウハウの取得を目的とした「障がい者雇用モデル構築事業」を平成23年2月から実施しており、障がい者の雇用を促進するとともに、得られたノウハウは、今後の企業等への普及・啓発活動に活用します。この事業では、障がい者の新規雇用は15人を予定しています。

今後の成長分野として期待されている農業分野においても、障がい者の雇用を促進するための人材育成を進めるとともに、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した雇用事業を新たに実施し、農業分野を障がい者の雇用の場として、拡大していきます。新規雇用は20人を予定しています。

さらに新規事業として、短期間の職場実習事業を行い、障がい者雇用の前段階である実習を拡大します。これにより、延べ60人ほどが実習予定です。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県内の消費生活相談体制)</p> <p>(4) 安全で安心できる消費生活の確保を図るため、消費者相談、消費者啓発、事業者指導を三本柱として、市町と連携しながら消費者行政の推進に取り組んでいるところである。</p> <p>しかしながら、市町においては、平成21年9月に施行された消費者安全法により消費生活相談対応が義務付けられている中で、9市2町で消費生活相談員による相談対応が行われているが、その他の市町では、相談窓口は設置しているものの、相談員は配置していない。</p> <p>また、県全体の相談件数における市町の相談分担率が、全国平均62.0%に対し、本県は45.5%と低くなっており、十分な相談体制が確立されているとは言えない状況にある。</p> <p>今後も引き続き、市町に対し、消費生活相談窓口の充実を働きかけるとともに、消費生活相談員や職員の資質向上を図るなど、市町の相談体制の充実を促進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成22年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>市町の相談体制を充実強化するため、消費者行政担当課長会議(3回)や消費者行政活性化基金ブロック会議(8回)などを通じて相談体制の充実や三重県消費者行政活性化基金の積極的な活用を求め、必要に応じて各市町を訪問し、市町で取組を進めるための具体的アドバイスを行いました。</p> <p>また、市長会や町村会において各自治体の首長に理解を訴えるとともに、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(2回)において、企画や総務担当にも消費者行政に対する取組の充実強化について説明を行いました。</p> <p>平成22年8月には、消費者行政活性化基金要領の改正により、基金の計画期間が平成24年3月31日から平成25年3月31日に1年間延長されたことを受け、アンケートによる延長希望の調査(29市町中24市町が延長希望)を行うとともに、会議を開催して一層の活用を市町に求めました。</p> <p>また、平成22年12月に国から示された「住民生活に光をそそぐ交付金」の活用について、説明会(2回)を開催するとともに、市町からの個別相談を受け活用を支援しました。</p> <p>県の支援に対する市町の要望を把握するため、消費者団体に調査を依頼しました。その結果、財政的支援に加え、技術的支援のニーズが高いことが分かりました。そのため、市町への巡回指導を行うとともに、消費生活相談員や相談担当職員に対し、相談員勉強会の開催(6回7テーマ)や情報の提供に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>消費生活センターの設置及び消費生活相談員の配置については、平成21年4月では6市でしたが、平成22年10月では9市2町となりました。平成23年度中には12市5町となる予定です。</p> <p>また、消費生活相談員の配置等は行わないが、三重県消費者行政活性化基金を活用して相談担当職員の研修等への参加など相談体制の充実を図る市町は、平成21年度は10市2町でしたが、平成22年度は14市8町となりました。平成23年度中には14市11町が予定しています。</p> <p>国民生活センターと地域をつなぐPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の設置は、平成21年度は7市1町でしたが、平成22年度は12市7町となりました。</p>
<p><b>平成23年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、県独自の巡回指導(16市町毎に月2回ずつ予定)を行うとともに、市町の支援体制を充実します。</p> <p>(2) 国が設置する消費者ホットラインの接続先を市町に変更することで市町の消費者トラブルに対する認識を高め、市町の取組を促進します。</p> <p>(3) 消費生活相談員の配置について、29市町に整備されることを目標に、市町と連携し検討していきます。</p> <p>(4) 市町の相談窓口が消費者にとって、もっとも身近で信頼できる存在となるよう、市町の取組を支援します。</p> <p>(5) 市町の相談窓口の充実強化を図るため、引き続き、研修会や勉強会の開催等などにより市町の取組を支援します。</p>

**監査の結果**

1 事業の執行に関する意見

(高齢者の交通事故防止)

(5) 交通事故の防止については、様々な取組により、平成 21 年において人身事故件数は 11,372 件で前年より 514 件減少し、負傷者数も 15,126 人で前年より 482 人減少しているが、交通事故死者数は 112 人で前年より 2 人増加している。

特に、高齢者の死者は 9 人増加し、全交通事故死者のうち高齢者の占める割合は全体の 60% 近くを占め、その率も年々上昇している。

今後、高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者の交通事故防止の取組について、関係機関等との連携を強め、より一層推進されたい。

(勤労・生活分野)

**講じた措置**

**平成 22 年度**

1 実施した取組内容

四季の交通安全運動など年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、関係機関等と連携して運動を展開するとともに、「交通弱者の交通安全意識啓発事業」を実施し、高齢者に対して啓発活動を行う交通安全活動指導員（シルバーリーダー）を育成しました。

また、高齢運転者による事故が増加していることから、三重県交通対策協議会（会長：三重県知事）の安全部会において、運転免許証を自主的に返納された高齢者の方に対する支援策について取り組みました。

2 取組の成果

平成 22 年度は 260 名の交通安全活動指導員（シルバーリーダー）を育成し、老人クラブを中心に各地域においてさまざまな交通安全活動を展開しました。

また、年間を通じて広報啓発活動を実施した結果、高齢者に係る死者数は対前年比 6 名の増加となりましたが、全体に占める高齢者の割合は 52.6% となり、事故件数、負傷者数についても減らすことができました。主な状況は次のとおりです。

	平成 22 年			(参考) 平成 21 年		
	高齢者	全体	高齢者の占める割合	高齢者	全体	高齢者の占める割合
高齢者事故件数 (第一・第二当事者が高齢者)	2,867	11,275	25.4%	2,993	11,372	26.3%
高齢死者数	71	135	52.6%	65	112	58.0%
高齢負傷者数	2,126	14,878	14.3%	2,236	15,126	14.8%
高齢ドライバー事故件数 (原付以上、第一当事者が高齢者)	1,673	10,797	15.5%	1,777	10,847	16.4%

※「第一当事者」とは、交通事故に関与した人のうち、相対的に交通事故の原因となる過失が最も重い当事者をいい、過失が同程度の場合には人身被害（死傷程度）が最も軽い者をいいます。

また、運転免許証を自主的に返納された高齢者の方に対する支援策として、平成 23 年 1 月 20 日から、県内の路線バスの運賃割引制度を開始しました。

**平成 23 年度以降（取組予定等）**

引き続き、高齢者の交通事故防止を重点に関係機関等と連携して広報啓発活動を実施するとともに、運転免許証を自主的に返納された方の支援施策をさらに充実させるために関係機関・団体に働きかけていきます。

また、「交通弱者の交通安全意識啓発事業」に代わる事業として、「交通弱者の交通事故防止事業」を新たに実施し、これまでで育成した交通安全活動指導員（シルバーリーダー）の活動をより活性化させるとともに、交通安全講習の受講機会の少ない高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (多文化共生社会づくり)</p> <p>(6) 多文化共生社会づくりのためには、市町を中心に多様な主体が連携し、取組方向や役割などの意識を共有することが重要であることから、みえの舞台づくりプログラム「多文化共生社会へのステップアップ・プログラム」により、多様な主体のネットワーク形成など、多文化共生社会の基盤づくりに努めたところである。</p> <p>経済状況の悪化等により、21 年末の外国人登録者数が、平成元年以降初めて減少した一方で、深刻な問題を抱える外国人住民が少なくない。</p> <p>このことから、今後、三重県多文化共生推進会議を中心として「三重県国際化推進指針（第1次改訂）」の策定を進める中で、これまでの取組を総括したうえで、環境の変化などを反映した今後の取組方向を協議し、多文化共生社会づくりの基盤をより強固なものとなされたい。</p> <p>(人権・社会参画・国際分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>指針の改訂にあたっては、外国人住民を含む多様な主体で構成する「三重県国際化推進指針策定委員会」を設置しました。会議では現行指針策定後の成果と課題を総括し、経済環境の悪化や定住化の進展という社会環境の変化を踏まえて、現状と課題、今後の施策の方向性等の検討を行いました。</p> <p>また、庁内、市町担当課長会議の開催、パブリックコメントの募集等を行うことにより、幅広い意見を指針に反映しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 3 月に「三重県国際化推進指針（第1次改訂）」を策定しました。</p> <p>多様な主体と協働・連携して多文化共生社会づくりを進めていくことを基本として、以下のとおり新たな視点の取組を盛り込み改訂を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人住民と日本人住民の相互理解、外国人住民のよりスムーズな日本社会への適応を進めるため、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及</li> <li>○就労に結びつく資格や技術取得など、学習者の多様なニーズに対応するための日本語支援ボランティアのスキルアップ、外国人向け職業訓練プログラムの実施等の就労支援の充実</li> <li>○小中高と連携した体系的な日本語指導、不就学等の問題解消に向けた取組の推進、地域と連携した多文化共生社会の拠点となる学校づくりの推進等、定住化の進展に伴う、外国人児童生徒等の教育課題への総合的な取組</li> </ul>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>平成 22 年度に策定した「三重県国際化推進指針（第1次改訂）」に基づき、多文化共生社会づくり推進のため、多様な主体とのネットワーク・コミュニケーションをより強化し、多文化共生社会づくりに主体的に取り組むための環境整備を行っていきます。</p> <p>また、経済状況の悪化に伴い、問題を抱える外国人住民を支援するため、引き続き、就業に結び付けるための日本語教室や専門的な相談会を開催するとともに、多様な主体のネットワークを活用した相談の充実を図ります。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 文化会館使用料の収入未済額が 110,000 円 (対前年度比 12.2%) あり、前年度より減少しているが、減少額の大半は不納欠損処理によるものであるため、現在ある債権については、分納を進めるなどして時効中断に努め、その収納を促進されたい。(文化・生涯学習分野)</p> <p>(イ) 家屋貸下料等の収入未済額が 43,606,292 円 (対前年度比 98.8%) あり、前年度と比べて 515,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に一層努められたい。(勤労・生活分野)</p> <p>(ウ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 297,000 円 (対前年度比 94.6%) あり、前年度と比べて 17,000 円減少しているものの、今後ともその収納促進に努められたい。(人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(エ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 公有財産使用許可にかかる使用料において、土地使用料として収納すべきところを建物使用料として収納していた。(経営企画分野)</p> <p>(2) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(文化・生涯学習分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 三重県総合文化センターへの指定管理者制度導入と同時に利用料金制を導入した平成 16 年 10 月 1 日以前の収入未済を県が引き継ぎ、平成 17 年 3 月以降、債務者に対して督促を行ってきました。平成 21 年度末の未収額は 110,000 円 (2 件) で、引き続き催告を実施し、未収金の収納に努めました。(文化・生涯学習分野)</p> <p>(イ) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 (和解案件 1、その他 1)</p> <p>和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求めました。他の 1 件についても、納付誓約書に基づき返済を求めました。ともに、定期的に電話での督促も実施しました。(勤労・生活分野)</p> <p>(ウ) 収入未済金の回収に向けて、月 1 回程度債務者宅を訪問するなどにより面談を行い、納付を促しました。(人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(エ) (1) 予算計上及び調定更正時の誤りに起因するものであったため、正確な予算計上を行いました。調定を行う際は十分確認を行うよう、関係所属を指導しました。(経営企画分野)</p> <p>(2) 雇用保険料算定にあたっては、徴収誤りがないよう、確認を十分に行いました。(文化・生涯学習分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) うち 70,000 円 (1 件) は分納により全て納付されましたが、残り 40,000 円 (1 件) については時効によりやむを得ず不納欠損処理を行いました。(文化・生涯学習分野)</p> <p>(イ) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 (和解案件 1、その他 1)</p> <p>和解案件については、平成 23 年 3 月末現在までで 455,000 円の支払いがありました。他の 1 件は、経営環境が改善されず悪化しているため支払いが滞りがちですが、平成 23 年 3 月末現在までに 75,000 円の支払いがありました。(勤労・生活分野)</p> <p>(ウ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金において 8,000 円、妊産婦出産費補助金返還金において 11,000 円が納付されました。(残額計 278,000 円 平成 23 年 3 月末現在)</p> <p>(人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(エ) (1) 正確な予算計上及び調定が行われています。(経営企画分野)</p> <p>(2) 適正に雇用保険料を徴収することができました。(文化・生涯学習分野)</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (ア) 文化会館使用料については、現在収入未済のものはありません。 (文化・生涯学習分野)
- (イ) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）  
和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の 1 件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。  
ともに定期的に電話による督促を行っていきます。 (勤労・生活分野)
- (ウ) 今後も定期的に債務者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。  
(人権・社会参画・国際分野)
- (エ) (1) 引き続き、予算計上及び調定が正確に行われるよう指導を行います。 (経営企画分野)  
(2) 引き続き、徴収事務が適正に行われるよう、総務事務センターと連携し雇用保険料の徴収を行っていきます。 (文化・生涯学習分野)



<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(博物館)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>新システム移行に際して、経理担当者が、賃金職員の雇用保険の加入・非加入について再認識し、誤りのないよう徹底し、徴収誤りがないよう、上席者を含む複数職員により確認を十分に行いました</p> <p>2 取組の成果</p> <p>適正に雇用保険料を徴収することができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>規則等に基づいた適正な事務処理を行っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【全国俳句募集「国の一句」審査業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 【「伝えて広めるプロジェクト」番組制作業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(3) 【みんなでつくる博物館会議広報番組制作・放送業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(4) 【ワークショップ「モノってなんだろう？」参加者募集チラシ作成業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(5) 【「四季の交通安全運動」啓発用テレビスポット放送業務委託】 精算払い時に履行確認できる書類が一部徴収されていなかった。 (勤労・生活分野)</p> <p>(6) 【多様な主体による人権活動把握事業（緊急雇用創出事業）業務委託】 完成認定書の「契約締結日」に「委託期間の開始日」を記載していた。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(7) 【統計調査サポート事業業務委託】 契約の履行完了時の検査において、業務完了前に、履行確認を実施していた。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(8) 【平成 21 年度医療通訳ボランティア事業業務委託】 契約書に「個人情報取扱特記事項」が添付されていなかった。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 担当職員の間で事前検査の必要な場合について、ミーティングで議題とし、共通認識を持ち、再発防止に努めました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2)～(4) 経理担当者が事前検査について、再認識し、検査もれのないよう徹底しました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(5) 精算払い時に履行確認できる書類として、スポット放送確認書を徴収し支出命令書に添付することとしました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(6) 決裁時に主務者、副務者において添付書類の記述内容の確認を行いました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(7) 各職員に委託業務が完全に終了した後に実績報告を受領し履行確認を行うよう徹底するとともに、委託先に委託業務のための雇用が終了するなど委託業務が完全に終了した後に実績報告を提出するよう申し入れました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(8) 契約書作成時に「個人情報取扱特記事項」を添付するよう職員に周知徹底しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 今年度の同様の契約では、事前検査を受けました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2)～(4) 事前検査について、経理担当者が再認識し、意識づけを行ったことにより、適切に事前検査を受けることができました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(5) スポット放送確認書を徴収することにより、履行確認を確実に行いました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(6) 記述誤りのない完成認定書を作成しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(7) 平成 22 年度は上記の取組を行い、すべて委託業務完了後に履行確認を行いました。 (人権・社会参画・国際分野)</p>
--

- (8) 個人情報取扱事務委託基準、会計規則に従い適正に契約書を作成しています。  
(人権・社会参画・国際分野)

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後とも引き続き事前検査を徹底いたします。(文化・生涯学習分野)
- (2)～(4) 引き続き、執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適切に処理するよう努めます。  
(文化・生涯学習分野)
- (5) 引き続き、確実な履行確認に努めます。(勤労・生活分野)
- (6) 引き続き、記載誤りがないように決裁時に主務者、副務者において添付書類の記述内容の確認を行います。  
(人権・社会参画・国際分野)
- (7) 今後も職員に会計事務について周知をはかり、適切な事務執行に努めます。  
(人権・社会参画・国際分野)
- (8) 個人情報取扱事務委託基準、会計規則を遵守し、適正な契約事務に努めています。  
(人権・社会参画・国際分野)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(9) 【人権啓発講習会】	
予定価格が設定されていなかった。	(桑名県民センター)
(10) 【平成 21 年度北勢地域職員人権研修会実務業務委託】	
契約履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	(四日市県民センター)
(11) 【北勢地域「ミニ人権大学講座」実務業務】	
契約履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	(四日市県民センター)
(12) 【北勢地域行政職員人権フィールドワーク委託事業】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(鈴鹿県民センター)
(13) 【平成 21 年度地域人権啓発事業「人権落語」委託事業】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(鈴鹿県民センター)
(14) 【ミニ人権大学講座】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(津県民センター)
(15) 【人権啓発講演会】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(津県民センター)
(16) 【松阪県民センター管内職員人権研修委託】	
執行伺い等において、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	(松阪県民センター)
(17) 【人権啓発推進モデル企業養成講座委託】	
講座の開催通知において、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	(松阪県民センター)
(18) 【「松阪・伊勢ミニ人権大学講座」委託】	
・押印のない見積書を契約締結の起案に添付していた。	
・執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	(松阪県民センター)
(19) 【人権出前講座】	
三重県会計規則に定める時期に支出負担行為の整理がされていなかった。	(伊勢県民センター)
(20) 【平成 21 年度地域人権啓発事業委託】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(熊野県民センター)
(21) 【平成 21 年度ミニ人権大学講座業務委託】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・完成認定書が作成されているが、所属長の押印がなかった。	(熊野県民センター)
(22) 【平成 21 年度市町長等人権懇話会】	
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(熊野県民センター)
(23) 【構内樹木管理業務委託】	
契約の履行完了時の検査が記録されていなかった。	(津高等技術学校)
講じた措置	
<u>平成 22 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(9) 予定価格を設定するようにしました。(桑名県民センター)	
(10) (11) 今回の指摘事項について同じ誤りがないよう、職員に周知徹底しました。	(四日市県民センター)
(12) (13) 会計規則等を遵守し、執行伺い決裁後の出納局事前審査を受けることを徹底しました。	(鈴鹿県民センター)
(14) (15) 執行伺い決裁後には、出納局事前検査を受け、適正に会計事務を行うよう留意しています。	(津県民センター)
(16) (17) (18) 公印が省略できる文書であったため、校合欄の使用を省略していましたが、その後は校合欄への押印をするようにしました。	(松阪県民センター)

- (18) 見積額の早期確認のため、メールで送信していただいたものを添付していたため押印がありませんでしたが、押印のある見積書を契約締結の起案に添付しました。(松阪県民センター)
- (19) 今回の指摘事項について周知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。(伊勢県民センター)
- (20) 出納局事前検査もれがないよう担当者を指導するとともに、決裁者(室長、課長)での審査確認を徹底しました。(熊野県民センター)
- (21) ・出納局事前検査もれがないよう担当者を指導するとともに、決裁者(室長、課長)での審査確認を徹底しました。  
・完成認定書の押印忘れがないよう、決裁後の処理については、決裁者(室長、課長)での確認を徹底しました。(熊野県民センター)
- (22) 出納局事前検査もれがないよう担当者を指導するとともに、決裁者(室長、課長)での審査確認を徹底しました。(熊野県民センター)
- (23) 検査記録するとともに、会計規則の遵守及びチェック意識の強化を図りました。(津高等技術学校)

## 2 取組の成果

- (9) 適正な事務処理を行うことができました。(桑名県民センター)
- (10)(11) 会計規則等に基づき、適正な事務処理を行いました。(四日市県民センター)
- (12)(13) 会計規則等に従い適切な処理に努めています。(鈴鹿県民センター)
- (14)(15) 会計規則等に基づき、適正な事務処理が行われるようになりました。(津県民センター)
- (16)(17)(18) 公印が省略できる文書でも、校合欄を使用するようにしました。(松阪県民センター)
- (18) 契約締結の起案には、押印のある見積書を添付いたします。(松阪県民センター)
- (19) 会計規則等に基づき、適正な事務処理が行われています。(伊勢県民センター)
- (20) 事前検査事務の必要性を、課内ミーティング等で再確認し、再発の防止に努めています。(熊野県民センター)
- (21) 完成認定書の押印もれ、事前検査事務の必要性を、課内ミーティング等で再確認し、再発の防止に努めています。(熊野県民センター)
- (22) 事前検査事務の必要性を、課内ミーティング等で再確認し、再発の防止に努めています。(熊野県民センター)
- (23) 会計規則に基づき、適正に処理されています。(津高等技術学校)

## 平成 23 年度以降(取組予定等)

- (9) 引き続き適正な事務処理に努めます。(桑名県民センター)
- (10)(11) 引き続き、会計規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。(四日市県民センター)
- (12)(13) 引き続き、会計規則等を遵守し適正な処理に努めます。(鈴鹿県民センター)
- (14)(15) 引き続き、執行伺い決裁後には、出納局事前検査を受けるようにし、適正な事務処理に努めます。(津県民センター)
- (16)～(18) 公印が省略できる文書でも、校合欄を使用するようにしました。(松阪県民センター)
- (18) 契約締結の起案には、押印のある見積書を添付いたします。(松阪県民センター)
- (19) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。(伊勢県民センター)
- (20)～(22) 事業担当者、経理担当者の連携を密にして、引き続き、適正な事務処理を行っていくよう努めます。(熊野県民センター)
- (23) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう努めていきます。(津高等技術学校)

<b>監査の結果</b>	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
イ 旅費	
(1) 【企画展関係打合、資料収集関係調査等】	復命書の記載が不十分であった。 (美術館)
(2) 【第34回全国遺跡環境整備会議】	用務地が島根県であるが、旅行命令権者が事前に早朝発であることのみを理由に、大阪経由でなく名古屋経由を承認していた。 (齋宮歴史博物館)
<b>講じた措置</b>	
<b>平成22年度</b>	
1 実施した取組内容	
(1) 復命書への時間の記入を職員に徹底しました。	総務事務センター旅費審査担当からの疑義の照会には適切確実に返答することを周知しました。 (美術館)
(2) 旅費規程の適正な執行について、所属内で周知徹底を図りました。	(齋宮歴史博物館)
2 取組の成果	
(1) 復命書において旅行内容が詳細に確認できるようになりました。	(美術館)
(2) 旅費規程に基づき、適正に執行されています。	(齋宮歴史博物館)
<b>平成23年度以降(取組予定等)</b>	
(1) 引き続き、復命書への時間等詳細な記入を徹底していきます。	(美術館)
(2) 今後も、出張の際には、事前に総務事務センターと十分協議を行ったうえ、旅費請求を行うこととします。	(齋宮歴史博物館)

<b>監査の結果</b>	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事	
業務委託契約等の執行について、事務処上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 物品等購入	
(1) 支出負担行為を遡って処理していた。	(津高等技術学校)
(2) 支出負担行為を遡って処理していた。	(斎宮歴史博物館)
<b>講じた措置</b>	
<b>平成 22 年度</b>	
1 実施した取組内容	
(1) 会計規則を遵守した出納事務執行の徹底を図りました。	(津高等技術学校)
(2) 実際の発注時に、財務端末に入力するように徹底を図りました。	(斎宮歴史博物館)
2 取組の成果	
(1) 会計規則に基づき、適正に処理されています。	(津高等技術学校)
(2) 適正に財務端末処理を実施できました。	(斎宮歴史博物館)
<b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b>	
(1)(2) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう努めていきます。	(津高等技術学校、斎宮歴史博物館)

<p><b>監査の結果</b></p>	
<p>2 財務等に関する意見</p>	<p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>
<p>(1) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。</p>	<p>(人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>(2) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。</p>	<p>(津高等技術学校)</p>
<p>(3) 扶養手当の認定誤りがあった。</p>	<p>(津高等技術学校)</p>
<p>(4) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。</p>	<p>(図書館)</p>
<p>(5) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。</p>	<p>(美術館)</p>
<p>(6) 住居手当の認定誤りがあった。</p>	<p>(斎宮歴史博物館)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>	
<p><b>平成 22 年度</b></p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	<p>(1) 住居手当の認定書類について、速やかに提出させ確認を行いました。 (人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>(2) 過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納手続きを行い、納入を確認しました。</p>	<p>(津高等技術学校)</p>
<p>(3) 給与条例に基づき、適正な手当額を支給しました。</p>	<p>(津高等技術学校)</p>
<p>(4) 住居手当の認定書類については、速やかに提出させ確認を行いました。</p>	<p>(図書館)</p>
<p>(5) 住居手当の認定書類については、速やかに提出させ確認を行いました。</p>	<p>(美術館)</p>
<p>(6) 総務事務センターと協議のうえ、会計規則に基づき、該当者に速やかに戻入を促し、納入を確認しました。</p>	<p>(斎宮歴史博物館)</p>
<p>2 取組の成果</p>	<p>(1) 総務事務センターにおいて、認定事務が適正に行われています。(人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>(2) (3) 給与条例に基づき、総務事務センターにおいて適切に執行されています。(津高等技術学校)</p>	<p>(津高等技術学校)</p>
<p>(4) 関係書類提出のチェック意識が高まり、再発防止に向けての意識高揚が図られました。</p>	<p>(図書館)</p>
<p>(5) 総務事務センターにおいて、認定事務が適正に行われています。</p>	<p>(美術館)</p>
<p>(6) 総務事務センターにおいて、認定事務が適正に行われています。</p>	<p>(斎宮歴史博物館)</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p>	
<p>(1)～(6)</p>	<p>職員の各種手当等に係る手続きについては、総務事務センターで執り行うこととなっていますが、総務事務センターでの業務運営が円滑に行われるように事前処理を的確に行います。 (人権・社会参画・国際分野、津高等技術学校、図書館、美術館、斎宮歴史博物館)</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況      財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況      (1) 三重県公有財産規則に基づく公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。      (美術館)</p> <p>イ 金品亡失      (2) 公用車の損傷（修理代 81,419 円）      (桑名県民センター)      (3) 所在不明図書（39 冊 取得価格 49,160 円）      (図書館)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア(1) 公有財産使用許可（貸付）台帳の記帳、整理が必要なことを担当者及び総務課で再確認し、過去にさかのぼり確認整理を実施しました。今後担当者が異動した場合も的確に引き継ぎを実施することを確認しました。      (美術館)</p> <p>イ(2) 今回の公用車の損傷は、相手方負担割合 100%の事故でしたが、公用車等による事故を未然に防止し、交通事故を少しでもなくすことを目的に、桑名庁舎職員を対象に安全運転講習会を実施するとともに、日頃から安全運転の呼びかけなどを行っています。      安全運転講習会 平成 22 年 10 月 26 日（火）、27 日（水）      ①午前の部 9:30～10:40 ②午後の部 13:30～14:40 延べ 4 回      参加者 201 名（うち、県民センター 23 名）      (桑名県民センター)</p> <p>イ(3) 磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、この装置に反応するタトルテープを本に装着することによって、不明図書の防止と抑止に努め適正な管理運営を行っています。      また、利用者の特に多い夏季期間中に館内巡回や館内各所に「貸出未手続きの図書はカバンに入れない」などの周知を行っています。      (図書館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア(1) 数年間整理されていなかった台帳を適切に整理できました。      (美術館)</p> <p>イ(2) 当該事故以降、公用車の事故は発生していません。      (桑名県民センター)</p> <p>イ(3) 磁気式図書貸出確認装置導入により昨年の 47 件より減少しており、着実に成果を上げています。また、職員に対しても正規の貸出手続きへの意識について喚起しているところです。      (図書館)</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>ア(1) 引き続き事務を適切に実施していきます。担当者異動に伴う引き継ぎを確実に実施します。      (美術館)</p> <p>イ(2) 交通安全講習会を実施するなど、引き続き交通安全の徹底を図っていきます。      (桑名県民センター)</p> <p>イ(3) 磁気式図書貸出確認装置の適正な運用を図るとともに今後も来館者に対して注意を喚起し不明図書の縮減に努めていきます。      (図書館)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 旅費請求誤りにより歳出戻入を行っていた。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 委託料等の二重払い等により歳出戻入を行っていた。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(4) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査において、定められた検査項目の一部を行っていなかった。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(5) 印刷製本費において、予算残額を超えて支出負担行為を行っていた。 (人権センター)</p> <p>(6) 公印使用について、起案文書の「公印、校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていない。 (図書館)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に対し適正な旅費規程の執行について周知を行いました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 職員に対し適正な旅費規程の執行について周知するとともに、複数の担当者による審査の徹底を図りました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 各担当職員は、委託料等の支払を行った場合、支払日を支出負担行為何いに記入することとしました。また、決裁者は支出負担行為何いに支払日の記入がないことを確認し決裁することとしました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(4) 職員に対し指摘事項について周知するとともに、自己検査をもれなく適正に行うよう努めました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(5) 担当者及び出納員による予算の残額確認を入念に行い、予算を超えた支出負担行為の防止に努めました。 (人権センター)</p> <p>(6) 三重県事務決裁及び委任規則や三重県公印規則や同取扱規程等の関係法令について平素からの周知に努めるとともに公文書取扱主任者等の役割の徹底を図りました。 (図書館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 旅費規程に基づき適正に執行されています。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 旅費規程に基づき適正に執行されています。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 上記の取組により支払について確認し二重払いを防止しており、平成 22 年度は委託料等の二重払いは発生していません。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(4) 以降はもれなく行っています。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(5) 予算額を超過することなく、適正に処理されています。 (人権センター)</p> <p>(6) 以降は「公印、校合」もれは発生していません。 (図書館)</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き旅費規程について随時職員に周知していきます。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 引き続き適正な執行が行えるよう、複数担当者による審査を行うとともに、旅費規程について随時職員に周知していきます。 (勤労・生活分野)</p> <p>(3) 平成 22 年度の取組を引き続き実施し、適切な会計事務の執行に努めます。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(4) 引き続き適正な自己検査を実施していきます。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(5) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。 (人権センター)</p> <p>(6) 今後も、再度発生を防止するため、公文書に関して更なる意識向上に努めます。 (図書館)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 博物館ホームページの一部のイベント情報が平成 22 年 3 月 16 日現在、平成 20 年 4 月 16 日現在の情報が掲載され、約 2 年間更新されていなかった。<span style="float: right;">(博物館)</span></p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>従前のシステムは比較的複雑であり、不慣れな職員では階層の下方にある情報の更新を見落としがちでした。こうした反省から今回、博物館収蔵品のデータベース構築と同時に M A C S + 上にホームページを新たなデザインで移行しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県の共通システムで運用されているため各職員が扱いやすく、また各人が随意に担当箇所に入られることに加え新規情報掲載を一部自動化しました。これらの利点の外、外部に対してのセキュリティも向上しています。こうした結果、更新頻度も上がり、適切な管理を成し得ているものと考えます。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>データベースの充実と、一部ではあるがこれを公開していくことで利用者の利便に供したいと思えます。また、新博物館開館時には当ホームページを更に充実して新博物館ホームページとして稼働する予定です。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 健康福祉部においては、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」により債権者の状況に応じた分類を行い、各所属において「年間未収金整理実施計画書」を作成し、個々の事案の状況に応じた対策を行っています。</p> <p>また、平成 22 年 12 月には取扱要綱を見直し、さらに債権者の個々の事案の状況に応じて対策方針を検討できるよう、「年間未収金整理実施計画書」の様式を改訂しました。</p> <p>(2) 健康福祉部各所属において、ケース記録、滞納整理台帳等により弁済能力を含めた債権者情報の管理を適正に行ったうえで、戸別訪問、電話督促、督促状・催告状の送付等の債権回収活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 年間未収金整理実施計画書の様式を、前年度に発生した未収金の発生原因や講じた措置・問題点を分析し、当該年度の取組に反映させる様式に変更したことにより、未収金縮減に向けた取組を行えるようにしました。</p> <p>(2) 健康福祉部の負担金等にかかる債務者は福祉施策の対象者であることから、債権の発生理由、債務者の返済資力、その他個別事情等を踏まえてケースごとにきめ細かな対応で徴収を図りました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 平成 22 年度に変更した計画書により、計画的に収入未済額の減少に一層努めていきます。</p> <p>(2) 弁済能力があると判断される債務者には厳正な対応が必要なことはもちろんですが、所在不明や生活困窮等の経済的理由により一度も返済できない債務者もあることから、一律に判断することには難しい側面もあります。</p> <p>したがって、このような状況も十分考慮したうえで、引き続き、「強制徴収事務の手引き」に基づき対応していきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p>(経営企画分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 健康福祉部本庁各室及び地域機関の担当者を対象とした「未収金担当者会議」を平成 22 年 8 月 5 日に開催し、新たな未収金発生の防止や、適正で効果的な債権の管理に努めるように依頼しました。また、会議後に「電話による納付折衝能力の向上」について研修会を実施しました。</p> <p>(2) 健康福祉部は未収債権管理事務嘱託員(3名)を雇用し、債務者に対し、個別訪問や電話での催告を実施しました。また、未収債権管理事務嘱託員を希望する県庁各室及び地域機関に派遣し、担当者と共に債権者に対する個別訪問を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収金担当者会議において意見交換を行うことにより、各所属の課題や問題解決方法について情報共有を行うことができました。</p> <p>また、研修会を実施することにより各担当者の折衝能力の向上が図られました。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員を派遣することにより、未収金の収納促進が図られるとともに、地域機関担当職員のスキルアップが図られました。</p> <p>(過年度分未収金の回収実績 38,180,829 円)</p>
<p><b>平成 23 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き「未収金担当者会議」及び「研修会」を実施することにより担当者のスキルアップを図り、未収金の収納促進を行います。</p> <p>(2) 引き続き未収債権管理事務嘱託員を活用し、未収金の収納促進、県庁各室及び地域機関担当職員のスキルアップを行います。</p> <p>(3) 各部局の未収債権については、それぞれ発生の背景も異なり個々の制度の主旨等に即して回収業務に取り組んでいるところですが、各部局等の取組事例を参考にするなど、庁内の情報共有を図っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、健康・安全分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成22年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>健康福祉部では、今回の公益法人制度の抜本的な改革を契機とした各法人の主体的な公益目的事業の展開を支援できるよう、担当職員が研修等の受講により制度内容に対する理解を深めることに努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人移行セミナー等関係団体が主催する研修会へ担当職員を派遣</li> <li>・民間講師を依頼して部内関係職員を対象とした研修会を実施（1月24日、11名）</li> <li>・新制度の下、法人からの相談に随時対応</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>健康福祉部が所管する68法人のうち、相談のあった法人に対し新制度における公益法人及び一般法人へ移行するにあたってのメリット・デメリットを説明する等、新制度移行に関する相談支援を行った結果、平成23年3月末日までに相談のあった27法人のうち、4法人が新法人への移行申請にいたしました。</p>
<p><b>平成23年度以降（取組予定等）</b></p> <p>平成23年度は、移行に伴う手続きを進める法人が一挙に増加することが予想されることから、引き続き職員の新制度への理解を深めるとともに、平成22年度での申請手続きの経験を生かして、申請手続き上の的確な支援を行います。</p> <p>また、法人移行手続きの進捗状況の確認・管理を行い、これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (がん対策の推進)</p> <p>(1) がんによる死亡者数の減少に向け「がん対策戦略プラン」を策定し取り組んでいるが、重点課題である「地域がん登録」の実施が遅れている。 また、がん検診の受診率についても全国順位が低位になっており、県内市町間で大きな格差が生じている。 引き続き、関係機関等との連携や検診の重要性などの啓発を実施し、計画に掲げられた目標の達成に向け取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「地域がん登録ワーキンググループ」により、地域がん登録の実施に向けて必要な取組について検討を行いました。 また来年度早期の実施に向けて必要な手続きを整理し、実施に向けた準備及び関係機関との調整を行いました。</p> <p>(2) がん検診受診率向上対策</p> <p>① 企業とのがん対策の推進に関する協定を締結し、がん検診の重要性の啓発のためのポスターやリーフレットを作成し、津まつり等で啓発活動を行いました。</p> <p>② NPO法人三重乳がん検診ネットワークと連携を図り、乳がん検診等受診率向上事業として、乳がん検診受診率 50%以上 (特に 40～50 歳代)、企業検診を含めた乳がん検診の実態把握、質の高い乳がん検診の実施 (精度管理の向上) を目標として取組を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>がん検診受診率向上に向けて、平成 22 年度から新たに企業やNPO法人と連携を図りました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き、企業やNPO法人と連携を図り、がん検診受診率向上に向けた取組を行います。</p> <p>(2) 市町で実施している乳がん・子宮頸がん無料クーポン券の利用率向上や、がん検診受診率向上に有効と考えられている個別勧奨の実施等について検討を行います。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (自殺対策の推進)</p> <p>(2) 県では「自殺対策行動計画」を策定し取組を実施しているが、県内の自殺者数は平成10年に452人と大幅に増加し、以降400人前後の高い水準で推移している。          引き続き、関係機関等と連携し自殺者の減少に向け取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成22年度</b></p> <p>(1) 関係機関、部署等が連携して総合的、効果的に自殺対策を推進していくため、三重県自殺対策推進部会、自殺対策推進会議を開催し、取組の検討や情報共有等を行いました。</p> <p>(2) 自殺予防に向け、県民に対して幅広く普及啓発を行いました。          ・9月 自殺予防週間における街頭啓発          ・10月～3月 映画館において映画上映前に自殺予防のシネアドCMを上映          ・3月 自殺対策強化月間における街頭啓発、シンポジウムの開催</p> <p>(3) 各相談機関の連携を図り相談者が身近に相談できる環境を整えるため、相談担当者等への人材育成や市町・民間団体等への支援を行いました。          ・8月、9月 相談窓口担当者を対象にした人材育成研修の開催(4回、91名参加)          ・2月 かかりつけ医うつ病対応力向上研修の開催(58名参加)          ・自殺対策強化に取り組む市町・団体への助成</p> <p>(4) 東紀州地域の自殺率が高いことから、東紀州地域自殺対策連絡会を開催し、地域における普及啓発を行いました。また、住民意識調査等による要因分析や、熊野自殺防止センターにおける相談体制の充実を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県自殺対策推進部会、自殺対策推進会議での意見交換、情報共有を通して、関係機関、部署等が連携して横断的な事業推進を図りました。</p> <p>(2) 県下の主要駅(8駅)や県下全域の映画館(5館)において自殺予防の普及啓発を行うことにより、県民に幅広く普及啓発しました。</p> <p>(3) 自殺対策強化に取り組む市町・団体への助成については、平成21年度は6市町でしたが、平成22年度は14市町、1団体に補助を行いました。</p> <p>(4) 東紀州管内の全市町で自殺予防啓発劇を公演(5回、来場者数1,214人)したことにより、東紀州地域の自殺率が高いという認識をもつ住民が増加しました。また、住民意識調査等による要因分析の調査結果から課題を検討し、今後の自殺対策への取組に反映させました。</p> <p>(5) 県や市町、民間団体等が地域全体で自殺対策を推進したところ、警察庁の平成22年警察統計の速報値では、三重県の自殺減少率は24.6%と、全国で最も高くなっています。</p>
<p><b>平成23年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 平成23年4月に自殺対策の拠点となる三重県自殺予防情報センターをこころの健康センター内に設置し、自殺を考えている人や自殺者の遺族に適切な支援を提供する体制を整備します。</p> <p>(2) 自殺のサインに対する気づきや悩みの相談に対する基礎的な知識を持った人材(メンタルパートナー)を地域で育成し、身近な人の気づきが相談につながるように相談支援を強化します。          また平成26年度末までにメンタルパートナーを2万人育成していきます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医師・看護職員確保の取組)</p> <p>(3) 県は医師・看護職員の確保のため、修学資金貸与制度、医療キャリアサポートシステム、みえ医師バンク、ナースバンク等に取り組んでいるが、県内の医師・看護師数は、人口10万人当たりで全国平均を下回っており全国順位も低位にとどまっている。また、助産師数については、全国47位と最下位となっている。</p> <p>引き続き、医師・看護職員確保対策の一層の充実を図り、県民が安心して暮らせるよう良質な医療サービスの提供体制を確保されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成22年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成22年度においては、伊賀地域の二次救急輪番に2日間の空白日が生じるなど、地域医療の状況が一層深刻化した事態を受け、平成22年9月14日に知事から「みえの地域医療を守る緊急メッセージ」を発表して、医師確保対策チームの設置による全国各地からの医師の招へい、病院勤務医の負担軽減対策への支援など、地域医療の確保に向けた緊急対策に取り組みました。</p> <p>(2) 看護職員の定着促進を図るため、新人看護職員の卒後研修体制の構築支援に新たに取り組むとともに、不足が著しい助産師の確保に向けて、助産師修学資金の貸与や、平成22年4月に開校した助産師養成校の運営支援などの取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 医師確保対策チームの活動により、数名の医師から三重県内での勤務について照会があり、県内への招へいに向けた調整を進めました。また、病院勤務医負担軽減対策では、県内の10病院から新たな取組の提案があり、うち5病院の取組を採択して支援することとしました。</p> <p>(2) 助産師修学資金貸与制度では、新たに9名の学生に修学資金を貸与するとともに、昨年4月に開校した助産師養成校では、29名の助産師が輩出されました。</p>
<p><b>平成23年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 医師確保対策では、平成22年度に引き続き緊急対策の取組を推進するとともに、救急医療などを中心となって支える若手医師の養成・確保に向けて、新たに創設した研修医研修資金貸与制度の運用、臨床研修病院の魅力向上・競争力強化の支援などに取り組みます。</p> <p>(2) 看護職員確保対策では、新人看護職員の卒後研修体制構築支援事業において、新たに教育担当者研修、実地指導者研修を実施するとともに、専任教員養成講習会、新人助産師合同研修など新たな取組により、看護職員の確保と県内定着を一層促進します。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (救急医療体制の整備)</p> <p>(4) 県は地域医療再生計画を策定する中で救急医療体制の整備についても取組を進めているところであるが、県内では、救急搬送中の死亡事案が発生したり、救急医療体制の維持が困難になってきている地域が存在している。</p> <p>医師確保が困難な中、救急医療体制の整備についても苦慮しているが、緊急の課題であることから、さらに取組を加えて進捗を図ることにより救急医療体制を確保されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 22 年 6 月に中勢伊賀保健医療圏で初めて、三重大学医学部附属病院を救命救急センターに指定しました。これにより県内の救命救急センターは、県立総合医療センター、市立四日市病院、山田赤十字病院と合わせ 4 ヶ所となりました。</p> <p>(2) 消防法の改正に基づき、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくし、傷病者の状況に応じた適切な搬送・受入れを実施するため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」(以下、「実施基準」)を平成 22 年 9 月に策定・公表しました。また、実施基準の運用に向けて、関係機関に周知を行うとともに、平成 23 年 1 月に各地域の消防機関や医療機関の関係者を対象として、実施基準指導者講習会を開催しました。</p> <p>(3) 平成 15 年 1 月から実施している和歌山県、奈良県との 3 県共同によるドクターヘリの運航に加え、県内全域をカバーする県独自のドクターヘリ導入に向けて、三重県医療審議会救急医療部会ドクターヘリ導入検討分科会において、基地候補病院からのヒアリングを行うなど、基地病院選定に向けて検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重大学医学部附属病院が三次救急医療機関として、重篤な救急患者を 24 時間、365 日受け入れる体制が確保されるとともに、初期救急医療、二次救急医療の後方支援などの役割を果たす三次救急体制の充実が図られました。</p> <p>(2) 平成 23 年度からの実施基準の運用開始に向けて、各地域において救急隊員への教育が行われるなど、実施基準の運用体制の構築が進められました。また、実施基準の運用により、救急隊員及び医療従事者が統一した判断基準に基づいて、患者の重症度を適切に判断することが可能となることや受入医療機関が速やかに決まらない場合に、受入れ先を確保するための基準を定めており、受入医療機関の選定困難事案が減少する見込みです。</p> <p>(3) 三重県医療審議会救急医療部会からの意見を受け、平成 22 年 9 月に三重県として、三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の 2 病院を基地病院と決定しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 初期救急の医療情報を県民に提供し、適切な受診行動を促進するため、救急医療情報システムをより使いやすいシステムに改良し、平成 23 年 10 月からの運用を行います。</p> <p>(2) 実施基準の運用状況が適切に検証され、必要に応じて見直しが行われる体制の構築を進めます。</p> <p>(3) 本県独自のドクターヘリについて、今後は、ドクターヘリの基地病院となる三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院が連携体制を構築し、必要な準備を着実に進めていけるよう必要な支援や調整を行い、平成 23 年度中の運航開始をめざします。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県立病院改革の推進)</p> <p>(5) 県立病院改革については、県議会における議論やパブリックコメント、住民説明会等における様々な意見等の聴取を経て、平成 22 年 3 月に基本方針を策定したところである。          今後は、総合医療センター、志摩病院について基本方針に定められた工程に沿って手続きを進めるとともに、一志病院、こころの医療センター、病院事業庁（県立病院経営室）の 24 年度以降の運営体制について、工程等を検討し明らかにされたい。          (分野外 県立病院改革プロジェクト)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 総合医療センターの特定地方独立行政法人化について、総務省との協議を行いました。          ・平成 22 年 5 月 12 日 知事と県議会議長が原口総務大臣に要望          ・平成 22 年 12 月 22 日 知事と県議会議長が片山総務大臣に要望</p> <p>(2) 志摩病院の指定管理者選定のため、指定管理者選定委員会を設置し審査を行いました。          ・平成 22 年 6 月 3 日 第 1 回選定委員会 委員の任命及び委員長、副委員長の選出          ・平成 22 年 6 月 16 日 第 2 回選定委員会 審査基準等の審議          ・平成 22 年 8 月 24 日 志摩病院現地視察 委員による志摩病院の現地視察          ・平成 22 年 10 月 1 日 第 3 回選定委員会 第 1 次審査（書面審査）          ・平成 22 年 10 月 20 日 第 4 回選定委員会 第 2 次審査（ヒアリング及び最終審査）          ・平成 22 年 11 月 1 日 委員長から知事へ審査報告書を提出</p> <p>(3) 一志病院、こころの医療センター、病院事業庁（県立病院経営室）の平成 24 年度以降の運営体制について、検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 総合医療センターの特定地方独立行政法人化については、12 月 22 日に要望した際に総務大臣から前向きな回答を得たことから、平成 23 年 2 月会議に定款等を提出し可決され、平成 23 年 3 月 10 日に知事と県議会議長が総務大臣に定款を議決したことを報告しました。          また、3 月 17 日に第 1 回評価委員会を開催し、中期目標等の審議を行いました。</p> <p>(2) 志摩病院の指定管理者については、選定委員会における審査の結果、公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院の指定管理者としてふさわしいとの結論が出たことを踏まえ、平成 22 年 12 月会議に指定議案を提出し可決されました。その後、12 月 27 日に病院事業庁長が志摩病院の指定管理者として地域医療振興協会を指定し、3 月 29 日に病院事業庁と地域医療振興協会が基本協定を締結しました。</p> <p>(3) 一志病院、こころの医療センター、病院事業庁（県立病院経営室）の平成 24 年度以降の運営体制については、平成 23 年 2 月会議に工程等を示しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 総合医療センターについては、パブリックコメントや評価委員会での審議等を経たうえで、法人の中期目標を議案として県議会へ提出します。          また、平成 24 年 4 月からの地方独立行政法人化に向けて必要な手続きや関連条例の制定を行います。</p> <p>(2) 志摩病院については、病院事業庁において指定管理者制度への移行に向けた手続きを行います。</p> <p>(3) 一志病院については、保健・医療・福祉を総合的に確保するための運営方針等について、あらためて検討を行います。          また、病院事業庁（県立病院経営室）については、運営形態を変更する病院の円滑な移行を確認し、一志病院の検討結果やこころの医療センター院長を事業管理者とする体制整備の状況を勘案して廃止の時期を決定していきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤の整備促進)</p> <p>(6) 高齢化が進む中、特別養護老人ホームの入所申込者数が増加しており、入所の必要性が高い人が直ちに入所できない状況となっている。</p> <p>こうした待機者が円滑にサービスを楽しむよう、特別養護老人ホームなどの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携をして「第4期介護保険事業計画」の施設整備を着実に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「第5次三重県高齢者福祉計画・第4期三重県介護保険事業支援計画（平成21年度～平成23年度）」（以降、「第4期計画」という。）に基づき、平成22年度の施設整備法人を選定し（平成22年3月）、各法人に対し老人保健福祉施設整備補助金等の交付決定を行いました（老人保健福祉施設整備補助金9件、施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金10件）。これら法人に対しては、三重県老人保健福祉施設等整備指導要綱に基づき現地調査を行い、事業に対する助言を行っています（着工、中間、完成時点）。</p> <p>(2) 平成23年度整備についても、第4期計画及び国が平成21年度に示した「介護基盤の緊急整備方針」に基づき、将来の介護ニーズを踏まえた上乗せ整備を含む整備方針を策定し、公表しました。</p> <p>(3) 介護を必要とする高齢者がそれぞれのニーズに応じ適切なサービスを受けられるよう、市町が行う認知症高齢者グループホーム等地域介護拠点の整備についても、国の「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を財源に設置した「三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、必要経費にかかる補助金の交付決定を行いました。</p> <p>(4) 例年、実施している「特別養護老人ホーム入所状況等調査」についても、平成21年度に続き全ての申込者について市町照会を行うとともに、真に施設サービスを必要とする高齢者の円滑な入所を実現するため、各施設に対し入所順位名簿の管理及び入所決定手続きの適正運用を促しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 22 年度については、特別養護老人ホーム（個室・ユニット型）7 施設 360 床、介護老人保健施設（個室・ユニット型）3 施設 150 床、養護老人ホーム（改築）を 1 施設 50 床の整備に対し支援を行うとともに、現地調査を通じ事業の適正化を図りました。</p> <p>(2) 平成 23 年度については、整備方針に基づく募集をはるかに上回る整備計画の提出があり、第 4 期計画に定められた整備床数以上の特別養護老人ホームの施設整備計画を選定しました。</p> <p>(3) 平成 22 年度についても「特別養護老人ホーム入所状況等調査」を実施し、延べ申込者数（名寄せ前）が昨年度の数字を下回りました。平成 21 年度から全ての申込者について市町照会を行い、その結果（「死亡」、「既に特別養護老人ホームに入所済み」等）を各施設にフィードバックしたことにより、正確な実態の把握がなされました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホームなどの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携のもと施設整備を着実に進めていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の居住支援)</p> <p>(7) 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、地域での生活における居住支援が必要であり、現在、重点事業として取り組んでいるが目標に達していない。 目標どおりグループホームやケアホームなどの施設整備を進めるとともに、重介護型の施設整備や公営住宅及び民間住宅の活用など幅広い居住の場の提供についても、検討を進められたい。 (福祉政策分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) グループホーム、ケアホーム（以下グループホーム等という）については重点事業により施設整備を進めるとともに、敷金礼金の補助により民間賃貸住宅のグループホーム等への活用及び公営住宅を活用した地域移行を図りました。</p> <p>(2) グループホーム等利用者のうち、低所得者を対象として家賃を補助することにより利用の促進を図りました。</p> <p>(3) 重介護型ケアホーム等支援モデル事業を実施することにより、知的障害児施設における加齢児の地域移行の可能性を探りました。</p> <p>(4) 重度身体障がい者等自立生活体験モデル事業の実施を通じて、重度の身体障がい者の地域移行の可能性を探りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) グループホーム等については4圏域5市8施設49人分の整備を行いました。また、礼金敷金を補助することにより3圏域4市5施設28人分のグループホーム等の事業所指定を行いました。</p> <p>(2) グループホーム等利用者のうち低所得者540人に対して家賃の補助を行い利用の促進を図りました。</p> <p>(3) 重介護型ケアホーム等支援モデル事業を通じ、3人の加齢児の地域生活移行を図りました。</p> <p>(4) 重度身体障がい者等自立生活体験モデル事業を通じ、34人の障がい者が事業を利用し、そのうち2人が地域生活に移行しています。</p> <p>(5) 公営住宅の活用については、四日市市あさけが丘地内の市営住宅での新規の開設を含め、県内の6箇所を活用されています。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 法人及び市町に対し、グループホーム等整備の必要性を積極的に働きかけ、引き続き整備に対して補助することにより、事業実施箇所の増加、障がい者の地域移行促進を図ります。また、家賃補助を継続することにより、低所得の障がい者のグループホーム等利用を促進します。</p> <p>(2) 重介護型ケアホーム等支援モデル事業、重度身体障がい者等自立生活体験モデル事業は、平成23年度から市町と連携しながら本格事業として実施します。また、重介護型ケアホーム等支援事業については実施箇所を1箇所から4箇所に拡大して実施します。</p> <p>(3) 国に対し、指定障害福祉サービスの報酬体系の改善等とともに、障がい者制度改革の中で更なる地域移行が図られるよう要望を行います。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の就労支援)</p> <p>(8) 三重県の障がい者の実雇用率は他県に比べて低位となっている。 障がい者の自立と働くことによる社会参加や自己実現等を促すためには、重点事業で取り組んでいる各種就労支援事業及び工賃の改善を目標どおりに進められたい。 加えて、持続的な就労に向けて、福祉と企業活動との新たな協調や事業連携による多様な就労の場の提供についても、市町や関係部局などと検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 就労サポート事業、「ゴールド人材センターみえ」の運営、障がい者の県庁舎での職場実習の実施、知的障がい者就労支援講座を実施しました。</p> <p>(2) 工賃倍増計画では、三重県中小企業診断協会に業務委託し、28 箇所の事業所で事業に取り組みました。</p> <p>(3) 事業所における安定した仕事の受注を確保するための「共同受注窓口」事業の実施に向けて、事業者、発注者の実態調査を行いました。また、一般就労でもなく、福祉的就労でもない第 3 の道である社会的事業所の調査研究を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) これらの事業を通じて 51 人の障がい者が就労しました。</p> <p>(2) 28 箇所の事業所に経営コンサルタントを派遣し工賃倍増に取り組みました。(工賃の実績は平成 23 年 5 月集計予定)</p> <p>(3) 三重県社会福祉協議会に委託し、「共同受注窓口」設置に向けた実態調査を行うことにより、事業所等の現状把握を行いました。また、「社会的事業所に関するシンポジウム」を開催し、社会的事業所の意義、県内における実現可能性の検証を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き、就労サポート事業、障がい者の県庁舎での職場実習、知的障がい者就労支援講座を実施することにより障がい者の就労支援を進めます。</p> <p>(2) 「ゴールド人材センターみえ」は利用者や業務の固定化等もあり、事業をリニューアルするとともに、引き続き社会的事業所の調査研究を継続します。</p> <p>(3) 三重労働局、生活・文化部、農水商工部、教育委員会などと密接に連携を図りながら施策の展開を図ります。</p>

<p>監査の結果（平成 22 年度定期監査の結果を記載）</p> <p>1 事業の執行に関する意見 （保育等のサービスの充実）</p> <p>(9) 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育や病児・病後保育などを重点事業等で推進しているが、それぞれの地域の諸事情もあって、目標を下回っている。また、放課後児童対策の対象児童や保育所等入所待機児童も一部地域に偏っている。 地域のニーズや課題を実施主体である保育関係者や市町等と検討して、引き続き、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（こども局）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 多様な保育ニーズに対応するため、県と市町で「今後の保育制度あり方研究会」を開催して地域の実情を踏まえた、今後の保育のあり方について検討を行いました。 また休日保育及び病児・病後児保育の広域的取組については、平成 22 年度に新たな県単補助制度を実施しました。 【今後の保育制度あり方研究会の開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度の県の保育施策についての説明及び意見交換 平成 22 年 4 月 9 日</li> <li>・県内 4 地域において地域の実情に応じた取組について意見交換 平成 22 年 9 月 7、9、13、14 日</li> <li>・厚労省から講師を招き「子ども子育て新システム」の勉強会 平成 23 年 1 月 28 日</li> </ul> <p>(2) 放課後児童対策についても、市町との意見交換や三重県放課後子どもプラン支援会議を設置し現場の実情やニーズについて把握に努め、会議の設置や運営について市町や関係者と連携した取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町担当者会議 平成 22 年 4 月 21 日</li> <li>・平成 22 年 6 月～8 月、全市町を訪問しヒアリング及び意見交換を実施</li> <li>・三重県放課後子どもプラン支援会議 平成 22 年 7 月 12 日、10 月 18 日、1 月 31 日、3 月 14 日</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 休日保育については、新設の県単補助金を利用することにより、新たに 2 保育所が休日保育に取り組むこととなりました。また病児・病後児保育の広域的取組については、新たな県単補助制度により松阪市と近隣 3 町が連携することにより、サービスのなかった地域にもサービスが広がりました。</p> <p>(2) 放課後児童クラブは、平成 22 年度当初に 25 の放課後児童クラブが新たに開設されました。また、平成 22 年度中に 2 クラブが開設され、平成 23 年度当初には新たに 3 クラブが開設される予定です。放課後子ども教室は平成 21 年度の 51 か所から 57 か所に増加しています。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後も引き続き、市町との意見交換をする場を設け、地域のニーズに対応した施策を進めていきます。また、休日保育及び病児・病後児保育の県単補助制度を継続していきます。</p> <p>(2) 放課後児童対策については、人・社会資源など地域の実情やニーズに応じて柔軟に取り組むことができるように、引き続き放課後子どもプランを推進し市町や関係者を支援します。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (要保護児童対策体制の連携・強化)</p> <p>(10) 児童虐待は年々深刻化しており、県内でも平成 22 年 4 月に鈴鹿市内で重篤事案が発生している。 当該事案にかかる「県児童虐待重篤事例検証委員会」での検証報告を踏まえ、同事案の要因や問題点などを市町や関係機関等とも共有するとともに、専門性や経験を補う研修の充実に努め、要保護児童対策体制を強化して、再発防止に向けての取組を進められたい。 また、要保護児童の復帰に向けた家庭再生支援などもさらに充実されたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 児童相談所所長会議において、市町と連携して対応している児童虐待相談事例について内部点検を実施しました。</p> <p>(2) 県児童相談センター、各児童相談所と管内市町担当者で、市町と県との連携等について情報共有、意見交換を行いました。</p> <p>(3) 児童相談所、管内警察署、県警本部と連携した被害児童の早期発見、救出のための情報交換や実践訓練を行いました。</p> <p>(4) 11 月に児童虐待防止月間活動として児童虐待防止についての知事の「緊急アピール」を発出し、NPO、地域の企業などの関係団体と協働で結成したキャラバン隊により、全市町を訪問して「緊急アピール」を伝達するとともに、広く県民に理解と協力を訴える啓発活動に取り組みました。</p> <p>(5) 市町課長会議にて検証報告書に基づく課題認識と、虐待児童の情報伝達手段や児童相談所の市町への有効な支援方法について、情報交換をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 各児童相談所における児童虐待相談事案を点検し、情報交換することで、重篤な虐待事案に対する対応方針の統一と、職員間の危機管理意識の高揚が図られました。</p> <p>(2) 市町や警察署などとの意見交換や情報共有により、市町など関係機関の実情や課題が浮き彫りになり、課題解決に向けた連携が進みました。</p> <p>(3) 児童虐待防止月間における市町や企業、NPOなどと協働で実施した啓発活動により、県民の児童虐待への理解と意識の高揚が図られ、県民総がかりで児童虐待を防止していく気運の醸成に役立ちました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>要保護児童対策体制を強化して、再発防止に向けて、以下の取組を予定しています。 また、要保護児童の家庭復帰に向けて、児童相談センターに新たに自立支援課を設置して家族再生の支援に取り組みます。</p> <p>(1) 市町との役割分担の明確化と連携強化 ・市町要保護児童対策地域協議会への支援(アドバイザー派遣事業) ・県の市町支援方策検討のための調査・研究</p> <p>(2) 児童相談所の法的対応力の強化 ・臨検、捜索等の法的対応力などを修得できるよう研修体系の見直し ・児童相談所の中核職員となるスーパーバイザー養成研修の拡充</p> <p>(3) 相談体制の充実 ・児童相談センター、児童相談所における正規職員、嘱託員の増員 ・児童相談所を助言、指導する児童相談センターの機能強化</p>



<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 482,257,697 円 (対前年比 101.9%) あり、前年度と比べ 9,209,346 円増加しているため、「健康福祉部所管未収金対策会議」等で発生防止等に向けた方策を検討すると共に、研修等で担当職員の納付折衝能力の向上などに取り組み、収入未済額の減少と発生防止に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき未収金対策などの会議を開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、関係室へ取組強化を求めました。</li> <li>・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「電話による納付折衝能力の向上」について学ぶとともに、関係地域機関との意見交換を行い、情報共有、適正な債権管理の徹底などを行いました。</li> </ul> <p>イ 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握、電話催告を行いました。</p> <p>ウ 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>民間の債権回収のノウハウを活用し、収納促進を図るため、未収債権（一部）の回収業務を民間会社に委託しました。また、貸付審査をより厳正に行い未収金の発生防止に取り組むほか、口座振替の推進、ゆうちょ銀行での納付等、収納環境の整備にも努めました。また、借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を実施しました。</p> <p>エ その他</p> <p>関係室の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、振込専用口座を設けました。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>(2) 滞納者へ日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。その上で、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権等について、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行ったうえで、不納欠損処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 1,799 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に 903 千円を収納しました。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金は、口座振替の採用率が平成 18 年度末の 64.1% から平成 22 年度末現在 72.3% に増え、より確実な収納が見込めるようになりました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 30,686 千円を収納しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き債権回収業務を民間会社に委託し、収納の促進を図ります。</p> <p>(4) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。</p> <p>(5) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。</p>

<b>監査の結果</b>
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 現金納付された寄付金の収納手続きが遅滞していた。 (こども局)
<b>講じた措置</b>
<b>平成 22 年度</b> 1 実施した取組内容 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。  2 取組の成果 チェック体制の強化を行い、一層、適切な会計事務を行いました。
<b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b> 引き続き、チェック体制の強化を維持し適切な会計事務を図ります。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が 136,046,960 円（対前年度比 101.8 %）あり、前年度と比べて 2,433,772 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。 （各保健福祉事務所、国児学園、小児診療センターあすなろ学園、草の実リハビリテーションセンター、児童相談センター、障害者相談支援センター）</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、地域機関長会議、福祉事務所長会議などを通じ、関係地域機関へ取組強化を求めました。</li> <li>・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「電話による納付折衝能力の向上」について学ぶとともに意見交換を行い、取組情報の共有や適正な債権管理の徹底などを行いました。</li> </ul> <p>イ 本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握、電話催告を行いました。</p> <p>ウ 生活保護費返還金</p> <p>引き続き会議等を通じ、担当者へ適正な制度の運用を求め、新たな返還金の発生防止に努めました。</p> <p>エ その他</p> <p>関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、一部の機関に振込専用口座を設けました。 また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 148 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に 226 千円を収納しました。</p> <p>(2) 生活保護費返還金は、生活保護指導監査、運営支援、各種研修会、生活保護担当課長会議等の機会を通じ、受給者に対する制度の周知徹底、必要な調査等の適正実施及び保護決定事務への慎重な対応等を指導しました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 7,495 千円を収納しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 本庁に配置された未収債権管理事務嘱託員と連携し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行等を周知徹底します。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(津保健福祉事務所)</p> <p>(1) 督促状が「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」に定められた期日までに送付されていなかった。</p> <p>(2) 滞納整理台帳の徴収事務や滞納整理事務の記録が一部記載されていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に対し、「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」に基づく債権管理事務の徹底と、注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 滞納者への連絡を密にするとともに、定期訪問等を行い、それらの記録の整備に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 督促状を定められた期日までに送付し、未収金の徴収に努めました。</p> <p>(2) 滞納整理台帳を整備したことで経過を把握することができ、対処の検討や実施に役立ちました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1)(2) 引き続き、適切な事務処理に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 現金納付された情報公開文書複写料等の収納手続きが遅滞していた。 (伊賀保健福祉事務所)</p> <p>(4) 収入事務手続きの誤りにより歳入戻出を行っていた。 (児童相談センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 現金を受け入れた際には、担当職員が収納手続きまで行ったかを、出納員が再確認するようチェック体制を強化しました。</p> <p>(4) 児童措置費負担金の算定について、算定要件確認の徹底を職員へ周知し、庶務担当の事務処理においても、より厳密に確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 再確認を行うことにより、現金の収納手続きが概ね遅滞なく行われました。</p> <p>(4) 職員へ周知したことにより、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(3) 出納員が再確認を継続することにより、現金の収納手続きを遅滞なく行っていきます。 また、担当者以外の会計職員にも現金収納の事務処理方法について周知を図り、担当者不在の時にも遅滞なく収納手続きを行えるよう努めます。</p> <p>(4) 引き続き、児童措置費負担金の算定について、算定要件の見落とし等のないよう十分留意し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(5) 手数料の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>(6) 現金収納票の入力誤りにより現金日計表の修正処理を行っていた。 (障害者相談支援センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 入院児童の衣類洗濯に関し、保護者からの「衣類洗濯申込書」が総務課に提出されていたため洗濯手数料を算定していましたが、入院児が自分で洗濯をしていたことが後で判明し、納付された手数料の歳入戻出を行った事例がありました。このため、「衣類洗濯申込書」は必ず病棟責任者が確認した後、総務課へ提出してもらうよう病棟との連携を密にし、実態との相違がないように職員に徹底を図りました。</p> <p>(6) 財務会計システム入力時に、指定金融機関へ早期かつ確実に収納が見込める時期を収納日として入力し、現金日計表に修正が生じないよう徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 職員へ徹底を図ったことにより、算定誤りの防止に努めることができました。</p> <p>(6) 三重県会計規則に基づき適正に事務処理を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(5) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>(6) 今後も適正な事務処理の徹底を図っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (健康・安全分野)</p> <p>(1) 【新型インフルエンザ等電話相談窓口業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(2) 【みえメディカルバレー健康・福祉ビジネスサポート事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 執行伺等が、三重県会計規則、三重県出納局検査要綱及び同要領に基づく事前検査の対象案件か複数職員で確認し、対象案件である場合は決裁終了後、速やかに出納局の事前検査を受けるよう室職員へ周知徹底を図りました。</p> <p>(2) 執行伺い決裁後に、出納局事前検査を受けることを徹底しました。また、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェックを行う等、室内におけるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 周知徹底を図ったことで、出納局の事前検査もれを防止することができました。</p> <p>(2) 三重県会計規則に基づき適正に会計事務を執行しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き、執行伺等が、三重県会計規則、三重県出納局検査要綱及び同要領に基づく事前検査の対象案件か複数職員で確認し、対象案件である場合は決裁終了後、速やかに出納局の事前検査を受けるよう室職員へ周知徹底を図ります。</p> <p>(2) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な会計事務に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (健康・安全分野)</p> <p>(3) 【三重伝統ブランド商品開発事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(4) 【治験啓発・活性化事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) (4) 執行伺い決裁後に、出納局事前検査を受けることを徹底しました。また、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェックを行う等、室内におけるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) (4) 三重県会計規則に基づき適正に会計事務を執行しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(3) (4) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な会計事務に努めます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(5) 【治験ネットワークの推進に関する研究委託】 (健康・安全分野) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(6) 【三重県がん相談支援センター運営事業委託】 (保健・医療分野) ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 執行伺い決裁後に、出納局事前検査を受けることを徹底しました。また、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェックを行う等、室内におけるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>(6) 事前検査や個人情報の事務処理が適切に行われるよう所属内で意識の共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 三重県会計規則に基づき適正に会計事務を執行しました。</p> <p>(6) 所属内で意識の共有を図ることにより、事前検査や個人情報等について適切な事務処理が行われるよう改善が図られました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(5) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な会計事務に努めます。</p> <p>(6) 事前検査や個人情報等について適切な事務処理が行われるよう留意し、適正な事務処理を行っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務          業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (保健・医療分野)</p> <p>(7) 【平成 21 年度中堅看護職員定着促進システム構築事業委託】          執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(8) 【専門分野（がん）における質の高い看護師育成事業委託】          執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(7) (8) 事業実施中の各委託業務について、必要な書類が作成され、出納局事前検査等の事務処理が適切に行われているか、自己点検を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(7) (8) 各委託業務について、必要な書類が作成され、事務処理が適切に行われていることが確認されました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(7) (8) 引き続き、契約事務にかかる執行伺い決裁時に、出納局事前検査をはじめとする事務手続きが完了しているかどうか、担当副室長が確認すること等により、適切な事務処理に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務  業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (福祉政策分野)</p> <p>(9) 【福祉・介護人材マッチング支援事業委託】  執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(10) 【戦争資料館更新資料作成事業委託】  契約書に定める実施責任者の選定・報告が実施されていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9) 三重県出納局検査要領に基づき、施行伺い決済後に出納局事前検査を受けることを徹底するとともに、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェック体制の強化を図りました。</p> <p>(10) 委託契約に基づき履行内容について委託事業者の指導を徹底するとともに、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(9) 三重県出納局検査要領に基づき、適正に事務を執行しました。</p> <p>(10) 契約書の定めに則り、適正に事務を執行しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(9) 引き続き、三重県出納局検査要領の定めに則り、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(10) 引き続き、契約書等の定めに則り、適正な事務の執行に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(11) 【介護認定主治医研修事業委託】 (福祉政策分野)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</li> <li>・契約準備行為を行っているが、執行伺い等に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。</li> </ul> </p> <p>(12) 【子育て支援推進のための子育てサポーター活動記録制作業務委託】 (こども局) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(11) 執行伺い決裁後に出納局事前検査を受け忘れることがないように、また契約準備行為における執行伺い等に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載もれないように、再発防止に向け、主務・副務担当者による相互チェックを徹底しました。</p> <p>(12) チェック体制の強化に取り組みました。 また、会計関係研修会に積極的に参加したり、「出納出前研修」の資料を回覧するなど、職員の会計に関する知識の向上に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(11) 平成 22 年度については、三重県会計規則等に則り、適正に事務を執行しました。</p> <p>(12) チェック体制の強化を行い、一層、適切な会計事務を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(11) 引き続き、三重県会計規則等に則り、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(12) 引き続き、チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。 また、財務等に関する研修会に職員が積極的に参加するなど、さらに会計に関する知識の向上に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務  業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (津保健福祉事務所)</p> <p>(13) 【品質マネジメント審査登録業務委託】  契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。</p> <p>(14) 【感染症健康診断にかかる医師の派遣業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の履行完了時の検査において、検査記録に押印等がされていなかった。</li> <li>・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</li> </ul>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(13) (14) 今回の指摘について職員に周知し、適切な会計事務並びに契約事務の遂行を徹底しました。  また、出納局による「契約事務の手引き」等を常に手元に配備し、折に触れて確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(13) (14) 会計事務並びに契約事務に対する職員の意識が向上し、適切な処理に努めました。  また履行確認や検査および記載ミスについては、特に注意するようになりました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(13) (14) 引き続き、適正な会計事務並びに契約事務の遂行に関する意識を高めてゆくとともに、職員の相互チェックにより、ミスやもれの防止に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務          業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (津保健福祉事務所)</p> <p>(15) 【産業廃棄物収集・運搬及び処分委託】          契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。</p> <p>(16) 【安全キャビネットの定期点検委託】          契約書の契約期間を誤って記載していた。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(15) (16) 今回の指摘について職員に周知し、適切な会計事務並びに契約事務の遂行を徹底しました。          また、出納局による「契約事務の手引き」等を常に手元に配備し、折に触れて確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(15) (16) 会計事務並びに契約事務に対する職員の意識が向上し、適切な処理に努めました。          また履行確認や検査および記載ミスについては、特に注意するようになりました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(15) (16) 引き続き、適正な会計事務並びに契約事務の遂行に関する意識を高めてゆくとともに、職員の相互チェックにより、ミスやもれの防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (津保健福祉事務所)</p> <p>(17) 【津保健福祉事務所総合検査室廃棄薬品等収集運搬業務委託】 産業廃棄物のマニフェストの照合確認欄の日付が記載されていなかった。</p> <p>(18) 【食品衛生業務にかかる計量・計測機器の定期点検委託】 契約書の契約金額が誤って記載されていた。</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(17) (18) 今回の指摘について職員に周知し、適切な会計事務並びに契約事務の遂行を徹底しました。 また、出納局による「契約事務の手引き」等を常に手元に配備し、折に触れて確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(17) (18) 会計事務並びに契約事務に対する職員の意識が向上し、適切な処理に努めました。 また履行確認や検査および記載ミスについては、特に注意するようになりました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(17) (18) 引き続き、適正な会計事務並びに契約事務の遂行に関する意識を高めてゆくとともに、職員の相互チェックにより、ミスやもれの防止に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (松阪食肉衛生検査所)</p> <p>(19) 【BSE スクリーニング検査検体等搬送業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書に定められている再委託制限の規定が仕様書と異なっていた。</li> <li>・契約書に定める業務計画書、担当者名簿が承認されていなかった。</li> </ul> <p>(20) 【高速検査機器校正・点検業務委託】</p> <p>契約書に定める業務実施計画書が提出されていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(19) ① 契約書の作成にあたっては、入札時の仕様書と契約書の仕様が異なることのないよう十分精査し、承認者、決裁者においてもよくチェックするようにしました。</p> <p>② 直ちに、業務計画書、担当者名簿の承認手続きを行うとともに、平成 22 年度契約時に契約書の見直しを行いました。</p> <p>(20) 直ちに、契約業者へ業務実施計画書の提出を指示し、提出を受けました。また委託業務の実態に即した内容とするため契約書の見直しを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(19) ① 契約書作成については、出納作成の文例集を参考に作成し入札の時に掲示した仕様書を添付したこと、承認者、決裁者によるチェックの強化を行ったことで契約書の規定と仕様書の相違がなくなりました。</p> <p>② 契約書の見直しを行ったことで、適正な契約事務が図れました。</p> <p>(20) 契約書の見直しを行ったことで、適正な契約事務を行うことができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(19) (20) 今後は契約事務についての知識を高め、事務処理に遺漏のないよう努めます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務  業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(21) 【女性相談所警備業務委託】 (女性相談所)  契約締結何日と契約締結日を誤って記載していた。</p> <p>(22) 【一般廃棄物収集運搬業務】 (国児学園)  契約書に収入印紙が貼付されていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(21) 平成 23 年度の警備業務委託契約にあたっては、年度開始前の準備行為とせず、債務負担行為を設定のうえ、適切な契約事務処理を行いました。</p> <p>(22) 契約書の内容審査において、収入印紙の貼付もれがないよう審査を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(21) 三重県会計規則等に即し適正な契約事務処理を行いました。</p> <p>(22) 契約書の収入印紙の貼付もれがなくなり、適正な事務処理を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(21) 引き続き、会計事務ならびに契約事務に対する意識を高めるとともに、適正な事務処理を行っていきます。</p> <p>(22) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務  業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (公衆衛生学院)</p> <p>(23) 【庁舎機械警備業務】  ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。  ・予定価格が設定されていなかった。</p> <p>(24) 【エア設備・バキューム設備保守管理業務】  委託業者からの業務完了報告の文書が提出されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(23) ① 執行伺い決裁後、必要なものについては出納局事前検査を受けました。  ② 三重県会計規則に基づき、平成 22 年度は予定価格を設定し適正に事務処理を行いました。</p> <p>(24) 当該業務の委託業者から業務完了報告の文書を提出させました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(23) 三重県会計規則に基づき、適正な会計事務処理を行うことができました。</p> <p>(24) 委託契約に基づく業務完了報告の確認ができました。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(23) 引き続き、三重県会計規則に基づき、適正な会計事務処理に努めます。</p> <p>(24) 今後とも委託契約に基づく業務完了確認を適正に行っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(25) 【薬物問題に関する相談・回復支援業務についての協働事業】 (こころの健康センター) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(26) 【自家用電気工作物保安業務】 (小児心療センターあすなる学園) 予定価格が記録されていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(25) 出納局事前検査が必要であることを課内で確認し、所内においても職員へ周知徹底をおこないました。</p> <p>(26) 三重県会計規則で定める支出負担行為の決議書等への記録がもれていたため、三重県会計規則の遵守、確認の徹底をするとともに、記録もれの防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(25) 三重県出納局検査要領に基づく会計事務（事前検査）が必要であるかどうか、執行伺い決裁時に複数職員で確認を行ったことで、適正な事務処理を行うことができました。</p> <p>(26) 三重県会計規則に基づき適正な会計事務を行うことができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(25) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適正な会計事務に努めます。</p> <p>(26) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適正な会計事務に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務  業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (小児心療センターあすなる学園)</p> <p>(27) 【構内電話交換機保守点検業務】  予定価格が記録されていなかった。</p> <p>(28) 【遊具保守点検業務】  予定価格が記録されていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(27) (28) 三重県会計規則で定める支出負担行為の決議書等への記録がもれていたため、三重県会計規則の遵守、確認の徹底をするとともに、記録もれの防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(27) (28) 三重県会計規則に基づき適正な会計事務を行うことができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(27) (28) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な会計事務に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【三重県角膜・腎臓バンク協会補助金】 (保健・医療分野) 変更交付申請から変更交付決定まで1ヶ月要していた。</p> <p>(2) 【介護サービス提供事業者資質向上事業補助金】 (福祉政策分野) 実績報告の提出が交付決定時に定められた提出期限より遅延していた。</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 変更交付申請の審査及び交付決定の事務を迅速に行うよう、所属内で、補助金事務の適正な執行について注意喚起しました。</p> <p>(2) 交付決定時に定められた提出期限までに実績報告を提出するよう事業者を指導するとともに、再発防止に向け、主務・副務担当者による相互チェックを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 変更交付申請の内容等について、(財)三重県角膜・腎臓バンク協会事務局との連絡を密にすることにより、事務の迅速化を図りました。</p> <p>(2) 平成 22 年度については、三重県会計規則等に則り、適正に事務を執行しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) ご指摘の趣旨を踏まえ、今後も、(財)三重県角膜・腎臓バンク協会事務局との交付申請にかかる打合せ等により、迅速な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 引き続き、三重県会計規則等に則り、適正な事務の執行に努めます。</p>

<p>監査の結果（平成 22 年度定期監査の結果を記載）</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(3) 【キャリア形成訪問指導事業補助金】 (福祉政策分野) 実績報告の提出が交付要領で定められた提出期限より遅延していた。</p> <p>(4) 【放課後児童クラブ活動事業費補助金】 (こども局) 交付要領に財産処分の制限についての定めがなかった。</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 平成 22 年度は、キャリア形成訪問指導事業費補助金交付要領に基づき、実績報告書の提出期限を遵守するよう委託事業者の指導を徹底するとともに、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェック体制の強化を図りました。</p> <p>(4) 平成 22 年 8 月 10 日に「三重県放課後児童クラブ活動事業補助金交付要領」を一部改正することにより、財産処分の制限についての規定を整備しました。 また、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) キャリア形成訪問指導事業費補助金交付要領に則り、適正に事務を執行しました。</p> <p>(4) チェック体制の強化を行い、一層、適切な会計事務を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(3) 引き続き、キャリア形成訪問指導事業費補助金交付要領に則り、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(4) 引き続き、チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(5) 【安心こども基金保育基盤整備事業費補助金】 (こども局) 着工届及び毎月の工事進捗状況報告について、遅延しているものや一部提出されていないものがあつた。</p> <p>(6) 【平成 21 年度民生委員組織活動費補助金】 (津保健福祉事務所) ・ 交付決定が遅れたことから年度末に概算払いが行われていた。 ・ 履行の確認が年度末までに完了していなかった。</p> <p>(7) 【民生委員組織活動費補助金】 (伊賀保健福祉事務所) 実績報告書の内容について、一部記載誤りがあつた。</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 関係書類の提出等について、関係市町へ周知を徹底するなど事務処理の適正を図りました。</p> <p>(6) 今回の指摘について職員に周知し、適切な事務処理について注意喚起を行いました。</p> <p>(7) 関係機関に対し記載誤りについて記入例等により説明し訂正を依頼するとともに、複数職員による書類のチェックを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 市町からの関係書類の提出などのチェックを行い、事業の履行等について確認しました。</p> <p>(6) 適切な事務処理が行えるよう、関係者等との連絡、調整に努めました。</p> <p>(7) 平成 22 年度補助金においては、適正な書類内容により事務処理を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(5) 今後は、年度当初に安心こども基金保育基盤整備事業費補助金に係る注意事項について、各市町への周知を徹底するとともに、室内でチェックする仕組みをつくり、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(6) 引き続き、関係者等との連絡、調整を密にし、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(7) 補助金交付要領に基づき、適正な事務処理を行っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務          業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【平成 21 年度認定調査員指導者研修】 (福祉政策分野)          最も経済的な経路による行程となっていなかった。</p> <p>(2) 【第 5 回栄養学会への参加】 (津保健福祉事務所)          旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 最も経済的な経路による行程で旅費の請求を行うよう、再発防止に向け、主務・副務担当者による相互チェックを徹底しました。</p> <p>(2) 職員に対し、旅行命令書や復命書等、関係書類には、(国庫)補助事業名が分かるように記載することを周知、徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 22 年度については、三重県会計規則等に則り、適正に事務を執行しました。</p> <p>(2) 職員の国庫補助事業に関する意識が高まり、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き、三重県会計規則等に則り、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(2) 今後も、適正な事務処理に努めます。</p>



<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(3) 【権限委譲にかかる先進福祉事務所等調査】 (松阪保健福祉事務所) 復命書の記載が不十分であった。</p> <p>(4) 【全国生活保護査察指導者研究協議会】 (尾鷲保健福祉事務所) 復命書が作成されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 監査結果を受けて所内課長会議で説明し、復命書の必要記載事項を周知しました。</p> <p>(4) 早速職員に指示して、復命書を作成させました。 また旅行終了後は速やかに復命書を作成するように職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 決裁権者においても注意するとともに、職員も注意を払って作成するようになりました。</p> <p>(4) 復命書の作成が必要な旅行については、適切に復命書が作成されました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(3) 引き続き、課長会議、課内会議で周知し、正確な復命書の作成に努めるとともに、決裁権者においても復命書の記載事項に十分注意を払い、正確な復命書の作成を行っていきます。</p> <p>(4) 引き続き、所内課長会議や庁内メールにより、旅行終了後は速やかに復命書を作成するように周知します。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費 (松阪食肉衛生検査所)</p> <p>(5) 【食肉衛生検査研修】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。</p> <p>(6) 【HPLC 入門講習会】 復命書の記載が不十分であった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 旅費請求はもっとも経済的な経路・行程による請求をするよう職員に周知するとともに、今回の不適切な事例（経済的な行程（乗換駅の誤り）による出張旅費との差額）について戻入処理を行いました。</p> <p>(6) 所内会議において監査結果の情報共有を行うとともに、記載内容の確認徹底を行いました。 また、復命内容の記載もれの確認をより確実なものとするため、チェックリストを作成し、チェックを行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 旅費請求はもっとも経済的な経路・行程による請求を行うよう、職員の再確認ができました。</p> <p>(6) チェックリストを作成したことで、記載内容が不十分な復命書をなくすことができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(5) 引き続き、旅費請求はもっとも経済的な経路・行程による請求をするよう職員に周知を図ります。</p> <p>(6) 引き続き、所内会議において監査結果の情報共有を行うとともに、記載内容の確認徹底を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費 (国児学園)</p> <p>(7) 【中部十県一市研修会議】 旅費の調整を行っているが、宿泊施設の指定が確認できる会議の開催通知等が旅費請求書に添付されていなかった。</p> <p>(8) 【平成 21 年度小学生修学旅行引率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費の調整を行っているが、事前に旅行命令権者の特別承認がされていなかった。</li> <li>・旅費の調整を行っているが、実費額を確認できる書類が旅費請求書に添付されていなかった。</li> <li>・復命書の記載が不十分であった。</li> </ul>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(7) 旅費の調整に関して、会議の開催通知等の添付もれがないよう職員に周知徹底しました。</p> <p>(8) ・旅費の調整に関して、事前に旅行命令権者の特別承認を得るよう職員に周知徹底しました。 ・旅費の調整に関して、実費額を確認できる書類の添付もれがないよう職員に周知徹底しました。 ・県外等の出張の復命について、概要や内容を詳細に報告するよう職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(7) 会議の開催通知等の添付もれがなくなり、適正な事務処理を行いました。</p> <p>(8) ・旅行命令権者が特別承認をすることにより、適正な事務処理を行いました。 ・実費額を確認できる書類の添付もれがなくなり、適正な事務処理を行いました。 ・出張の概要や内容を詳細に記載した復命をすることにより、適正な事務処理を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(7)(8) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費 (こころの健康センター)</p> <p>(9) 【第3回自殺対策研究協議会】 ・操作ミスによる電子データ消去により、旅行命令書が保管されていなかった。 ・旅費の支給誤りがあった。</p> <p>(10) 【自死遺族支援のためのスタッフ養成研修会】 復命書の記載が不十分であった。</p> <p>(11) 【「こころの健康づくり対策」研修会】 自家用車使用にかかる車賃額の支給誤りがあった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9) 当該旅行命令書を再作成し適切に保管するとともに、旅行命令書の入力について適切なシステム操作を行うよう職員に注意喚起を行いました。</p> <p>(9) (11) 旅費の支給誤りについては、精算もれがあったので追加精算を行うとともに、職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求について、適正な事務処理を行うよう所内職員に周知を行いました。</p> <p>(10) 復命書の内容については、旅行内容を記載し関係書類を添付しました。 また、復命書に配付資料を添付するだけでなく、内容をまとめて記載することを所内職員に対して周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(9) 職員に注意喚起したことにより、旅行命令書が適正に管理しました。</p> <p>(9) (11) 平成 22 年度から総務事務システムにより総務事務室が支払事務を行っていますが、旅費請求に係る適正な事務処理について、職員の再確認ができました。</p> <p>(10) 職員へ周知したことで、復命内容をわかりやすく報告することができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(9) (11) 引き続き、旅費請求に係る適正な事務処理について、職員に周知していきます。</p> <p>(10) 引き続き、復命書の作成にあたっては配付資料を添付するだけでなく、内容をまとめて記載することを所内職員に対して周知していきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務          業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 物品等購入          (1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (松阪保健福祉事務所)          (2) 切手の使用実績に比べて在庫が多かった。 (松阪食肉衛生検査所)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容          (1) 監査結果を受けて、所内課長会議で説明し、年間を通じて計画的に執行するよう周知しました。          (2) 切手購入については、過去の使用実績、残数及び使用見込み数を誤らないよう計画的に購入するとともに、承認者、決裁者においても購入数のチェックの徹底を図るようにしました。</p> <p>2 取組の成果          (1) 所内で計画的な執行を周知し、年度末に発注が集中しないよう取り組みました。          また、経理担当者から各課の令達予算内容を確認し、執行が遅れないよう注意しています。          (2) 切手購入数のチェックの徹底を行った結果、適正な事務手続きを行うことができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 引き続き、所内課長会議、各課の会議を通じて計画的な執行を周知するとともに、令達された予算について、経理担当者から各担当者にその内容、執行時期の確認を行い、執行が遅れないよう注意していきます。          (2) 引き続き、切手購入は必要枚数を精査し計画的に購入し予算の適正執行に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)～(3) (6)～(9) (11) (13) (14) (20) (23) (24)</p> <p>扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。  (経営企画分野、健康・安全分野、福祉政策分野、津保健福祉事務所、伊勢保健福祉事務所、尾鷲保健福祉事務所、国児学園、草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(5) (27) (29) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。  (保健・医療分野、小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>(10) 通勤手当の事後確認書類が添付されていなかった。(津保健福祉事務所)</p> <p>(16) 通勤手当の事後確認書類に不備があった。(児童相談センター)</p> <p>(17) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。扶養手当の認定簿に記載もれがあった。  (児童相談センター)</p> <p>(19) 扶養手当の認定時確認書類が添付されていなかった。(松阪食肉衛生検査所)</p> <p>(28) 住居手当の認定時確認書類に不備があった。(小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>(30) 通勤手当の認定時確認書類が添付されていなかった。(保健環境研究所)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3) (5)～(11) (13) (14) (16) (17) (19) (20) (23) (24) (27)～(30)</p> <p>扶養手当、住居手当、通勤手当の認定時及び事後確認書類が添付されていなかったものについては、確認書類を整備し、総務事務センターへ提出しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) (5)～(11) (13) (14) (16) (17) (19) (20) (23) (24) (27)～(30)</p> <p>確認書類を整備した結果、総務事務センターにおいて追認されました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1)～(3) (5)～(11) (13) (14) (16) (17) (19) (20) (23) (24) (27)～(30)</p> <p>平成 22 年度から諸手当の認定事務は総務事務センターで行っており、同センターから連絡があった場合は、職員へ周知していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(4) 報償費の支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。 (健康危機管理室)</p> <p>(12) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の一部において、決裁がまとめて行われていた。 (伊賀保健福祉事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 再発防止を図るため、報償費の支給対象者と支出命令書の債権者の照合を決裁ルート of 職員及び事業担当者相互で確認するなどチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(12) 平成 22 年度から総務事務システムにより、職員が従事日ごとに入力し、電子決裁を受けるようになりました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(4) チェック機能を強化したことで、支払先誤りを防ぐことができました。</p> <p>(12) 特殊勤務実績の確認を徹底し、適切な事務処理を行いました。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(4) 引き続き、報償費の支給対象者と支出命令書の債権者の照合を決裁ルート of 職員及び事業担当者相互で確認し、再発防止に努めていきます。</p> <p>(12) 特殊勤務手当にかかる事務処理については、引き続き関係規程に則して、適切に行うよう職員に周知していきます。</p>

<p>監査の結果（平成 22 年度定期監査の結果を記載）</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（児童相談センター）</p> <p>(15) 報酬について、出勤簿等の毎月の勤務実績が確認できる書類が添付されていなかった。</p> <p>(18) 報酬の支出金額誤りにより歳出戻入を行っていた。</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(15) 嘱託医の勤務実績について、各児童相談所から毎月の嘱託医の勤務実績が確認できる書類を提出させ、勤務管理者に総務事務システム確定入力時に確認を徹底するよう周知しました。</p> <p>(18) 平成 22 年度から総務事務システムにより嘱託員等が勤務実績を入力するにあたり、入力の誤りがないよう職員、勤務管理者へ周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(15) 職員へ周知したことにより、出勤簿等の毎月の勤務実績が確認できる書類の提出もれがなくなりました。</p> <p>(18) 職員、勤務管理者へ周知し、適正な事務処理を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(15) 引き続き、嘱託医の勤務実績について、各児童相談所から毎月の嘱託医の勤務実績が確認できる書類を提出させ、勤務管理者に総務事務システム確定入力時に確認を徹底するよう周知していきます。</p> <p>(18) 引き続き、総務事務システムにより嘱託員等が勤務実績を入力するにあたり、入力の誤りがないよう職員、勤務管理者へ周知していきます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(21) 扶養手当の事後確認書類の提出が遅延していた。</p> <p>(22) 通勤手当の認定を誤っていた。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(21) 扶養手当の事後確認書類の提出が遅延していたことについては、全職員に対し手当の確認書類の提出についての注意喚起を図りました。</p> <p>(22) 通勤手当の過支給分を過去に遡及して戻入処理をするとともに、全職員に対して手当の申請、認定等についての注意喚起を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(21) (22) 職員へ注意喚起を図り、適正な事務処理を行いました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(21) (22) 平成 22 年度から諸手当の認定事務は総務事務センターで行っており、同センターから連絡があった場合は、職員へ周知していきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの健康センター)</p> <p>(25) 通勤手当の通勤距離の認定を誤っていた。 (26) 各手当の年1回の事後確認を行っていなかった。</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(25) 通勤手当の過支給分を過去に遡及して戻入処理をするとともに、全職員に対して手当の申請、認定等についての注意喚起を図りました。 (26) 各手当の事後確認について、全職員に対して注意喚起を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(25) 職員に対して注意喚起を図ったことにより、適正な事務処理が行われました。 (26) 各手当の確認書類は、総務事務センターにより確認されました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(25) (26) 平成 22 年度から諸手当の認定事務は総務事務センターで行っており、同センターから連絡があった場合は、職員へ周知していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 普通財産の旧知的障害者更正相談所の貸付にかかる公有財産許可台帳の整理がされておらず、また管財室へ貸付報告もされていなかった。 (福祉政策分野)</p> <p>(2) 使用実態のない備品が保管されていた。 (草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 公有財産台帳を作成・整理し、管財室への報告を行いました。</p> <p>(2) 各使用主任者に備品台帳を配布し、備品の管理状況を再確認しました。 また備品を使用しなくなった場合は、他所属への保管転換や廃棄処分を行うため、当該備品の管理状態を報告するよう職員へ周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 普通貸付に係る手続きに関して、管財室への事前協議だけでなく、事後の整理について、適切に処理することができました。</p> <p>(2) 備品の状態を把握し、備品台帳の整理を行い、使用実態のない備品を処分しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後も条例・規則等に則した適切な事務処理を進めます。</p> <p>(2) 引き続き、備品台帳と備品の照合を行い、使用しなくなった備品については他所属への保管転換又は廃棄処分することとします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査において、定められた検査項目の一部を行っていなかった。 (保健・医療分野)</p> <p>(2) 通信運搬費の年度誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (福祉政策分野室)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 会計事務自己検査における適正な事務処理を実施するため、複数人による確認を徹底しました。</p> <p>(2) 職員の会計事務に係る理解を深めるとともに、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 会計事務自己検査における検査項目の確認もれがなくなるとともに、適正な会計事務に対する職員の意識向上が図られました。</p> <p>(2) 三重県会計規則に則り、適正に事務を執行しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 会計事務検査の検査項目の確認にとどまらず、会計事務全般について、適正な処理を行うよう職員に周知徹底を図ります。</p> <p>(2) 引き続き、三重県会計規則等に則り、適正な事務の執行に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査において、自己検査調書が作成されていなかった。 (福祉政策分野)</p> <p>(4) 契約事務や支出事務などにおいて、チェック体制が機能していないこと等による不適切な事案が散見された。 (津保健福祉事務所)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 再発防止に向け、複数職員によるチェックを徹底しました。</p> <p>(4) ① 今回の指摘について職員に周知し、適切な会計事務並びに支出事務にかかるチェック強化を徹底しました。</p> <p>② 請求書、納品書の日付等のもれについては、出納局や県民センターと協力し債権者に対し、日付記入の依頼を行いました。</p> <p>③ 支払遅延防止法の規定に基づく期間内での支払いを行うため、迅速な事務処理に努めました。</p> <p>④ 誤りを見過ごさないチェック体制とするため、原因文書に遡って現在文書の突合審査を行うこととし、出納局による「契約事務の手引き」「審査事務の手引き」「節別マニュアル」等を常に手元に配備し、折に触れて確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 自己検査調書を作成し、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(4) 事務処理における職員の自己チェック及び相互チェックに関する意識が向上しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(3) 三重県会計事務自己検査要綱に基づき、適切な事務処理を実施します。</p> <p>(4) 引き続き、チェック機能の向上に努め、適切な事務処理に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(5) 通信運搬費、委託料の支出金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(児童相談センター)</p> <p>(6) 通信運搬費の支出金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(こころの健康センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 通信運搬費については、算定誤りのないように関係機関への問い合わせを行うなど確認の徹底を図りました。 また委託料については、委託一時保護にかかる国庫負担金交付要綱の改正内容についての周知を行うとともに、児童相談所管理システムにおいて改正内容が反映されるよう見直しを行いました。</p> <p>(6) 会計事務のチェックが不備であったため、複数職員によるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 通信運搬費については、算定金額の確認を徹底することにより誤りを防ぐことができました。 また委託料については、委託一時保護にかかる国庫負担金交付要綱の単価改正を反映したことで、適正な金額を支払うことができました。</p> <p>(6) チェック体制の強化を図ったことで、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(5) 引き続き、適正な事務処理が行われるよう努めます。</p> <p>(6) 引き続き、複数職員によるチェック体制を徹底するとともに、三重県会計規則に基づき適正な事務処理を行います。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(こども未来室、桑名保健福祉事務所、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、松阪保健福祉事務所、児童相談センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p><b>【健康福祉部全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内幹部職員で構成する室長会議、地域機関長会議などを通じて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行いました。</li> <li>・ 3 か月毎に部内の交通事故の状況を取りまとめた「健康福祉部交通事故レポート」を作成し、部内各所属に通知することにより、一層の安全運転への意識啓発を図りました。</li> <li>・ 健康福祉部関係職員を対象とした安全運転講習会（延べ4回）を実施し、安全運転意識の向上に努めました。</li> <li>・ 責任割合が生じる交通事故が発生した際には、所属長から該当職員に対して厳重注意を行い、交通事故報告（確報）に注意実施日を明記することを徹底しました。</li> </ul> <p><b>【こども未来室】</b></p> <p>グループミーティング、打合せ等あらゆる機会を通じ、交通安全、交通事故防止について話し合いを行うなど、職員の交通安全意識の向上及び県有財産の管理意識を高めるなど、交通事故の防止に努めました。</p> <p><b>【桑名保健福祉事務所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課長会議、メール、チラシの供覧等を通じて、機会あるごとに安全運転、法令遵守等についての注意喚起を行いました。</li> <li>・ 副安全運転管理者を講師として、所独自に交通安全研修（平成 22 年 8 月 19 日（木）～24 日（火）計 4 回）を開催し、職員の安全意識の向上に努めました。</li> <li>・ 桑名県民センター等が主催する安全運転講習会に職員を受講させました。</li> <li>・ 「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に参加し、1 チーム 5 名が 123 日間の無事故・無違反を達成しました。</li> </ul> <p><b>【鈴鹿保健福祉事務所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民センターや健康福祉部が開催する安全運転講習会に職員が参加し、交通安全意識の高揚を図りました。</li> <li>・ 参加職員数：18 名</li> <li>・ 「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に参加し、1 チーム 5 名が達成しました。</li> <li>・ 公用車（専用車）7 台は、各課で管理し、使用する職員が乗車の前後に車体に損傷等がないかをチェックし、その結果を時刻とともに点検表に記録しています。少しでも異常があれば、すぐに担当課長と企画福祉課へ報告するようにし、職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図っています。</li> </ul> <p><b>【津保健福祉事務所】</b></p> <p>職員に対し、こまめな安全確認やゆとりを持った運行の実施と注意喚起を図るとともに、県民センターや健康福祉部が開催する安全運転講習会に参加しました。</p>

**【松阪保健福祉事務所】**

- ・ 所内課長会議で事故の発生状況を説明するとともに、事故防止を徹底するよう注意喚起を行いました。
- ・ 職員の交通安全研修の参加に努めました。

**【児童相談センター】**

- ・ 室長・所長会（センター会議）において交通安全についての注意喚起を行うとともに、センター各室内職員及び児童相談所職員においても所内会議等で安全運転、法令遵守の注意喚起を行いました。
- ・ 庁内メール等を通じ、全職員に対して安全運転、法令遵守の注意喚起を行いました。
- ・ 健康福祉部主催の「安全運転講習会」への職員の積極的な参加を促し、安全運転意識の高揚を図りました。

**2 取組の成果**

**【健康福祉部全体】**

- ・ 研修会の開催を始め様々な取組を通じ、職員の安全意識及び県有財産管理意識を高めました。
- ・ 公用車での事故件数（保健福祉事務所、地域機関含む）  
平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月 13 件（負担割合有、自損）  
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 12 件（ ” ” ）

**【各所属の状況】**

- ・ 平成 21 年度に公用車による事故（負担有、自損）が発生した所属のうち、健康福祉総務室、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、児童相談センターについては平成 22 年度も事故が発生したことから、職員への安全運転意識の高揚について、一層の徹底を図りました。

**平成 23 年度以降（取組予定等）**

**【健康福祉部全体】**

- ・ 室長会議、地域機関長会議等を通じて交通安全についての注意喚起を徹底して行うとともに、「交通安全レポート」による全職員への周知や安全運転講習会の実施により安全運転についての意識高揚を図るなど、平成 22 年度と同様に交通事故防止に取り組んでいきます。

**【各所属の状況】**

- ・ 平成 22 年度の公用車による事故（負担割合有、自損）の発生状況は、健康福祉総務室（1 回）、長寿社会室（1 回）、鈴鹿保健福祉事務所（1 回）、津保健福祉事務所（3 回）、伊勢保健福祉事務所（1 回）、伊賀保健福祉事務所（1 回）、尾鷲保健福祉事務所（2 回）、児童相談センター（各児童相談所含む、2 回）の計 12 回と、平成 21 年度の 13 回を下回っています。しかしながら、そのうち、健康福祉総務室、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、伊勢保健福祉事務所、児童相談センターについては、2 年連続して事故が発生しています。  
この状況を真摯に受け止め、日常的な安全運転の啓発、交通安全講習会への参加等により、交通事故再発防止に取り組みます。



<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況</p> <p>母子及び寡婦福祉資金特別会計</p> <p>(1) 貸付金元利収入の収入未済額が平成 22 年 5 月 31 日現在、383,842,490 円(対前年度比 100.3%)で、前年度と比べて 1,323,909 円増えており、公平性の観点から収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員の活用 未収債権管理事務嘱託員 2 名を配置し、県福祉事務所に配置している母子自立支援員とともに、滞納者についての絞り込みを行ったうえで、滞納者の個別訪問や手紙、電話による督促を行いました。</p> <p>(2) 未収金の発生防止 貸付申込時に連帯借受人である子に対する面接を引き続き実施し、貸付の必要性や連帯保証人の意思確認等の審査をより一層厳正に行い、未収金の発生防止に取り組みました。また、口座振替の活用を推進しました。</p> <p>(3) 民間回収会社への委託 民間の債権回収のノウハウを活用し、収納促進を図るため、未収債権（一部）の回収業務を民間会社に委託していますが、対象者の見直し、委託対象債権の拡大を行いました。</p> <p>(4) 不納欠損の内容 滞納者へ文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済によって対応し、時効の中断を図りました。しかし、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権には、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、調査、確認を行ったうえで、不納欠損を行いました。</p> <p>(5) その他 担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 償還金の口座振替の採用率が平成 18 年度末の 64.1%から平成 22 年度末は 72.3%となり、より確実な収納が見込めるようになりました。</p> <p>(2) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果、平成 22 年度末現在で 23,327 千円を収納しました。</p>
<p><b>平成 23 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き雇用し、電話督促・文書催告・訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金について、民間の回収業務のノウハウを活用し、徴収率の向上を図ります。また、引き続き口座振替の採用を推進します。</p> <p>(3) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯借受人・連帯保証人への催告を継続して行います。</p>